

自己点検・評価報告書

2013 年 3 月 27 日

鹿児島大学大学院
司法政策研究科法曹実務専攻

研究科長 署名欄

印

目 次

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	3
第3	自己点検・評価の内容と結果	4
第1分野	運営と自己改革	4
1-1	法曹像の周知	4
1-2	特徴の追求	8
1-3	自己改革	12
1-4	法科大学院の自主性・独立性	20
1-5	情報公開	22
1-6	学生への約束の履行	25
第2分野	入学者選抜	27
2-1	入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉	27
2-2	既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉	33
2-3	多様性〈入学者の多様性の確保〉	37
第3分野	教育体制	40
3-1	教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉	40
3-2	教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉	65
3-3	教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉	68
3-4	教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉	70
3-5	教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉	71
3-6	教育支援体制（1）〈担当授業時間数〉	73
3-7	教育支援体制（2）〈研究支援体制〉	76
第4分野	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	79
4-1	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉	79
4-2	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉	89
第5分野	カリキュラム	95
5-1	科目構成（1）〈科目設定・バランス〉	95
5-2	科目構成（2）〈科目の体系性・適切性〉	98
5-3	科目構成（3）〈法曹倫理の開設〉	102
5-4	履修（1）〈履修選択指導等〉	104
5-5	履修（2）〈履修登録の上限〉	107
第6分野	授業	109
6-1	授業	109
6-2	理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉	125
6-3	理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉	129
第7分野	学習環境及び人的支援体制	138
7-1	学生数（1）〈クラス人数〉	138
7-2	学生数（2）〈入学者数〉	139
7-3	学生数（3）〈在籍者数〉	140
7-4	施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉	141

7-5	施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉	144
7-6	教育・学習支援体制	146
7-7	学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉	148
7-8	学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉	152
第8分野	成績評価・修了認定	154
8-1	成績評価〈厳格な成績評価の実施〉	154
8-2	修了認定〈修了認定の適切な実施〉	160
8-3	異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉	164
第9分野	法曹に必要なマインド・スキルの養成	167
9-1	法曹に必要なマインド・スキルの養成〈法曹養成教育〉	167
第4	その他	
別紙	学生数及び教員に関するデータ	
別紙	教員個人調書	

第1 法科大学院の基本情報

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 大学（院）名 | 鹿児島大学大学院 |
| 2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 | 司法政策研究科
法曹実務専攻 |
| 3. 開設年月 | 平成16年4月 |
| 4. 当該大学院課程の教学責任者 | 氏名 米田 憲市（健一）
所属・職名 司法政策研究科
教授（研究科長）
連絡先 099-285-7663 |
| 5. 認証評価対応教員・スタッフ | |
| ① 氏名 | 志田 惣一 |
| 所属・職名 | 司法政策研究科
教授（副研究科長） |
| 役割 | 自己点検・評価責任者 |
| 連絡先 | 099-285-7637 |
| ② 氏名 | 中島 宏 |
| 所属・職名 | 司法政策研究科・教授 |
| 役割 | 教育活動点検・評価委員会責任者 |
| 連絡先 | 099-285-7574 |
| ③ 氏名 | 小栗 實 |
| 所属・職名 | 司法政策研究科・教授 |
| 役割 | 教育活動点検・評価委員会委員 |
| 連絡先 | 099-285-8857 |
| ④ 氏名 | 前田 稔 |
| 所属・職名 | 司法政策研究科・教授 |
| 役割 | 教育活動点検・評価委員会委員 |
| 連絡先 | 099-285-7664 |
| ⑤ 氏名 | 紺屋 博昭 |
| 所属・職名 | 司法政策研究科・教授 |
| 役割 | 教育活動点検・評価委員会委員 |
| 連絡先 | 099-285-7621 |
| ⑥ 氏名 | 南 由介 |
| 所属・職名 | 司法政策研究科・准教授 |
| 役割 | 教務委員会責任者 |
| 連絡先 | 099-285-7668 |
| ⑦ 氏名 | 村山 洋介 |
| 所属・職名 | 司法政策研究科・教授 |

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| | 役割 | 教務委員会委員 |
| | 連絡先 | 099-285-8945 |
| ⑧ | 氏名 | 中村 智子 |
| | 所属・職名 | 法文学部事務長 |
| | 役割 | 自己点検・評価の事務責任者 |
| | 連絡先 | 099-285-7510 |
| ⑨ | 氏名 | 内野 譲二 |
| | 所属・職名 | 法文学部専門職大学院係長 |
| | 役割 | 自己点検・評価の各種資料作成 |
| | 連絡先 | 099-285-7504 |
| | | hdaigakuin@kuas.kagoshima-u.ac.jp |
| | | 〒890-8580 鹿児島市郡元 1-21-30 |
| ⑩ | 氏名 | 濱平 幸典 |
| | 所属・職名 | 企画評価課大学評価係長 |
| | 役割 | 自己点検・評価の各種資料作成 |
| | 連絡先 | 099-285-3296 |
| | | ssenmon@kuas.kagoshima-u.ac.jp |
| | | 〒890-8580 鹿児島市郡元 1-21-24 |

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

本自己点検・評価報告書は、下記のプロセスを経て作成された。

平成 24 年 3 月 12 日	平成 23 年度第 97 回司法政策研究科教授会において、日弁連法務研究財団の認証評価を受けることを決定した。
平成 24 年 4 月 10 日	平成 24 年度第 1 回教育活動点検評価委員会(F D委員会) (委員長・米田教授, 委員長代理・中島教授, 小栗教授, 前田教授, 紺屋教授)において、自己点検・評価申告書の執筆者原案を策定。
平成 24 年 6 月 5 日	平成 24 年度第 1 回将来構想委員会において、自己点検・評価申告書の執筆者原案を審議し了承。
平成 24 年 6 月 13 日	第 100 回司法政策研究科教授会で、執筆者決定報告。調査を開始。
平成 24 年 8 月 2 日	日弁連法務研究財団より小林光明弁護士(東京弁護士会所属)の派遣を受け、認証評価作業についての説明を受けた。
平成 25 年 10 月 30 日	平成 24 年度第 6 回F D委員会で、自己点検・評価報告書作成の進捗状況等を報告。
平成 24 年 12 月 5 日	平成 24 年度第 7 回F D委員会で、自己点検・評価報告書作成の進捗状況等を報告。
平成 25 年 1 月 8 日	平成 24 年度第 8 回F D委員会で、自己点検・評価報告書作成の進捗状況等を報告。
平成 25 年 2 月 6 日	平成 24 年度第 9 回F D委員会で、自己点検・評価報告書作成の進捗状況等を報告。
平成 25 年 3 月 5 日	平成 24 年度第 10 回F D委員会で、自己点検評価報告書原案を審議。
平成 25 年 3 月 6 日	第 109 回司法政策研究科教授会において原案を審議。
平成 25 年 3 月 11 日	平成 24 年度第 11 回F D委員会で、自己点検評価報告書原案を審議。
平成 25 年 3 月 13 日	第 110 回司法政策研究科教授会において、審議し決定。

第3 自己点検・評価の内容と結果

第1分野 運営と自己改革

1-1 法曹像の周知

(評価基準) 養成しようとする法曹像が明確であり、関係者等に周知されていること。

1 現状

(1) 養成しようとする法曹像

鹿児島大学は、地域とともに社会の発展に貢献する総合大学として、幅広い教養教育と高度な専門教育を行うとともに、地域の特性を活かした「進取の気風」¹を養うことを旨とし、法学系専門教育については、南九州の基幹大学としての役割を果たしてきた。法科大学院たる鹿児島大学大学院司法政策研究科法曹実務専攻（以下、鹿児島大学を「本学」といい、本学大学院司法政策研究科を「本学法科大学院」という。）も、この一環として「地域に学び、地域に貢献する」ことを理念として設置したものである。

この理念の下で、本学法科大学院が養成しようとする法曹は、これからの司法のあり方や法曹集団としての活動のあり方を検討・提案して実現することができる法曹である。それを起点として、新しい地域社会の構築に法的側面から積極的に取り組むことや、司法制度と市民生活・行政活動・経済活動を架橋することなど、自発的に社会に働きかける活動的な法曹となることが期待される。

本学法科大学院は、地域社会の実情はもちろん、そこで果たしている司法制度や隣接職を含む法律実務家の役割の実態を把握し、これからの司法のあり方や法曹集団としての活動のあり方を検討・提案して実現する法曹、言い換えると司法自体のあり方を構想・提案・実現する「司法政策」に取り組むことのできる法曹を養成することをミッションとしている。

他の多くの法科大学院が「法務研究科」という研究科名を採用する中、本学法科大学院が「司法政策研究科」という名称を採用したのは、それを明確にするためである²。

これらのうえで、この法曹像をより具体的にイメージしてもらうために、平成24年11月に研究科として「法曹に必要とされるマインドとスキルー鹿児島大学法科大学院が養成する法曹」を制定し、あらためて学生、教員・事務担当者ほか、社会に対して周知を図っている³。

¹ 【資料 A32】 鹿児島大学憲章 <<http://www.kagoshima-u.ac.jp/about/kensyo.html>>、【資料 A33】 鹿児島大学の基本的目標 <<http://www.kagoshima-u.ac.jp/about/mokuhyo.html>>、【資料 A34】 鹿児島大学教育目標 <<http://www.kagoshima-u.ac.jp/about/mokuhyo-e.html>>。

² 【資料 A35】 名称・設置の趣旨 <<http://www.ls.kagoshima-u.ac.jp/outline/installation.html>>。

³ 【資料 A36】 法曹に必要とされるマインドとスキルー鹿児島大学法科大学院が養成する法曹。

(2) 法曹像の周知

ア 教員への周知，理解

この「法曹像」は，教員の間では十分に理解され，共通の認識の下で教育活動が実施されている。

平成 16 年の開設時に設置審の教員審査手続を経た者は，上記の法曹を養成することを本学法科大学院のミッションと定めるプロセスに，関与していた者である。その後赴任した者についても，赴任時に「司法政策研究科」の名称の由来・意義として十分な説明を受けた上で，それに共感して赴任の決断をしている。

特に専任教員は，本学法科大学院における F D 活動や教授会等におけるカリキュラムや教育体制の改革，あるいは入試方法等の検討など，本学法科大学院の運営に関する問題を検討する際，この「法曹像」とカリキュラムが直結しているので，本学が養成しようとしている法曹像と出会わざるを得ない。すなわち，本学法科大学院の運営の幅広い場面において，本学法科大学院のミッションについての個別理解が進み，議論を通じて相互理解の深めることに，必然的につながることとなる。

本学法文学部教員を含む非常勤講師については，委嘱の際にその点について説明するよう努めている。

事務職員については，毎年改訂されるパンフレットを配布すると共に，入学者オリエンテーションの準備や参加の過程，日常業務においても本学法科大学院が養成しようとする「法曹像」に直面する機会が多々あり，これを通じて，本学法科大学院のミッションに習熟している。

また，これらのうえで上述「法曹に必要とされるマインドとスキルー鹿児島大学法科大学院が養成する法曹」を制定し，教員等に対する周知を図っている。

イ 学生への周知，理解

本学法科大学院では，入学前の説明会はもちろん，入学時オリエンテーションの際に必ず，養成しようとする「法曹像」について，「司法政策研究科」の名称の由来として詳しく説明している。

また，入学後においては，養成しようとする「法曹像」をカリキュラム内で体現する科目として，本学法科大学院が養成しようとする「法曹像」を理論的・体系的・多角的に学ぶ「司法政策論」を，1 年次から選択できる科目として設定している。

加えて設置当初より，今後ますます進展が進む I T を駆使する実務スタイルの確立を目標のひとつとしている「法情報論」と，離島等の司法過疎地における法律相談実習である「リーガルクリニック A（法曹倫理入門を含む）」を必修として，その実践的な側面を身につけられるようにしている。

こうした一連の取組みに加えて、上述「法曹に必要とされるマインドとスキルー鹿児島大学法科大学院が養成する法曹」を制定し、この内容について学生全員を集めたクラスワークを開催して直接伝達している。

ウ 社会への周知

本学法科大学院で養成しようとしている「法曹像」は、本学法科大学院のホームページ（以下、「HP」という。）内

(<http://www.ls.kagoshima-u.ac.jp/>) に上述「法曹に必要とされるマインドとスキルー鹿児島大学法科大学院が養成する法曹」とあわせて掲載しているほか⁴、パンフレット⁵に記載し、様々な学校紹介記事や広告媒体、ニュース・レターを通じて、外部に対して積極的に発信している。

本学が養成しようとする法曹像への取組みを行っていることについて、教員、学生、社会に対する情報発信を行うために、ニュース・レターを発行しており、これらを教員、学生と、鹿児島県弁護士会、宮崎県弁護士会に所属する全弁護士に弁護士会を通じて配布するとともに、それをHPに掲載することを通じて、社会に対して養成しようとする法曹像の周知とそれに向けた取組みを行っていることの理解を獲得する取組みをしている。

こうした取組みの成果として、入学後に自己の志望する法曹像とのミスマッチを訴える学生はいない。

(3) 特に力を入れている取組み

本学が養成しようとする法曹像にかなう人材を養成するために力を入れている取組みとして、なにより上述の離島等司法過疎地における法律相談実習である「リーガルクリニックA（法曹倫理入門を含む）」を必修としていることや、その実施方法を挙げることができる⁶。

「リーガルクリニックA（法曹倫理入門を含む）」は、これまで屋久島、種子島、徳之島で実施しており、司法過疎と呼ばれる地域のなかでも、法サービスの充実の方法に一層の工夫が必要な地域に出向いて合宿形式で開講し、その住民が抱える法律問題についての実態調査や、法律相談によってその問題への第一次的な対処方法についてのアドバイスを行なうことによって、法サービスへのニーズや普及方法、法律問題に対する感受性を涵養し、法律実務で必要とされる相互行為のリテラシーをはぐくむことを目的としている。

そのため、実態調査や法律相談の内容に加え、被相談者としての態度などの相互批評、地域的な特色と法律問題との関係などの検討を行ない、法ニーズや法律相談全体を総括して発表する機会を設けている。これにより、地域に貢献する使命感や倫理観の醸成を図り、本学が養成しようとする法曹像について、体感的にも理解されるようにしている。

⁴ 【資料 A37】 鹿児島大学法科大学院が養成しようとする法曹像 <<http://www.ls.kagoshima-u.ac.jp/outline/installation.html>>。

⁵ 【資料 A2】 鹿児島大学法科大学院パンフレット。

⁶ 【資料 A38】 南日本新聞平成 25 年 2 月 10 日朝刊。平成 24 年度の実習の様子が報道されている。

- (4) その他
特にない。

2 点検・評価

本学法科大学院で養成しようとしている「法曹像」は、それを示すキーワードが研究科名に冠されており、極めて明確であるといえる。とくに、パンフレットやHP、説明会、オリエンテーション等における言及にとどまらず、養成しようとする法曹像が、教育課程における科目の位置づけに直接反映している点は、強調されてよい。

教員においては、専任教員については本学法科大学院の運営に関わる様々な機会に、この「法曹像」が手がかりとされ、様々な改革が行われてきた。事務職員・非常勤教員・学外の者に対しても、周知のための努力がなされている。

学生に対しては、入学前よりそれを知る機会を様々な提供しており、学修の上でも所定の必修科目の履修を通じて、必然的にその「法曹像」と出会い、それを理解し、体得するよう工夫されている。

社会に対しても、HPを通じた発信のみならず、ニュース・レターを鹿児島県弁護士会、宮崎県弁護士会の全所属弁護士に配布しており、地元弁護士会に対しても理解を得る取組みをしている。

これらの取組みの上で、その内容を一層明確にするために「法曹に必要とされるマインドとスキルー鹿児島大学法科大学院が養成しようとする法曹」を制定し、それをもって周知を図っていることは、評価されてよい。

3 自己評定 A

4 改善計画 特にない。

1－2 特徴の追求

(評価基準) 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

1 現状

(1) 本学法科大学院の特徴

本学法科大学院は、鹿児島大学として、地域とともに社会の発展に貢献する総合大学として、幅広い教養教育と高度な専門教育を行うとともに、地域の特性を活かした「進取の気風」を養うことを旨とし、法学系専門教育については南九州の基幹大学としての役割を果たし⁷、法科大学院たる司法政策研究科も、この一環として「地域に学び、地域に貢献する」ことを理念として設置されていることに鑑み、この設置の理念を実現するために、次のような点を特徴として追求している。

①法曹養成と地域貢献の両立

本学法科大学院では、その運営方針として、法曹養成機関という教育機関としての責務を果たすと同時に、地域貢献を通じて地域の司法基盤に貢献することを目指している。

②学生の将来を意識したカリキュラムの実践

本学法科大学院が養成しようとする法曹像を追求するにあたり、そのカリキュラムが前提とするのは、法曹の職域の拡大と日本社会の法的ニーズの拡大という未来である。そのために必要なツールであるITの利用を重視したカリキュラムを展開している。

③三段階の螺旋状の高度化を踏まえた充実した教育課程と少人数によるきめの細かい教育の実施

本学法科大学院が目標とする法曹像を具備した人材を養成するには、少人数教育によるきめの細かい教育指導が必要であり、細かい指導を通じて、学生の学修意欲に応えることを目指している。

④大学の壁を越える教育環境の確保

本学法科大学院は、大学を超えた開かれた学修環境の確保を目指し、九州・沖縄に位置する法科大学院との教育連携を実施している。

(2) 特徴を追求・徹底するための取り組み

ア 法曹養成と地域貢献の両立の取り組みと成果

本学法科大学院は、その運営上の理念として「法曹養成と地域貢献」の両立を目指している。これを象徴する取り組みが、離島等司法過疎地において法律相談実習を実施する2年次必修科目の「リーガルクリニックA」、市内在住者を念頭に置いた法律相談実習科目である「リーガルクリニックB」

⁷ 【資料 A32】鹿児島大学憲章 <<http://www.kagoshima-u.ac.jp/about/kensyo.html>>，【資料 A33】鹿児島大学の基本的目標 <<http://www.kagoshima-u.ac.jp/about/mokuhyo.html>>，【資料 A34】鹿児島大学教育目標<<http://www.kagoshima-u.ac.jp/about/mokuhyo-e.html>>。

である。また、「刑事模擬裁判」の一部として行われる模擬裁判は市民公開で実施され、地域の人々に対する法的啓発の一助とならんとしている。

これらの取組みの成果として、学生に地域に貢献する使命感や倫理観を醸成することに役立っており、修了した弁護士が、司法過疎地での活動を主とする事務所に所属する者や、鹿児島を中心として司法過疎地と関わりのある地域で活動していることを挙げられよう。

また、法曹のキャリア形成を意識した取組みや、教育実践と研究活動を架橋する取組み、中等教育におけるキャリア科目への協力を実施していることも、特徴の追求の取組みの一環であるといえる。

例えば、司法修習生や若手弁護士を対象とした「ロイヤリング実践セミナー」の実施⁸、離島等司法過疎地における法律相談実習への司法修習生や若手弁護士の参加の受け入れや司法過疎を主題とする研究プロジェクトの調査の受け入れ⁹、人事マネジメント実務法研究会の開催¹⁰、鹿児島市立玉龍中学校（中高一貫校）のキャリア教育に協力し、本学の模擬法廷を使ったクラスを開講すること¹¹などである。これらの取組みは、学会等でも注目を得ているとともに、ニュース・レターでも公表しているが、参加者からも好評を得ている¹²。

イ 学生の将来を意識したカリキュラムの実践

先に述べたとおり、本学法科大学院のカリキュラムが前提とするのは、法曹の職域の拡大と日本社会の複雑化・多様化の進展による法的ニーズの拡大という社会状況である。これに対応するために、学生に対する学修上の情報提供やカリキュラムの展開において、新しい時代の実務スタイルの強力なツールとなるIT利用への造詣を深めるとともに、地域を素材とする科目や先端科目を通じて地域や専門領域などの現場固有の実務スタイルへの感受性を涵養しようとしている。

この特色は、「法情報論」、「司法政策論」「リーガルクリニックA」「リーガルクリニックB」、そして「エクスターンシップ」を展開し、カリキュラム全体としての一貫性を確保し、これらを多くの学生が履修することで成果を確保している。

ウ 三段階の螺旋状の高度化を踏まえた充実した教育課程と少人数によるきめの細かい教育の実施

⁸ 【資料 A39】 米田憲市『「臨床教育場面の経験的比較研究」研究チーム、法科大学院の法曹養成課程からキャリア開発まで―鹿児島大学法科大学院の取組み―』臨床法学セミナー、No.9, pp.83-95 (2010)。

⁹ 【資料 A40】 小佐井良太「屋久島法律相談と利用者ニーズ」法学セミナーNo.673 pp.12-13, 【資料 A41】 小佐井良太「司法過疎地における法律相談：鹿児島県島嶼の事例より」『法曹の新しい職域と法社会学』法社会学第76号 pp.158-171, 【資料 A42】 上田國廣・米田憲市『「司法過疎」対策のセカンド・ステップに向けて（特集 ポスト「ゼロ・ワン」時代の司法過疎対策に学ぶ）』法学セミナー（日本評論社）Vol.56, No.1, pp.2-3 (2011)., 【資料 A43】 米田憲市「司法過疎から見る法と社会（特集 ポスト「ゼロ・ワン」時代の司法過疎対策に学ぶ）」法学セミナー（日本評論社）Vol.56, No.1（通巻 673 号） pp.26-29 (2011)。

¹⁰ 【資料 A44】 KULS ニュース・レターNo.36 参照。

¹¹ 【資料 A44】 KULS ニュース・レターNo.32 参照。

¹² 【資料 A44】 KULS ニュース・レターNo.41 参照。

少人数教育によるきめの細かい教育指導を実施するにあたり、1 学年定員を 15 名とし、法律基本科目の学修においても、講義系の科目、問題演習科目、総合問題演習科目への三段階の螺旋状に高度化するカリキュラムを組むことと、厳格な成績評価の実施、チューター制度と少人数教育におけるきめの細かい指導を通じて、学生の学修意欲に応じている。

エ 大学の壁を越える教育環境の確保

本法科大学院は、大学を超えた開かれた学修環境の確保を目指し、九州・沖縄に位置する法科大学院との教育連携を実施している。

九州・沖縄法科大学院教育連携においては、協調と競争を旨として、各法科大学院の特色となる科目の相互提供や共同開講の科目を設定することなどにより、カリキュラムの多様化や充実を図っている¹³。

また、九州大学法科大学院とは、特別聴講学生として相互に未修の課程の 3 年次をそれぞれの大学で学修することができる制度を設け、本学の学生であれば、所定の要件を満たせば 3 年次を九州大学法科大学院で学修することが可能となる¹⁴。こうした取組みにより、学生に対して、より多様で充実したカリキュラムと、他大学の学生とともに学ぶ開かれた学修機会を提供すると共に、各教員においても共同講義などの展開や F D 活動での協力関係において、他の大学の教員の取組みを知る機会を設けることで、教育方法や教育水準の改善に資することを目指している。

(3) 取組みの効果の検証

ア 法曹養成と地域貢献の両立の効果の検証

これらの取組みについては、これまで日本弁護士連合会¹⁵、臨床法学教育学会¹⁶、情報ネットワーク法学会¹⁷、他の大学で先端的な取組みを行う研究所¹⁸などからも実践内容の報告や発表を求められるものとなっており、こうした機会に積極的に取組みを報告して評価を検証する機会とするとともに、リーガルクリニックなどでは、相談者にアンケートをお願いして、

¹³ 【資料 A45】九州大学法科大学院、熊本大学法科大学院、鹿児島大学法科大学院及び琉球大学法科大学院における教育連携に関する協定書、および【資料 A46】九州・沖縄法科大学院教育連携リーフレット参照。

¹⁴ 【資料 A47】九州大学法科大学院および鹿児島大学法科大学院の滞在型特別聴講学生の受入れに関する協定書、および【資料 A5-1】鹿児島大学大学院司法政策研究科における特別聴講学生として修得した単位認定に関する申し合わせ参照。

¹⁵ 【資料 A48】米田 憲市「離島等司法過疎地における法律相談実習-鹿児島大学法科大学院の取組みから（特集 臨床法学の課題と展開）」自由と正義 Vol.60, No.4 (723) pp.63-65 (2009), 【資料 49】日本弁護士連合会「第 24 回司法シンポジウム基調報告書 司法による市民の権利確立を目指して-担い手としての法曹の強化」p.105 では、弁護士達により推薦された「ベスト・プラクティス」として紹介されている。

¹⁶ 【資料 A50】米田 憲市「鹿児島大学法科大学院の実習・臨床科目の効果と成果-社会との関わりの視点から」法曹養成と臨床教育 Vol.2, pp.138-145 (2009)は、当該学会での報告の記録である。

¹⁷ 「法情報論」について、情報ネットワーク法学会のシンポジウムで報告をした記録として、【資料 A51】笠原毅彦、米田憲市、角田篤泰、ルーク・ノテッジ、稲垣直樹「法学教育の I T 化-大学間連携を視野に入れて」情報ネットワーク・ロー・レビュー Vol.8, pp.191-224 (2009)。

¹⁸ 早稲田大学臨床法学教育研究所のセミナーでの報告の記録として、【資料 39】米田憲市、『臨床教育場面の経験的比較研究』研究チーム、法科大学院の法曹養成課程からキャリア開発まで-鹿児島大学法科大学院の取組み- 臨床法学セミナー, No.9, pp.83-95 (2010)。

その取組みの効果を確認するなどしている¹⁹。また、各取組の関係者にニュース・レターへの寄稿をお願いして、取組内容への評価を得られるようにしている。

イ 学生の将来を意識したカリキュラムの実践の成果の検証

これについては、受講者数や授業時のレポート課題、授業アンケートの結果を通じて、その効果を検証するようにしている。また、修了し弁護士となった者が、司法過疎地域を念頭に置いた法律事務所や、司法過疎地と関わりの深い弁護士会に所属して活動していることはその成果として考えることができる。

ウ 三段階の螺旋状の高度化を踏まえた充実した教育課程と少人数教育によるきめの細かい教育の実施。

これについては、FD活動全般を通じて検証するとともに、受講者数や授業時のレポート課題、授業アンケートを通じて、その効果の検証をするようにしている。

エ 大学の壁を越える教育環境の構築の成果の検証

この取組の中核となる九州・沖縄法科大学院教育連携の協議会でそれぞれの大学の取組みを報告し合い、点検するとともに、各大学での取組みの受講者による授業アンケートなどで、その成果が点検される。

(4) 特に力を入れている取組み

上記のとおり。

(5) その他

特にない。

2 点検・評価

「地域に学び、地域に貢献する」法科大学院としての特徴の追求を極めて積極的に行っており、優れた水準にあると言える。

3 自己評価

A

4 改善計画

特にない。

¹⁹ このアンケートを用いた研究成果として、【資料 A40】小佐井良太「屋久島法律相談と利用者ニーズ」法学セミナーNo.673 pp.12-13、【資料 41】小佐井良太「司法過疎地における法律相談：鹿児島県島嶼の事例より」『法曹の新しい職域と法社会学』法社会学第 76 号 pp.158-171 がある。

1－3 自己改革

(評価基準) 自己改革を目的とした組織・体制が、適切に整備され機能していること。

1 現状

(1) 組織・体制の整備

本学法科大学院における自己改革の取組みは、本学における入学者選抜や司法試験の合格状況からみても、その重要性は明らかであり、組織が一体となってさまざまな取組を自覚的かつ積極的に行うこと自体、本学法科大学院の構成員共通の認識である。法曹に対する社会の要請の変化を踏まえ「目指す法曹像」そのものをたえず点検することや、教育組織・体制のみならず、入学者選抜や修了認定の方法・内容、学修環境、教育内容・教育方法をはじめ、幅広くかつ不断に自己改革を行うことに取り組んでいる。

これを実施するために、本学法科大学院における研究科全体の運営体制は、鹿児島大学大学院司法政策研究科組織運営規則と鹿児島大学大学院司法政策研究科設置委員会規則に定められ、それに基づく組織運営が行われている。

現在抱えている課題に対する自己改革の実施という視点からみたこの組織体制は、鹿児島大学大学院司法政策研究科組織運営規則のもとで、司法政策研究科教授会をそのための審議・決定機関として²⁰、具体的な方針を策定する司法政策研究科運営会議²¹がその中心的役割を担い、常設委員会²²がそれぞれの所掌にかかる分野の自己改革の取組の検討・提案を運営会議および教授会に対して行い、教授会の決定に基づいてその実施を担うものである。また、現在、必要と認められる場合に設置する特別委員会²³の中に将来構想委員会が置かれており²⁴、運営会議から諮問、付託された将来構想にかかる案件を検討し答申する体制を取っているほか、自己改革を踏まえた組織運営を実施するための委員会や委員を設けている²⁵。

なお、常設委員会のうち教務委員会、教育活動点検評価委員会（FD委員会）、学生生活委員会については、それぞれに対応する全学委員会を構成する委員を含めるとともに、大学運営に関わる全学委員会の委員を配置し、大学全体の取組みとの連携・調整を図っている。

上記の組織体制により、法科大学院に求められる社会的使命を果たしているか、どの程度果たしているか、その問題に対してどう取り組もうとしているか、社会の法曹に対する養成の変化に対応しているか、法曹養成に求められる教育体制等に工夫の余地はないかを探索探求し、具体的な教育体制等に

²⁰ 【資料 A5-1】鹿児島大学大学院司法政策研究科教授会規則。

²¹ 【資料 A5-1】鹿児島大学大学院司法政策研究科組織運営規則第 6 条。

²² 【資料 A5-1】鹿児島大学大学院司法政策研究科組織運営規則第 7 条。

²³ 【資料 A5-1】鹿児島大学大学院司法政策研究科組織運営規則第 8 条。

²⁴ 【資料 A5-1】鹿児島大学大学院司法政策研究科特別委員会要項。

²⁵ 【資料 A52】司法政策研究科各種委員名簿。

つき、PDCA サイクルを意識して、自己改革が推進されるよう工夫している。

本学法科大学院の自己改革を担う各組織の名称、根拠規定、構成員、目的は、下記の通りである。

①教授会

根拠規定 鹿児島大学司法政策研究科教授会規則

構成員 専任の教員および准教授ならびに年間 6 単位以上の授業を担当し専任と見なされる教授および准教授

目 的 次の事項を審議する。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 学生の入学、修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) 研究科長の選考に関する事項
- (4) 教員の採用、昇任の選考に関する事項
- (5) 授業担当教員の選考に関する事項
- (6) 中期目標・計画及び年次計画に関する事項
- (7) 研究科諸規則の制定及び改廃に関する事項
- (8) その他教育又は研究に関する重要事項

②運営会議

根拠規定 鹿児島大学学則第 12 条第 2 項および鹿児島大学大学院司法政策研究科運営会議規則

構成員 研究科長、副研究科長、事務長、その他研究科長が必要と認めるもの。

主たる目的 次の掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科の将来計画に関する事項
- (2) 中期目標・計画及び年次計画に関する事項
- (3) 概算要求に関する事項
- (4) 研究科予算配分案の策定に関する事項
- (5) 研究科の評価及び教員の評価・査定に関する事項
- (6) 兼業兼職審査に関する事項

③将来計画委員会

根拠規定 鹿児島大学大学院司法政策研究科組織運営規則第 8 条および鹿児島大学大学院司法政策研究科設置委員会規則第 9 条ならびに鹿児島大学大学院司法政策研究科将来構想委員会要項

構成員 研究科長、副研究科長、教授または准教授のうちから選出された委員

主たる目的 司法政策研究科の将来構想に関するものを審議する

④常設委員会

入試委員会・教務委員会・教育活動点検評価委員会（F D 委員会）・学生生活委員会・予算委員会・人事評価関係委員会

根拠規定 鹿児島大学大学院司法政策研究科組織運営規則第9条および同
第7条ならびに鹿児島大学大学院司法政策研究科設置委員会規
則

構成員 教授または准教授のうちから選出された者

主たる目的

入試委員会 入試全般に関する事項

教務委員会 教務全般に関する事項

教育活動点検評価委員会²⁶

(1) 司法政策研究科において実施するファカルティ・デベロップメント
に関すること

(2) 国立大学法人鹿児島大学ファカルティ・デベロップメント委員会か
ら付託された事項に関すること

(3) 鹿児島大学の認証評価, 法人評価および司法政策研究科の認証評価
に関する事項

学生生活委員会 学生生活に関する事項

予算委員会 予算全般に関する事項

人事評価委員会 教員の人事評価に関する事項

(2) 組織・体制の活動状況

上記(1)の組織の活動状況・内容, 議事録や報告書等については, 下記の通り。

①教授会

活動状況 第2水曜日を定例とし, 必要な場合に臨時に開催されている。

内 容 本学法科大学院の最高決定機関として, 自己改革に関する事項
を含め研究科の取組全般について審議決定している。

議事録 あ り

②運営会議

活動状況 第1火曜日を定例とし, 必要な場合に研究科長が招集して開催
されている。

内 容 研究科長, 副研究科長, 事務長のほか, 自己改革を確実に実施
するために, 入試委員長, FD委員長, 学生生活委員長を構成
員としている。常設委員会, 特別委員会の活動を受け, 本学法
科大学院における取組の具体的な方針を策定し, 組織全体で決
定すべき事項を教授会の審議に付している。

議事録 あ り

③特別委員会²⁷

・将来構想委員会

²⁶ 【資料 A5-2】鹿児島大学大学院司法政策研究科教育活動点検評価委員会規則および【資料 A5-2】教育活動点検評価委員会活動の実施に関する申合せ。

²⁷ 【資料 A5-1】鹿児島大学大学院司法政策研究科特別委員会要項。

活動状況 必要に応じて随時委員長たる研究科長が招集し、開催している。

内 容 司法政策研究科の将来構想に関することにつき、研究科長、副研究科長、入試委員長、教務委員長、教育活動点検評価委員長、学生生活委員長を構成員として、研究科長または運営会議が諮問した事項を審議した。例えば、平成 25 年度の教員採用計画の検討とそこにおいてジェンダー・バランスを考慮すること²⁸や、大学全体の男女共同参画推進事業に対応する推進計画²⁹などを提案した。

議事録 あ り

・就職委員会

活動状況 必要に応じて委員長が招集して、開催している。

内 容 修了生の進路情報把握や、就職支援を行っている。法科大学院協会職域拡大委員会からのジュリナビの参加への呼びかけや修了生進路調査の要請に応じてその参加を検討、参加を決定したり、ジュリナビの学生向けの登録の呼びかけなどを実施した。

議事録 あ り

④常設委員会

・入試委員会

活動状況 必要に応じて委員長が招集し開催している。

内 容 本学法科大学院における入学者選抜の在り方、その具体的な実施方法につき審議してきた。入学者選抜における競争倍率の確保や入学定員未充足の問題に対応するために積極的に改善を策定し、入学者選抜試験の実施につき、必要に応じて教務委員会、広報委員会と連携して活動した。具体的には、平成 21 年度の入学定員 30 名から 15 名への見直し、平成 22 年度の既修者認定試験の導入、平成 24 年度の 2 年修了コースを導入や選抜方法を多様化、平成 25 年度の長期履修制度の導入を検討するなど、現在の入学者選抜で抱える問題に対応するため、入試方式の変更のための検討を行って運営会議に提案したことや、試験会場を鹿児島・東京に加え、大阪、福岡を加えること、入試説明会の企画実施を広報委員会と連携して行ってきた。入学者選抜にかかる具体的な取組みは、第 2 分野に記載した。

議事録 あ り

・教務委員会

²⁸ 【資料 6-1】（閲覧）鹿児島大学大学院司法政策研究科将来構想委員会議事録。

²⁹ 【資料 53】部局等における男女共同参画推進に係る方針等（司法政策研究科）。

活動状況 月末最終水曜日を定例として、必要に応じて委員長が招集して開催している。

内 容 本学法科大学院における教務事項全般を審議し、教育活動全般を担っている。必要に応じて、教育活動点検評価委員会や入試委員会、学生生活委員会と連携して、教育活動全般の点検や自己改革の推進を担ってきた。例えば、未修者教育の改善のための科目構成や配当単位数拡充の検討、既修者認定制度の在り方、2年修了コースの設置とそれに伴う科目構成や履修科目の在り方の検討、厳格な成績評価に基づくGPAによる進級判定方式の導入、本学法科大学院独自の奨学金制度や授業料免除制度に関する選考基準の検討など。これらの詳細は、第5分野、第6分野、第8分野などに記載した。

議事録 あ り

・教育活動点検評価委員会（FD委員会）

活動状況 月末最終水曜日を定例として、必要に応じて委員長が招集して開催している。

内 容 本学法科大学院におけるファカルティ・デベロップメントに関する計画を審議し、その実施を担っている。本学の教育活動全般につき、「目指す法曹像」が適切なものか、教育組織・体制の在り方、教育内容・教育方法についての点検や改善策、そのための活動の企画をはじめ、特に教育面において、幅広くかつ不断に自己改革を行うための起点となっている。本学法科大学院では、司法試験の合格状況を受け、授業改善の努力を行ってきたが、そのための具体的方策を策定し、「目指す法曹像」の十分に踏まえ法曹養成教育全体として充実したものになるよう、教育活動を点検評価してきた。この詳細は、第4分野に詳細に記載し、その成果は第9分野の反映されている。

議事録 あ り

・学生生活委員会

活動状況 委員長が招集し、随時開催している。

内 容 学生生活に関する事項全般を審議し、学生生活を支援するために、必要に応じて教務委員会と連携して取り組んでいる。例えば、担任制度を通じた個別クラスワークによって学生面談などを実施し、学生の学修状況や生活状況を把握して、クラスワーク概況報告書を作成し教授会に報告することや、本学法科大学院独自の奨学金の受給学生の選考などを実施した。この詳細は、第7分野の関係箇所に記載し

た。

議事録 あ り

・予算委員会

活動状況 委員長が招集し、随時開催している。

内 容 研究・教育活動を充実させるべく、研究科の予算全般について審議している。

議事録 あ り

・人事評価関係委員会

活動状況 委員長が招集し、随時開催している。

内 容 教員の人事評価の実施に関する事項を担当し、大学全体の構成員評価の実施を担当している。

(3) 組織・体制の機能状況

自己改革の取組みについては、本学における入学者選抜や司法試験の合格状況による必要性、重要性はもとより、我が国の法曹養成制度全体や法曹の職域の置かれた状況に対応する必要性から、組織全体としてさまざまな取組を自覚的かつ積極的に行うことが構成員共通の認識である。

その認識の下、法曹に対する社会の要請の変化を踏まえ「目指す法曹像」そのものをたえず点検することや、教育組織・体制のみならず、入学者選抜や修了認定の方法・内容、学修環境、教育内容・教育方法をはじめ、幅広くかつ不断に自己改革を行うことに取り組んでいる。本学法科大学院では、上述(1)(2)の体制のもと、法曹養成制度に関する諸官庁をはじめとする各所での検討の機会に公開された情報や改善提案についての本学における点検や、司法試験の合格状況の分析、入学者選抜、修了認定等に関する事項を含む法曹養成教育の状況等の検証をもとに、法科大学院に求められる社会的使命をどの程度果たしているかについて継続的に検証し、これらにおいて見出された問題点や解決の工夫のための取組みを行ってきた。

これらの検証等の結果を踏まえ、よりよい法曹養成教育が可能になるよう改善の取組みを組織が一体となって実施するため、運営会議を方針決定や情報の集約点とし、関係常設委員会などとの連携を通じて、自己改革の取組みを進めている³⁰。

この取組みと歩調を合わせ、現在の本学法科大学院が置かれた状況を大学全体としても真摯に受け止め、全学としてその自己改革の取組みの推進を支援する体制を取っている³¹。

(4) 特に力を入れている取組み

³⁰ これらの取組みのより詳しい状況は、入試についての詳細は本報告書第2分野、教育内容にかかるFD活動については第4分野の記載を参照。

³¹ 【資料54】文部科学省への提出書類「課題を抱える国立大学法科大学院における抜本的な改善・見直しに向けた計画の提出について」(平成24年12月24日)にまとめられている。

自己改革は、継続的かつ幅広く取り組むことが重要であるが、入学者選抜、司法試験の合格状況に鑑みても、本学法科大学院にとって増して重要な課題であり、上述の通り、組織を挙げて取り組んでいる。

(5) その他

本学では、大学全体における自己点検・評価活動（学校教育法第 109 条第 1 項）の一環として、平成 23 年度、新たな規則（国立大学法人鹿児島大学における部局等の自己評価の実施要項）を制定し、毎年度、学部・研究科等ごとに、指定された様式で、自己点検・評価書（「組織評価書」）を作成、まとめて公表することとしており、法科大学院においてもこれを作成した。

また、上記の他にも、平成 24 年度は全学一斉評価を実施する年であり、まずは学部・研究科等ごとに自己評価書を作成、それを基に、全学の自己評価書を作成することとしており、本学法科大学院でも自己評価書を作成した。（今回の対象年度は平成 21～23 年度である）。

2 点検・評価

本学法科大学院における自己改革の取組みにおいて、積極的に自らの課題を見出し、組織が一体となってさまざまな改革の取組みを自覚的かつ積極的に行うことは、本学法科大学院の構成員共通の認識となっている。この認識の下、法曹に対する社会の要請の変化を踏まえ「目指す法曹像」そのものをたえず点検することや、教育組織・体制のみならず、入学者選抜や修了認定の方法・内容、学修環境、教育内容・教育方法をはじめ、幅広くかつ不断の取組みとして自己改革が行われている。

本学法科大学院では、上述の通り、法科大学院に求められる社会的使命を果たしているか、どの程度果たしているか、その問題に対してどう取組もうとしているか、社会の法曹に対する養成の変化に対応しているか、法曹養成に求められる教育体制等に工夫の余地はないかを探索探求し、具体的な教育体制等につき、PDCA サイクルを意識して、自己改革が推進されるよう工夫している。

現状では、こうした自己改革を行うための体制と活動は適切かつ相当程度良好に実施されているものの、入学者選抜や司法試験の合格状況に鑑みると、その成果を確保するにはさらなる努力が必要であり、非常に良好に実施しているとまでは言えない。

3 自己評定

B

4 改善計画

現在の自己改革の努力を、成果が出るまで徹底して推進する。なお、平成 25 年 3 月に、就職委員会を学生支援委員会と名称変更し、在校生に加えて、修了

生の進路把握や学修・就職支援の取組みを担当することとした。

1－4 法科大学院の自主性・独立性

(評価基準) 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

1 現状

(1) 教授会の権限

本学法科大学院は、大学院司法政策研究科というひとつの独立した部局(すなわち学部と同等)であり、教育内容に関する重要事項の意思決定は、教授会を意思決定機関として、その自主性・独立性が与えられている。

意思決定のルールは、発議主体は、研究科長を中心とする運営会議を主とし、決議主体は教授会であって、カリキュラム、新任教員の採否等の人事、予算の部内配分などを自律的に決定することができる。規定上は、鹿児島大学学則、鹿児島大学大学院学則の下に鹿児島大学大学院司法政策研究科規則(以下、「研究科規則」という。)が定められており、更に教授会については鹿児島大学大学院司法政策研究科教授会規則において次のように規定され、法科大学院の意思決定について十分な権限が与えられている。

- (1) 教育課程に関する事項
 - (2) 学生の入学、修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
 - (3) 研究科長の選考に関する事項
 - (4) 教員の採用及び昇任の選考に関する事項
 - (5) 授業担当教員の選考に関する事項
 - (6) 中期目標・中期計画及び年次計画に関する事項
 - (7) 研究科諸規則の制定及び改廃に関する事項
 - (8) その他教育又は研究に関する重要事項
- (2) 理事会等との関係
- 教育活動に関する重要事項のうち、学長、役員会、経営評議会、教育研究評議会、その他の機関の承認・決議等が必要とされているものはない。
- (3) 他学部との関係
- 他学部との関係では、教授会の意向が実現できなかった例はない。
- (4) 特に力を入れている取組み
- 上記のとおり。
- (5) その他
- 特にない。

2 点検・評価

本学法科大学院における管理運営に関する自主性・独立性については、鹿児島大学学則、鹿児島大学大学院学則の下で、研究科規則、組織運営規則等により、自主性・独立性が尊重されている。

学部レベルの教育組織との独立性も維持されており、本学法科大学院の自主性・独立性は適切な状況の下におかれ、実際上もそれが維持されているので、特に問題はない。

3 自己評価

適合

4 改善計画

特にない。

1－5 情報公開

(評価基準) 教育活動等に関する情報が適切に公開されていること。

1 現状

(1) 公開されている情報の内容

本学法科大学院では、パンフレットなど印刷物³²のほか、ホームページ（HP）³³を通じて、下記の情報を公開している。

①養成しようとする法曹像

- ・設置の理念と養成する法曹像

②入学者選抜に関する事項

- ・学生定員／入試の方針
- ・アドミッション・ポリシー
- ・入試情報

(募集要項※，進学説明・相談会の情報，パンフレット※，過去の入試のデータ，入学者選抜試験問題の内容と出題趣旨，入学試験の結果，成績開示請求制度，転入学試験，科目等履修生)

③教育内容に関する事項

- ・カリキュラム
- ・開講科目
- ・授業内容一覧（シラバス概要版）※
- ・連携教育（九州・沖縄法科大学院教育連携※）

④教員に関する事項

- ・教員組織
- ・教員名，授業担当科目

⑤成績評価・修了者の進路に関するもの

- ・修学の手引き※
- ・進路・就職状況に関する基本データ

⑥学生の学修環境に関するもの

- ・教育研究設備
- ・入学者数／学生・修了者数の推移
- ・奨学金等（奨学金，授業料免除，長期履修制度など）

⑦自己改革の取組み

- ・FD報告書※

⑧その他

- ・地域貢献（無料法律相談の実施，公開模擬裁判など）
- ・KULS ニュース・レター※

³² ①から⑧に掲げたもののうち※印を付したものが印刷物でる。これらはHPにおいても公表されている。

³³ 鹿児島大学法科大学院ホームページ<<http://www.ls.kagoshima-u.ac.jp/index.htm>>

・ニュース（本学法科大学院の活動全般）

また、大学全体のHPの中で本学の規則集が公開されており、本学法科大学院に関しては、入学・学修・試験・課程修了の具体的な根拠規定を学外においても知ることができる³⁴。

教育活動のより具体的な内容を開示するためニュース・レターを発行するとともに、ツイッターを活用して随時本学法科大学院の活動の情報を提供している³⁵。

（２）公開の方法

上述の通り、HPをはじめとし、パンフレットなどの印刷物、ツイッターなどを通じて情報公開を行っている。

（３）公開情報についての質問や提案への対応

本学法科大学院の連絡先については、HP上で、メール・アドレスと電話番号を公開しており、それぞれ問い合わせがあった場合には、法文学部専門職大学院係が窓口になり、関係部署との連携や、担当教員への問い合わせなどにより、迅速かつ丁寧に対応している。

・問い合わせメール・アドレス：ls_info@leh.kagoshima-u.ac.jp

・問い合わせ電話番号：099-285-7504

マスコミ等からの情報開示依頼については、個人情報の保護等の情報管理の観点から検討した上で差し障りのないものの情報公開を行っている。

公開の是非についての判断は、軽微なものであれば当該案件の所轄委員会の責任者、複雑なものであれば運営会議や教授会で協議の上で対応している。

（４）特に力を入れている取組み

HPやツイッターなどインターネットの活用をはじめ、ニュース・レターを発行して、いま現在の法科大学院の活動が伝わるように努めている。

（５）その他

特にない。

２ 点検・評価

①養成しようとする法曹像、②入学者選抜に関する事項、③教育内容等に関する事項、④教員に関する事項、⑤成績評価・修了者の進路等に関する事項、⑥学生の学習環境に関する事項、⑦自己改革の取組みをはじめ、社会が本学法科大学院を評価し、入学を検討するものにとって必要かつ有益である情報が、積極的かつ十分に公開されている。

³⁴ 鹿児島大学規則集。URLは下記の通り。なおこれは、本学法科大学院のHPからもリンクが貼られている。
< http://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_menu.html >

³⁵ @KagoshimaLaw。

3 自己評定
A

4 改善計画
特にない。

1－6 学生への約束の履行

(評価基準) 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

1 現状

(1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

本学法科大学院が、学生に約束した重要事項としては、鹿児島大学法科大学院学生募集要項（以下、「募集要項」という。）に記載した事項、パンフレットに記載した事項やHPに掲載した事項、「修学の手引き」に提示した事項などを挙げることができる。

①パンフレット

本学法科大学院のミッションをはじめ、開講科目などのカリキュラムの特色、教室・自習室・資料室などの学修環境などについて記載している。

②本学法科大学院HP

本学法科大学院の教育活動等に関する情報をHPに公開しており、本学法科大学院で提供される教育内容・学修環境の全体像が掲載されている。

③「修学の手引き」

「修学の手引き」は、入学者に配布される冊子であり、その入学年次の学生に対して入学後に開講する科目の一覧や、本学法科大学院における学修上の注意事項、重要な規則等が掲載されている。

入学志望者は、主として①②を参照して志望校として選択することが想定され、これらは本学法科大学院を志望する重要な要素であるといえる。本学法科大学院においては、入学後に、これを具体的実現するための事項を記載した③の「修学の手引き」を配布し、それに沿った組織運営を行うことにより、学生との重要事項に関する約束を履行している。

(2) 約束の履行状況

学生に約束した事項については、入学前の志望校決定時に提供されている情報の内容に加え、入学後すぐにこれらを具体化する事項を記載した「修学の手引き」を提供して明確なものとし、それに沿った組織運営を通じて履行されている。

授業担当教員については、学生への情報提供時に、情報提供時現在の内容である旨の表示をしており、その後、教員が転出し交代した場合などは、適切に教員を補充し、学生との約束を適切に履行している。

(3) 履行に問題のある事項についての手当

特にない。

(4) 特に力を入れている取組み
上記のとおり。

(5) その他
特にない。

2 点検・評価
学生に約束した事項については、適切に履行されている。

3 自己評価
適合

4 改善計画
特にない。

第2分野 入学者選抜

2-1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 入学者選抜において、適切な学生受入方針、選抜基準および選抜手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜が適切に実施されていること。

1 現状

(1) 学生受入方針

「募集要項」には、学生受け入れ方針として、本学法科大学院の「理念と目的」、「鹿児島大学法科大学院が養成しようとする法曹像（アドミッション・ポリシー）」が記載されており、ホームページ、パンフレットでも公表されている。アドミッション・ポリシーには、本学法科大学院の目標（活動的な法曹）に沿う人材として、法律実務家をめざす明確な問題意識・関心、幅広い教養と柔軟な思考力、的確な判断力、人間的な洞察力と冷静な分析力、社会現象に対して自ら肉薄していく活動力をもった人を歓迎することを明記している³⁶。

(2) 選抜基準と選抜手続

ア 選抜基準

上記の学生受け入れ方針に従って、本学法科大学院では、①推理力や分析力等の論理的思考力、②幅広い教養と柔軟な思考力（コミュニケーションのための能力）、③的確な判断力、人間的な洞察力と冷静な分析力、④目的意識、意欲、社会現象に対する強い関心の有無を、選抜基準としている。これらは、本学法科大学院が、われわれの教育を通じて、学生が「法曹に必要とされるマインドとスキル—鹿児島大学法科大学院が養成する法曹—」を備えていくために、受入（入学）時に有しているべきであると考えられる能力である。

イ 選抜方法³⁷

本学法科大学院では、選抜手続として、「標準（3年）コース試験」「2年修了コース（法学既修者）試験」を、（平成24年度以降）9月（A日程）、11月（B日程）および1月（C日程）の計3回実施している。A・C日程では、標準（3年）コース試験と2年修了コース試験との併願を認めている（B日程では標準（3年）コース試験のみ実施）。定員は、15名である。「募集要項」において、日程ごとに、「標準（3年）コース試験」「2年修了コース試験」に分け、募集人員が記載されている。また、社会人と他学部出身者

³⁶ 【資料 A7】平成25年度鹿児島大学法科大学院学生募集要項（A日程・B日程・C日程）参照。

³⁷ 【資料 A7】平成25年度鹿児島大学法科大学院学生募集要項（A日程・B日程・C日程）「1. 募集人員」「5. 入学者選抜方法」の項を参照。

に対して優先枠を設けている。

入学者選抜方法について、「標準（3年）コース試験」は、法科大学院全国統一適性試験（100点）と、鹿児島大学法科大学院個別試験における小論文（75点）、面接（提出書類）（125点）の結果を総合（300点）して行う。ただし、法科大学院適性試験、小論文、面接ともそれぞれの成績が一定の基準に達していない場合は、他の試験成績にかかわらず不合格とすることがある。

「2年修了コース（法学既修者）試験」は、鹿児島大学法科大学院個別試験における法律学試験の基準（合計点が60%以上であり、全ての科目が配点の40%以上）を満たした者を対象に、法科大学院全国統一適性試験（50点）と、面接（提出書類）（100点）の結果を総合（150点）して行う。ただし、法律学試験の基準を満たした場合であっても、法科大学院適性試験、面接それぞれの成績が一定の基準に達していない場合は、他の試験成績にかかわらず不合格とすることがある。法律学試験については、受験者がⅠ・Ⅱの方式から選択して受験することができ、Ⅱ方式では、法学検定試験委員会が実施する法学既修者試験を利用できる。このように、法律学試験については、2つの方式があるので、総合得点の一部として判断するのではなく、「可否（基準を満たしているか否か）」で判定している。

ウ 選抜基準と選抜方法の関係

選抜基準と選抜方法との関係については、①推理力や分析力等の論理的思考力は、主として適性試験、および小論文（標準（3年）コース）と法律学試験（2年修了コース）、②幅広い教養と柔軟な思考力は、小論文（標準（3年）コース）および面接、③的確な判断力、人間的な洞察力と冷静な分析力、④目的意識、意欲、社会現象に対する強い関心の有無については、主として面接で判断している（したがって、本学法科大学院では、面接により多く配点している。）。

適性試験は、受験者の推理力や分析力等の論理的思考力を判定するものとして利用し、配点の3分の1（標準（3年）コース試験では、300点のうち100点。2年修了コースでは、150点のうち50点。）を割り当てている。また、「法科大学院適性試験については下位15%に含まれないこと」³⁸が合格の条件であることを募集要項に明記している（なお、平成26年度募集要項から「原則として」の文字を削除している³⁹）。

エ 公平性・客観性の担保

本学法科大学院では、「入学を認めることが相当な者」を適切に選抜するために、選抜基準との関係性が高い面接を重視するとともに、受験者の能力にあわせた多様な試験方法を提供し、それらの異なった試験方法が、公平であり、客観的であるよう努力・工夫している。

³⁸ 【資料 A7】平成25年度鹿児島大学法科大学院学生募集要項（A日程・B日程・C日程）「1. 募集人員」「5. 入学者選抜方法」の項を参照。

³⁹ 【資料 A7】平成26年度鹿児島大学法科大学院学生募集要項「5. 入学者選抜方法」。

面接試験については、「採点基準および採点要領」を教授会で審議・承認している。小論文試験の出題（法律学以外の分野）は、複数の出題・採点委員（入試委員会委員長が選任）と入試委員会委員による二重のチェック体制（複数の問題候補を作成し、協議を重ねて、その中から出題する問題を決定する。）がとられている。採点は、「出題趣旨」に基づいて、複数の出題・採点委員が採点基準を定め、その基準に則して採点（受験者の氏名・番号等を不明にして採点）をし、最終的に入試委員会がチェックをする体制がとられている⁴⁰。法律学試験については、分野ごとに1名の出題・採点委員（入試委員会委員長が選任）が出題・採点を担当する。出題については、入試委員会が「出題趣旨」に基づいて、共通的到達目標との関係等をチェックし、採点（受験者の氏名・番号等を不明にして採点）についても、最終的に入試委員会がチェックをする体制がとられている。また、全ての試験において、適性試験に配点の3分の1を割り当てていることも、公平さ、客観性を担保するための配慮からである。

（3）学生受入方針，選抜基準および選抜手続の公開

本学法科大学院は、学生受入方針，選抜基準および選抜手続を「募集要項」およびホームページ等で公開している。例年、4月教授会での内容決定をうけて、「募集要項」を作成し、本学専門職大学院係に常置するほか、他大学等に約500部を発送している。ホームページ上では、教授会承認後直ちに、「募集要項」を掲載し、公開している。

ホームページ⁴¹には、「募集要項」のほか、「入試説明会」「パンフレット（入学案内）」「入学試験問題」「入学試験結果」「成績開示請求制度」「転入学試験」「科目等履修生」の各項目を掲示している。「入学試験問題」⁴²に関しては、小論文および法律学試験の問題を掲載し、公開している。ただし、著作権処理の関係で、小論文の問題文については、引用箇所・変更箇所のみを掲載している。問題用紙の現物は、本学法文学部大学院系の窓口で閲覧することができる。

「入学試験結果」⁴³に関しては、公表しているのは、①志願者数、受験者数、合格者数、追加合格者数、入学辞退者数および入学者数、②合格者（含む、追加合格者）の適性試験得点、③合格者（含む、追加合格者）の個別試験得点および総合計得点、の3項目である。なお①の中では、入学者のうち、法学系学部学科等の出身者数、非法学系学部学科等の出身者数を明らかにしている。

「転入学試験」⁴⁴に関しては、募集人員、出願資格、出願手続、選抜方法、

⁴⁰ 【資料 6-1】（閲覧）平成 24 年度入試委員会（第 4 回・第 5 回・第 7 回）議事録参照。

⁴¹ 【資料 55】入試情報 <<http://www.ls.kagoshima-u.ac.jp/ent-exam/exam-outline.html>>。

⁴² 【資料 56】入学試験問題（HP での公開状況）<<http://www.ls.kagoshima-u.ac.jp/ent-exam/old-test.html>>。

⁴³ 【資料 57】入学試験結果（HP での公開状況）<<http://www.ls.kagoshima-u.ac.jp/ent-exam/results.html>>。

⁴⁴ 【資料 58】転入学試験 <<http://www.ls.kagoshima-u.ac.jp/ent-exam/transference.html>>。

試験期日等を記載した転入学試験実施要項を掲示している（平成 26 年度募集要項から、転入学試験についての記載を掲示した⁴⁵⁾。

入試情報の概略を示した「パンフレット」はホームページの他、本学郡元キャンパス正門横のインフォメーションセンターや東京にある鹿児島大学東京リエゾンオフィスにも置かれており、また全国各大学および地元高等学校等にも広く配布されている。

（４）選抜の実施

本法科大学院では、４月教授会で、入試概要および入試日程⁴⁶⁾、５月教授会で、募集要項⁴⁷⁾、７月教授会で、入試実施要領および面接採点基準・採点要領⁴⁸⁾、９月教授会（入試判定会議）で、入学者選抜試験判定基準⁴⁹⁾を、審議・決定している。また、小論文試験および法律学試験については、前述した厳格なチェック体制のもと、その公平性・客観性の確保に努めている。

受験者の能力の担保という観点からは、法科大学院適性試験について下位 15%に含まれないことが合格の条件であることを募集要項に明記している（小論文および面接についてはそれぞれ４割の得点を獲得していることを基準とする）。その上で、平成 23 年度、同 24 年度、同 25 年度において、競争倍率（受験者数÷合格者数）は、いずれも 2 倍を確保している。

さらに、ホームページにおいて、採点・評価の基準となる「出題趣旨」⁵⁰⁾を公開し、試験（採点・評価）の透明性の確保にも留意している。

また合格者の入学後の能力・成績については、教務委員会、入試委員会、FD 懇談会等において、必要に応じて検証している。入試委員会（入試制度）に関していえば、検討結果は、選抜手続（平成 25 年度入試から、面接試験の配点割合を増やした等）に反映させている⁵¹⁾。

なお、入学者選抜の公正さ・公平さに疑問を提起された事態（投書等）は、これまで発生していない。

入学者選抜の実施状況⁵²⁾は、下記の表の通りである。

平成23年度			平成24年度			平成25年度		
受験者数	合格者数	競争倍率 (%)	受験者数	合格者数	競争倍率 (%)	受験者数	合格者数	競争倍率 (%)
25	12	208	16	8	200	8	4	200

⁴⁵⁾ 【資料 A7】平成 26 年度鹿児島大学法科大学院学生募集要項を参照。

⁴⁶⁾ 【資料 A6-1】（閲覧）第 98 回教授会（平成 24 年 4 月）議事録参照。

⁴⁷⁾ 【資料 A6-1】（閲覧）第 99 回教授会（平成 24 年 5 月）議事録参照。

⁴⁸⁾ 【資料 A6-1】（閲覧）第 101 回教授会（平成 24 年 7 月）議事録参照。

⁴⁹⁾ 【資料 A6-1】（閲覧）第 103 回教授会（平成 24 年 9 月・臨時）議事録参照。

⁵⁰⁾ 【資料 A56】入学試験問題（HP での公開状況）<<http://www.ls.kagoshima-u.ac.jp/ent-exam/old-test.html>>。

⁵¹⁾ 【資料 A6-1】（閲覧）平成 24 年度第 1 回入試委員会議事録参照。

⁵²⁾ 【資料 A11】（閲覧）平成 23 年度法科大学院（司法政策研究科）入試状況、平成 24 年度法科大学院（司法政策研究科）入試状況、平成 25 年度法科大学院（司法政策研究科）入試状況。

本学法科大学院の募集人員（入学定員）は 15 名である。それに対して，受験者数は，平成 23 年度 25 名，同 24 年度 16 名，同 25 年度 8 名である。競争倍率については，いずれの年度においても 200%に達し，これまで述べてきた取組みの結果，入学した者個々の能力（質）の確保については，選抜の目的は十分果たされていると判断しているが，「入学を認めることが相当な者」が適切に選抜されているといえるためには，選抜試験に合格して入学する者の質だけではなく，人数（量）の確保も必要であると考えている。

本学法科大学院では，これまで，入試時期・入試場所を増やして（平成 25 年度から，A，B，C の 3 日程）受験機会を広げる取組み，能力にあわせた多様な選抜方法の提供（平成 25 年度から，2 年修了コース試験の新設），入試説明会の実施（平成 25 年度は，22 回実施。ホームページ「入試情報」「入試説明会」参照。）等の受験者を増やすための努力を続けてきた⁵³。

さらに本年度からは，鹿児島大学法文学部法政策学科と協力して，法科大学院の専任教員が，学部の授業として，法曹を目指す者に必要とされる能力（法科大学院で学修するために必要とされる能力）を涵養するための科目「法律学特殊講義（司法実務）」⁵⁴（平成 24 年 10 月から），「演習（法曹実務）」（平成 25 年 4 月から）を新設し，担当している。また，就業者や介護等に従事している者に，法科大学院の門戸を広げるために，平成 25 年 4 月からの「長期履修制度」の導入を決めた⁵⁵（平成 26 年度募集要項から記載⁵⁶）。

（５）特に力を入れている取組み

上記のとおり。

（６）その他

特にない。

２ 点検・評価

学生受入方針，選抜基準，選抜手続については，いずれも適切であり，明確に規定されている。これら学生受入方針，選抜基準，選抜手続については募集要項およびホームページ等で広く公開され，取組みが質的にも量的にもしっかりと行なわれている。選抜の実施についても，入学を認めることが相当な者を選抜するような慎重な配慮，取組みが行なわれている。

３ 自己評価

⁵³ 【資料 A7】平成 25 年度鹿児島大学法科大学院学生募集要項「１．募集人員」「５．入学者選抜方法」「７．試験場」参照。また，【資料 A59】入試説明会 <<http://www.ls.kagoshima-u.ac.jp/ent-exam/meeting.html>> も参照。

⁵⁴ 【資料 A60】平成 25 年度鹿児島大学法文学部「法律学特殊講義（司法実務）」シラバス。

⁵⁵ 【資料 A5-1】鹿児島大学大学院司法政策研究科研究科規則第 6 条の 2，鹿児島大学大学院司法政策研究科研究科長期にわたる教育課程の履修に関する申合せ。

⁵⁶ 【資料 A7】平成 26 年度鹿児島大学法科大学院学生募集要項参照。

A

- 4 改善計画
特にない。

2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 法学既修者選抜・既修単位認定において、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜・認定が適切に実施されていること。

1. 現状

(1) 既修者選抜、既修者単位の認定の基準および手続⁵⁷⁾

本学法科大学院においては、2年修了コース試験に合格した者が、法学既修者（本学法科大学院の課程において必要とする法学の基礎的な学識を有する者）の認定対象となる。法学既修者として認定された者は、鹿児島大学大学院司法政策研究科規則第4条の3および鹿児島大学大学院司法政策研究科における法学既修者の単位認定等に関する申し合わせに基づいて、1年次配当の法律基本科目（「憲法A・B」「民法A・B・C・D・E」「民事訴訟法A・B」「刑法A・B」「刑事訴訟法A・B」および「法情報論」の32単位を修得したものとみなされる（平成25年度入試から）。なお、本学法科大学院においては、商法、行政法は2年修了コース試験（法律学試験）の試験科目から、そして「修得したとみなされる単位」から外している。

既修者認定（2年修了コース試験「法律学試験」の合否）の判定基準は⁵⁸⁾、「法的知識（1年次配当の法律基本科目における共通的な到達目標）および表現力（論理展開力、構成力、文章力）を十分に身につけていると評価できるか否か」であり、法律学試験（憲法、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）により、判定する。

2年修了コース試験における入学者の選抜は、法律学試験の基準を満たした者を対象に、法科大学院全国統一適性試験（50点）と、面接（提出書類）（100点）の結果を総合（150点）して行う。ただし、法律学試験の基準を満たした場合であっても、法科大学院適性試験、面接それぞれの成績が一定の基準に達していない場合は、他の試験成績にかかわらず不合格とすることがある。

法律学試験（受験科目は、下記Ⅰ・Ⅱの方式から一つを選択する）に関しては、各科目の合計点が配点合計の60%以上であり、全ての科目が配点の40%以上である者を合格とする（法律学試験については、2つの方式があるので、総合得点の一部として判断するのではなく、「合否（基準を満たしているか否か）」で判定している）。

⁵⁷⁾ 以下、詳細は、【資料 A7】平成25年度鹿児島大学法科大学院学生募集要項「5. 入学者選抜方法 Ⅱ 2年修了コース」「9. 法学既修者」の項、【資料 A5-1】鹿児島大学大学院司法政策研究科における法学既修者の単位認定等に関する申し合わせ参照。

⁵⁸⁾ 既修者認定の判定基準は、明確化のために、第7回入試委員会でこれまでの取扱いを文章化し、第108回教授会に報告した。【資料 A6-1】（閲覧）平成24年度第7回入試委員会議事録、第108回教授会（平成24年3月）議事録参照。

- (Ⅰ) 民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・憲法：5科目の論述式試験（商法，行政法は試験科目・既修認定科目から除く。）
- (Ⅱ) 法学検定試験委員会が実施する法学既修者試験（第1部および第2部：民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・憲法）を利用する。これに加えて，憲法・民事法（民法および民事訴訟法）・刑事法（刑法および刑事訴訟法）：3科目の論述式試験（商法，行政法は試験科目・既修認定科目から除く。）

2年修了コース試験に合格した者は，法学既修者（必要とされる法的知識及び表現力を身に付けている者）として認定され，法律学試験の試験科目である「憲法・民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法」の1年次配当科目（30単位）と法情報論（2単位）とを履修したものとみなされる（32単位を既修得単位として認定）。

(2) 基準・手続の公開

本学法科大学院は，法学既修者の選抜基準・手続，既習単位の認定基準・手続の内容を「募集要項」およびホームページで公開している。例年，5月教授会での内容決定をうけて，「募集要項」を作成し，本学専門職大学院係に常置するほか，他大学等に約500部を発送している。ホームページ上では，教授会承認後直ちに，「募集要項」を掲載し，公開している。

なお，既修者選抜や既修得単位について，入学希望者や学生から意見を聴取したことはない。

(3) 既修者選抜の実施

本学法科大学院では，4月教授会で，入試概要および入試日程，5月教授会で，募集要項，7月教授会で，入試実施要領および面接採点基準・採点要領，9月教授会（入試判定会議）で，入学者選抜試験判定基準を，審議・決定している。また，法律学試験については，分野ごとに1名の出題・採点委員（入試委員会が選任）が出題・採点を担当する。出題については，入試委員会が「出題趣旨」に基づいて，共通的到達目標との関係等をチェックし，採点（受験者の氏名・番号等を不明にして採点）についても，最終的に入試委員会がチェックをする体制がとられている。

さらに，ホームページにおいて，採点・評価の基準となる「出題趣旨」を公開し，試験（採点・評価）の透明性の確保にも留意している。

また法学既修者の入学後の能力・成績については，教務委員会，入試委員会，FD懇談会等において，検証している。平成23年度入試，平成24年度入試に関していえば，法学既修者として認定された者は，いずれも入学後の成績上位者である。

法学既修者の定員を設けた平成 25 年度以降の入学者選抜状況⁵⁹は、以下の表のとおりである。

平成25年度		
受験 者数	合格 者数	競争倍率 (%)
3	1	300

本学法科大学院の募集人員（入学定員）は 15 名である。そのうち、2 年修了コースの募集人員は 5 名である（平成 25 年度入試）。平成 23 年度および 24 年度は、入学試験（標準 3 年コース）の合格者を対象として、法学既修者認定試験を実施していた（したがって、法学既修者認定試験を受験していても、入学試験に不合格の場合、法学既修者認定の対象とならない）。法学既修者認定試験の受験者と合格者の数は、平成 23 年度 2 名—1 名、平成 24 年度 5 名—1 名⁶⁰、である。

平成 25 年度は、2 年修了コース試験の受験者数（3 人）が募集人員を下回っている。しかしながら、そのうち合格者は 1 名、競争倍率は 300%であり、このことは、前述した厳格な基準・手続に従って、法学既修者として入学を認めることが相当な者を選抜するように慎重な配慮、取組みを行っていることの結果である。したがって、選抜される者個々の能力（質）の確保については、選抜の目的は十分果たされていると判断しているが、「入学を認めることが相当な者」が適切に選抜されているといえるためには、選抜試験に合格して入学する者の質だけではなく、人数（量）の確保も必要である。

本学法科大学院では、これまで、入試時期・入試場所を増やして（平成 25 年度から、A、B、C の 3 日程）受験機会を広げる取組み、能力にあわせた多様な選抜方法の提供（平成 25 年度から、2 年修了コース試験の新設）、入試説明会の実施（平成 25 年度は、22 回実施。ホームページ「入試情報」「入試説明会」参照）等の受験者を増やすための努力を続けてきた。

さらに平成 24 年度からは、鹿児島大学法文学部法政策学科と協力して、法科大学院の専任教員が、学部の授業として、法曹を目指す者に必要とされる能力（法科大学院で学修するために必要とされる能力）を涵養するための科目「法律学特殊講義（法曹実務）」を新設し、担当している。さらに、平成 25 年度からは、少人数教育による指導を目的とした科目「演習（法曹実務）」を新設して担当する。

各年度の入学者数および法学既修者数は、以下の表のとおりである⁶¹。

⁵⁹ 【資料 A11】（閲覧）平成 25 年度法科大学院（司法政策研究科）入試状況。

⁶⁰ 【資料 A11】（閲覧）平成 23 年度法学既修者認定試験判定資料、平成 24 年度法学既修者認定試験判定資料。

⁶¹ 【資料 A12】（閲覧）平成 23 年度鹿児島大学法科大学院入学者名簿、平成 24 年度鹿児島大学法科大学院入学者名簿、平成 25 年度鹿児島大学法科大学院入学手続者名簿。

	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	入学者数	うち法学 既修者数	入学者数	うち法学 既修者数	入学者数	うち法学 既修者数
学生数	7名	1名	5名	1名	4名	1名
学生数に 対する割合	100%	14%	100%	20%	100%	25%

(平成 25 年度は入学手続者数)

既修者選抜・既修単位認定の公正さ・公平さに疑問を提起された事態（投書等）は、これまで発生していない。

(4) 特に力を入れている取組み

上記のとおり。

(5) その他

特にない。

2 点検・評価

既修者選抜，既修者単位の認定の基準および手続については，いずれも適切であり，明確に規定され，かつ，募集要項およびホームページで広く公開されている。選抜の実施についても，入学を認めることが相当な者を選抜するような慎重な配慮，取組みがなされている。

3 自己評定

A

4 改善計画

特にない。

2-3 多様性〈入学者の多様性の確保〉

(評価基準) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

1. 現状

(1) 法学部以外の学部出身者の定義

本学法科大学院における「法学部以外の学部出身者」とは、法学系学部学科等以外の出身者である⁶²。

(2) 実務等の経験のある者の定義

社会人経験者（出身学部を問わず、実務経験3年以上の者。）。「実務経験」とは、短期的なアルバイト等は含まず、一定期間の継続的な雇用・営業を指すものとする⁶³。

優先枠の対象基準となる「実務経験」については、その経験が、「的確な判断力、人間的な洞察力と冷静な分析力」、「目的意識、意欲、社会現象に対する強い関心」等に結びつくことが期待できるものとして、上記のような、短期的なアルバイトとを含まず、継続的な雇用・営業を指すと定義した。

(3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合⁶⁴

	入学(手続)者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者を除く)	実務等経験者又は他学部出身者
入学手続者数 平成25年度	4名	0名	0名	0名
合計に対する 割合	100.0%	0%	0%	0%
入学者数 平成24年度	5名	0名	0名	0名
合計に対する 割合	100.0%	0%	0%	0%
入学者数 平成23年度	7名	2名	0名	2名
合計に対する 割合	100.0%	28.6%	0%	28.6%

⁶² 【資料 A7】平成 25 年度鹿児島大学法科大学院学生募集要項「1. 募集人員」。

⁶³ 【資料 A7】平成 25 年度鹿児島大学法科大学院学生募集要項「1. 募集人員」。

⁶⁴ 【資料 A12】(閲覧) 平成 23 年度鹿児島大学法科大学院入学者名簿、平成 24 年度鹿児島大学法科大学院入学者名簿、平成 25 年度鹿児島大学法科大学院入学手続者名簿。

3年間の入学 者数	16名	2名	0名	0名
3年間の合計 に対する割合	100.0%	12.5%	0%	12.5%

(4) 多様性を確保するための取組み

本学法科大学院では「募集要項」において、標準（3年）コース（募集人員：10人）に「非法学系出身者・社会人経験者」のための優先枠（4人）を設けていることを明記して、入学者の多様性の確保をはかっている（平成26年度入試から優先枠は5人⁶⁵⁾）。

また、公認会計士、税理士、医師、教員などこれまでに取得した資格、外国語についての優れた能力を有する者（語学系、文学系、商・経営系学部出身者）については、それを証明する書類を提出するよう「募集要項」に記載し、面接の評点の考慮要素とし（平成25年度入試から、面接の配点割合を増やしている）、入学者の多様性の確保をはかっている。

「非法学系出身者・社会人経験者」の入学者が0人であった平成24年度入試は、受験者（合計）16人に対して、「非法学系出身者・社会人経験者」の受験者は、7人であった。全員が合格基準に達せず（とくに、適性試験の成績が低い傾向にある⁶⁶⁾）、「優先枠」が活用できていない。平成25年度入試に関しても、受験者（合計）8人に対して、「非法学系出身者・社会人経験者」の受験者は0人であり⁶⁷⁾、入学者の多様性を確保するための配慮が実際に機能していないという現状である。

したがって、本学法科大学院が直面する課題は、どのようにして、「非法学系出身者・社会人経験者」の受験者を増加させてゆくかという点にあり、地元マスコミ等を通じて、本学法科大学院の教育改善の取組みや奨学金制度などの特色ある取組みについてのアピールを行ったほか、入試説明会等において、とくに「非法学系出身者・社会人経験者」である参加者に対して、法科大学院教育において必要とされる能力、その評価・判定方法（入試）を丁寧に説明する、といった広報活動に力を入れている。

さらに、地域の他士業（司法書士、税理士等）や社会人のニーズを踏まえて、平成25年度からの長期履修制度導入を決めた⁶⁸⁾。同制度導入についてのマスコミ報道以降⁶⁹⁾、入試説明会への参加者は増加している（12月、1月開催の説明会。）。

また、社会人等に法科大学院の存在をアピールするために、科目等履修生

⁶⁵⁾ 【資料 A7】平成26年度鹿児島大学法科大学院学生募集要項参照。

⁶⁶⁾ 【資料 A11】（閲覧）平成24年度入試判定資料。

⁶⁷⁾ 【資料 A12】（閲覧）平成25年度鹿児島大学法科大学院入学試験志願者名簿参照。

⁶⁸⁾ 【資料 A5-1】鹿児島大学大学院司法政策研究科規則第6条の2、鹿児島大学大学院司法政策研究科長期にわたる教育課程の履修に関する申合せ。

⁶⁹⁾ 【資料 A61】南日本新聞平成24年11月23日記事、【資料 A62】西日本新聞平成24年11月23日記事。

制度の整備を図った⁷⁰。

なお、入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が2割未満の場合に求められる「入学者の選抜の実施状況」の公表に関しては、ホームページの「入試情報」「入学試験結果」において、これまで公開している情報に加えて、「法学系出身者」「非法学系出身者（社会人を含む）」ごとの受験者数・合格者数等を明記した「入試結果」を掲示している⁷¹。

(5) 特に力を入れている取組み

上記のとおり。

(6) その他

特にない。

2 点検・評価

「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合は3割未満であるが、適切な努力をしている。

3 自己評価

C

4 改善計画

前述のとおり、多様性確保のための取組みを継続して行う。

⁷⁰ 【資料 A5-1】鹿児島大学大学院司法政策研究科規則第13条の2、鹿児島大学大学院司法政策研究科科目等履修生に関する申合せ。

⁷¹ 【資料 A57】入学試験結果 (HP での公開状況) <<http://www.ls.kagoshima-u.ac.jp/ent-exam/results.html>>。

第3分野 教育体制

3-1 教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数および適格性〉

（評価基準）法科大学院の規模に応じて、教育に必要な能力を有する専任教員がいること。

1 現状

（1）専任教員の数と教員適格

ア 専任教員の数

本学法科大学院の収容定員は45名であり、平成25年5月1日現在の専任教員は、研究者教員11名、実務家教員4名（みなし専任教員3名を含む。）の15名⁷²である。

イ 教員の適格性の判断

（ア）教員の採用時

各教員の採用時に鹿児島大学大学院司法政策研究科教員選考規則（以下、「教員選考規則」という。）および鹿児島大学大学院司法政策研究科教員選考基準（以下、「教員選考基準」という。）⁷³に基づき、以下の手続きに従い選考を行っている。

- 1）担当科目に最も近い分野の教員を中心として3名の人事委員会委員を教授会で選出する。
- 2）人事委員会が、教員公募等に応募した候補者の研究業績等を点検し、教育経験を含めて総合的に判断し、候補者を絞り込む。
- 3）人事委員会委員が候補者と面談し、教育能力等によりその適格性を審査（判断）し、審議の経過及び結果を教授会に報告する。
- 4）教授会は、人事委員会から上記の報告を受けた後、無記名投票によって採用の可否を決定する。

以上のような慎重かつ公正な採用選考により、教員の適格性を確保している。

（イ）法科大学院の自己点検時

本学法科大学院では、毎年度、各教員から自己点検結果報告書を研究科長あて提出させている⁷⁴。教育、研究、社会貢献、国際交流、管理運営の各項目について各自評点をつけ、自己点検評価を行っている。研究科長はその自己点検結果報告書を点検して、適宜、指導・助言を行っている。

またFD活動の一環として授業点検活動および授業アンケート調査を

⁷² 別紙「教員一覧」および「教員個人調書」参照。

⁷³ 【資料 A5-1】鹿児島大学大学院司法政策研究科教員選考規則，鹿児島大学大学院司法政策研究科教員選考基準。

⁷⁴ 【資料 A5-1】鹿児島大学大学院司法政策研究科構成員の活動状況等の点検・評価に関する申合せ第1条。

行っている。教員の行う授業を参観して、その授業内容・方法について適宜、感想・アドバイスをを行うとともに、FD委員会およびFD懇談会においても意見交換している。また、学生による授業評価が相対的に低い科目については、FD委員会が組織的に授業内容の調査を行い、必要な措置をとる⁷⁵。

以上のような自己点検評価およびFD活動により教員の適格性を確保している。

(2) 法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の各分野について、本学法科大学院の入学定員45名に従って必要とされる教員数および平成25年5月1日現在における専任教員の実員数は次のとおりである。

	憲 法	行 政 法	民 法	商 法	民事訴訟法	刑 法	刑事訴訟法
必要教員数	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名
実員数	1名	1名	2名	1名	1名	1名	1名

以下では、上記の各分野に該当する各科目について、各教員の科目適合性を根拠づける主要な事項を、教員調書から抜き出した（なお専任教員が担当する科目の一覧表は別紙「教員一覧」を参照）。

【憲法】小栗 實

○最終学歴

名古屋大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学

○学位

法学修士

○教歴

昭和56年4月～昭和58年3月	名古屋大学法学部助手
昭和58年4月～昭和59年3月	鹿児島大学教養部講師
昭和59年4月～平成9年3月	鹿児島大学教養部助教授
平成9年4月～平成9年12月	鹿児島大学法文学部助教授
平成9年4月～平成15年3月	鹿児島大学大学院法学研究科担当
平成10年1月～平成16年3月	鹿児島大学法文学部教授
平成10年4月～現在	鹿児島大学大学院人文社会科学研究科担当
平成16年4月～現在	鹿児島大学大学院司法政策研究科教授

⁷⁵ 本報告書第4分野参照。

○研究業績

①研究の端緒として取り組んだ第 1 の分野は、議会制度の比較研究とくにイギリスの議会制度の歴史的研究であり、修士論文である「イギリス革命初期の統治原理」（1976 年）および「イングランド革命初期における執行権と議会の関係について」名大法政論集 87 号 87-158 頁(1981 年)に公表し、その後、関連するいくつかの研究を行い、「政府の、議会に対する責任の観念の萌芽」鹿児島大学社会科学雑誌 7 号 1-27 頁(1984 年)、「衆議院の解散をめぐる憲法習律＜G・マーシャル『憲法習律 政治的責任の規範と形式』(1984 年)＞を素材にして」鹿児島大学社会科学雑誌 11 号 21-36 頁(1988 年)などを発表した。1996 年にはイギリス・ウオーリック大学に文部省海外調査研究員として留学した。

②研究業績の第 2 の分野は、憲法とメディア、あるいは個人情報保護などに関係する分野であり、「メディアと市民の表現規制ねらう二つの法案」自治研かごしま 76 号 45-51 頁(2002 年)や「市民とメディアの新しいかたち求めて」月刊民放 32 頁(2002 年)、「イギリスにおける公共空間としてのメディア」森英樹編『市民的公共圏形成の可能性』（日本評論社、2003 年、220-239 頁）、「有事法制とメディアリテラシー」月刊民放 26-27 頁(2003 年)などとして発表した。また「個人情報保護法と鹿児島県内における条例の制定状況」鹿児島大学法学論集第 38 巻 1-2 合併号 25-76 頁(2004 年)は鹿児島県内の個人情報保護条例の制定状況をまとめた論文である。

③研究業績の第 3 の分野は、鹿児島県内でおきた憲法訴訟を調査・分析したものである。いわゆる鹿児島大嘗祭違憲訴訟や『中国残留日本人孤児』国家賠償請求・鹿児島訴訟、鹿児島人工島訴訟(情報不開示損害賠償請求訴訟)、日歯連盟訴訟などについて、裁判所への傍聴や準備書面の検討・紹介などを行い、大学紀要に発表した。また鹿児島に関係のあるハンセン病訴訟に関連しても憲法学とのかかわりについて関心をもち、検討した。とくに鹿児島大嘗祭違憲訴訟については、その前段階の監査請求から、住民訴訟の提起、地裁判決、高裁判決、最高裁判決まで約 8 年にわたる鹿児島大嘗祭訴訟の全容を記録・紹介した。最近では 2007 年に新たな支援策が制定されるきっかけとなった『中国残留日本人孤児』国家賠償請求訴訟に関連して、「ある『中国残留孤児』の半生の記録」（2006 年）、「『中国残留日本人孤児』による『人間回復』訴訟—八地裁での国家賠償請求訴訟を追って—」（2008 年）、「『中国残留日本人孤児』国家賠償請求・鹿児島訴訟の記録（1）～（5・完）」などを執筆した。

④研究業績の第 4 の分野は、日本国憲法の解釈や現状分析及び憲法学史に関する論考である。『基本法コンメンタール 憲法（第 5 版）』（日本評論社、2006 年、244 頁-255 頁）では「憲法 37 条 刑事被告人の権利」，「憲法 38 条 不利益な供述の強要禁止」，「憲法 39 条 遡及罰の禁止」「憲法

40 条 刑事補償」を解説した。また『憲法の解説』【6 訂版】（一橋出版，2008 年）は，高校生・大学一般教育用の憲法解説教材として公表した著書である。『新・検証 日本国憲法』（法律文化社）や『それぞれの人権-くらしの中の自由と平等-』（法律文化社）などの教養教育及び一般向けの憲法教科書づくりにも取り組み，それぞれ改訂作業をすすめた。日本国憲法の現状分析に関して，最近では「21 世紀の人権状況」「憲法調査会及び教育改革国民会議の最近の動向をめぐって」「『有事＝戦時体制』と国民保護法制」などを発表した。憲法学史研究として「長谷川教授の憲法研究の出発点―占領と憲法―」『長谷川正安先生追悼論文集 戦後法学と憲法』（日本評論社・2012 年）を執筆した。

⑤最近では，2009 年から施行された裁判員裁判に関心をもち，憲法上の観点から，その成果と問題点を，鹿児島地裁の事例を中心に明らかにする作業を行っている。鹿児島大学法学論集に「鹿児島地裁における裁判員裁判」と題して，2012 年，2013 年にそれぞれ連載した。

【行政法】土居正典

○最終学歴

日本大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得満期退学

○学位

修士（法学）

○教歴

平成 元年 4 月～平成 4 年 3 月 秋田経済法科大学法学部講師

平成 4 年 4 月～平成 10 年 3 月 秋田経済法科大学法学部助教授

平成 10 年 4 月～平成 12 年 3 月 鹿児島大学法文学部助教授

平成 12 年 4 月～現在 鹿児島大学大学院人文社会科学研究科
担当

平成 12 年 4 月～平成 16 年 3 月 鹿児島大学法文学部教授

平成 15 年 4 月～現在 鹿児島大学大学院人文社会科学研究科
（博士後期課程）指導教員

平成 16 年 4 月～現在 鹿児島大学大学院司法政策研究科教授

平成 16 年 4 月～平成 21 年 3 月 鹿児島大学法文学部教授（兼務）

○研究業績

研究業績の第一期は，公物法の研究である。その主要な研究成果は，「公物法理論成立史―ドイツにおける成立と日本行政法学への影響―（1）～（9）完」秋田法学 14 号～30 号と「公物管理と公物利用の諸問題の検討―公物法の再構成（公共資源管理法の構成）をめざして―」雄川一郎先生献呈論集『行政法の諸問題 上巻』（有斐閣）である。

前者の論文「公物法理論成立史」は，ドイツおよびわが国の公物法理論を学説史研究という手法で丹念に分析し，そこから，公法と私法を如何

に考えるべきかという、行政法一般理論の重要課題に迫るものである。同論文は二部構成で、第一部は、19世紀ドイツにおける公物法理論の成立を検証している（オット・マイヤーと反マイヤーの所説より）。第二部は、わが国の明治期～昭和期における公物法理論を学説史という手法で考察している。そして、公物法理論の萌芽期・成立期・完成期についての考察を日本においては、美濃部達吉・織田万・佐々木惣一・田中二郎・原龍之介の所説から、他方、ドイツにおいては、オット・マイヤー・シュレーと反マイヤー・シュレーの所説から行っている。

他方、後者の論文「公物管理と公物利用の諸問題の検討」は、田中二郎および原龍之介の戦後の公物法理論が、もはや今日の公物を巡る議論状況を解決する十分な能力を備えていないことを明らかにしながら、新しい公物法理論分析の視角を提言しようとするものである。そして、伝統的公物法理論の包括的権能論に代わる公物法への新しいアプローチを行い、その具体的考えとして、公共施設論、公共信託理論、資源論を提言している。

研究業績の第二期は、前記二つの公物法に関する研究を基礎として、それを発展していく公物法と公害・環境問題等を巡る研究を行っている。例えば、道路管理者の沿道規制と損失補償について論じた、「沿道区域指定基準の検討ー沿道規制と損失補償ー」野村好弘＝小早川光郎編『道路管理の法と争訟』（ぎょうせい）、地方分権改革と公物法制等について論じた「公物・公用負担」小早川光郎＝小幡純子『あたらしい地方自治・地方分権』（ジュリスト特集号）、一連の環境法辞典・事典として、環境法制研究会編『環境キーワード事典』（共著・第一法規）、淡路剛久編『環境法辞典』（共著・有斐閣）、淡路剛久＝田村昌三編『化学物質規制・関連法事典』（共著・丸善株式会社）が挙げられる。次に、公物・公の営造物に関する公害・環境裁判と差止請求につき、大阪国際空港上告審判決とそれ以外の供用関連瑕疵を巡る国賠請求と差止請求に関する、「公害・環境裁判と差止請求（1）・（2）完」鹿児島大学法学論集 38 卷 1. 2 合併号、39 卷 1 号がある。判例評釈としては、「公共用財産と取得時効」小早川光郎ほか編『行政判例百選 I』（有斐閣）がある。

研究業績の第三期は、特に、その他の研究分野につき、次の研究成果が挙げられる。

地方自治・情報公開＝個人情報保護については、広域行政における自治体・行政機関と住民とのコミュニケーションを四国と九州の事例を現地調査をふまえて研究した、「自治体と行政機関と住民とのコミュニケーション」鹿児島大学教育研究学内特別経費全学プロジェクト・新しい関係性を求めてーコミュニケーションの諸相ー報告書 No. 2～3 や情報公開条例に関する判例評釈である、「公募情報公開委員選考資料非開示決定取消請求事件（武蔵野市）」判例地方自治 261 号（ぎょうせい）等がある。

その他の分野として、改正行政事件訴訟法に関する研究としての「改正行政事件訴訟法と判例・学説ー、パート（1）」鹿児島大学法学論集 42 卷 1・2

号) や、アマミノクロウサギ自然権訴訟の検討と改正行政事件訴訟法における原告適格論について研究した、「アマミノクロウサギ自然権訴訟と改正行政事件訴訟法」奄美ニューズレター20号がある。オンブズマン制度についての研究としては、「少子・高齢化対策と自治体行政－福祉オンブズマンを手懸かりとして－」鹿児島大学法学論集別冊が、廃棄物についての委託研究として、「廃棄物の不法投棄に関する条例」平成15年度第一法規株式会社受託研究・研究報告書『環境政策に関連する自主条例の制定・改正動向の条文内容研究』（鹿児島大学全国条例研究会）が、そして、環境に関する、「行政責任と不作為の違法（1）－水俣病関西訴訟上告審判決を契機として－」鹿児島大学法学論集40巻1号は、水俣病関西訴訟上告審判決を手懸かりに、行政庁の規制権限の不行使に関して、行政責任の有無を多くの裁判例を素材としながら検討したものであり、「島嶼（離島の放置自動車問題）」奄美ニューズ・レター8号は、鹿児島県の離島で現在問題になっている放置自動車問題に対する自治体の対策について論じたものである。

最後に、道路公団の民営化に際しての研究成果として、「道路四公団民営化に伴う諸問題－権利・義務の主体・適切かつ円滑な道路管理上の諸課題－」財団法人道路管理研究所・道路管理に関する検討業務報告書や判例評釈として、「住宅造成地の斜面損壊崩落国家賠償請求事件（徳島県・徳島市）」判例地方自治287号（ぎょうせい）や「赤道の時効取得による所有権移転手続請求事件（名古屋市）」判例地方自治304号（ぎょうせい）が挙げられる。

平成21年11月以降の研究業績として「改正行政事件訴訟法と判例・学説－パート（2）」鹿児島大学法学論集43巻1号や「鹿児島戸籍等の誤記載に係る損害賠償請求事件（府中市・北海道猿払村）」判例地方自治313号、「産業廃棄物処理費用納付命令取消訴訟（豊田市）」判例地方自治326号、「生活保護費減額処分違法国家賠償請求事件（大阪府／大阪市）」判例地方自治341号、「改正行政事件訴訟法と判例・学説－パート（3・完）」鹿児島大学法学論集46巻2号、「公共用財産と取得時効」『行政法判例百選Ⅰ』等がある。

【民法】采女博文

○最終学歴

九州大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学

○学位

法学修士

○教歴

昭和56年 4月～昭和57年9月 九州大学法学部助手

昭和57年10月～平成 7年3月 鹿児島大学法文学部助教授

昭和58年10月～平成15年 3月 鹿児島大学大学院法学研究科担当

平成 7年 4月～平成16年 3月 鹿児島大学法文学部教授

平成10年 4月～ 現在

鹿児島大学大学院人文社会科学研究科
担当

平成16年 4月～現在

鹿児島大学大学院司法政策研究科教授

○研究業績

地域コミュニティ（自然環境, 教育環境）の再生への学問的寄与という問題意識の下で, 民法の基礎理論の研究をしている。直近5年間の主な研究には次のものがある。

①水俣病訴訟関係で, 「水俣病訴訟と時効」鹿大法学論集 46 巻 2 号（平成 24 年 4 月）がある。ドイツの時効制度の研究とノーモア・ミナマタ訴訟の弁護団との交流から得た知見を反映させたものである。

②いじめ訴訟関係では, 「教員らの安全配慮義務違反と生徒の自殺との間の相当因果関係が認められなかった事例」鹿大法学論集 46 巻 1 号（平成 24 年 1 月）がある。この分野は, 鹿児島県内のいじめ自殺事件を契機に研究に着手し, 各地の弁護団と連携, 県内の小中学校教員によるいじめ授業プロジェクトにも参画して実践的な提言もしてきている。今回, 改めて, 民法の基礎理論である過失概念を再考し, 自殺を賠償範囲に含める見解に対する批判に対して反論したものである。

③自然環境の保全に関する研究に関しては, 「急傾斜地の崩壊と行政の責任」鹿児島大学法学論集 47 巻 1 号（平成 24 年 12 月）, 「入会権の全員一致原則について一最高裁平成 20 年 4 月 14 日判決を契機に一」鹿児島大学法学論集 47 巻 2 号（平成 25 年 3 月）がある。従来からの自然環境の保全や入会権の研究の延長線上のものである。前者は, 急傾斜地法を素材にしながら, 防災に関する公と私の棲み分けの問題, 物上請求権, 不可抗力といった基礎的概念を考察するものである。後者は, 入会財産の処分に関する全員一致原則に対する批判に対して, 総有, 権利能力なき社団概念の再検討を通して反論したものである。

なお, 学部の法学教育用に共同編集した教科書, 『物権法』（嵯峨野書院, 平成 20 年 5 月）の他, 医学者との共同研究に「術後合併症と医療過誤」外科治療 102 巻 5 号（平成 22 年 5 月）などがある。

【民法】村山洋介

○最終学歴

広島大学大学院社会科学研究科後期博士課程修了

○学位

修士（法学）

博士（法学）

○教歴

平成 11 年 4 月～平成 12 年 3 月 広島大学法学部助手

平成 12 年 4 月～平成 13 年 3 月 福山市立女子短期大学非常勤講師

平成 13 年 4 月～平成 17 年 3 月 長崎大学経済学部助教授

平成 13 年 4 月～平成 17 年 3 月 長崎大学大学院経済学研究科担当

平成 17 年 4 月～平成 19 年 3 月 鹿児島大学大学院司法政策研究科
助教授

平成 19 年 4 月～平成 23 年 9 月 鹿児島大学大学院司法政策研究科
准教授

平成 23 年 10 月～現在 鹿児島大学大学院司法政策研究科教授

○研究業績

主に相殺の担保的機能と対外的効力に関する研究に従事してきた。研究の端緒として、修士論文において、相殺制度の生成史とわが国相殺制度への継受過程に関する研究に取り組み、その成果の一部を「相殺契約の第三者効について」広島法学第 21 巻 4 号 297-341 頁に公表している。また、博士論文では、相殺の第三者に対する効力に関するドイツの判例学説の展開をドイツ民法典制定前と制定後に分けて分析し、ドイツにおける相殺の第三者効理論の到達点を明らかにし、わが国における相殺の第三者効に関する判例・通説の理解をドイツ法の議論を踏まえ批判的に検討した。この博士論文の一部を、「相殺の担保作用と第三者に対する効力(一) (二完)」広島法学第 23 巻第 2 号 173-196 頁、同第 23 巻第 4 号 113-139 頁に公表し、相殺権を債権質権と構成するドイツの債権質説とドイツの相殺における担保機能論の分析を通じて、相殺権自体に内在する債権担保作用の解明を試みた。

これらの基礎的研究を踏まえ、相殺予約、敷金契約、三者間相殺予約など、その対外的効力が議論されている諸契約の担保的効力について検討を行った。

相殺契約については、「合意相殺の類型化と第三者に対する効力」法律時報 72 巻 9 号 86-92 頁において、ドイツ法における合意相殺の類型化と第三者に対する効力について整理を試み、右ドイツ法理論を日本法へ導入する場合の問題点と検討課題を明らかにした。また、動産売買先取特権による物上代位と相殺との優劣について、「動産売買先取特権による物上代位と第三債務者による相殺との優劣」鹿児島大学法学論集 43 巻 2 号 47-58 頁において検討を行った。さらに、韓国法における法定相殺および相殺契約の第三効に関する研究として、「相殺の第三者効に関する韓国法の理解－韓国民法典第 498 条を巡る判例・学説を中心に－」宮崎産経大法学論集 20 巻 1 号 127-149 頁がある。敷金契約については、「敷金返還請求権と賃料債権を相殺する旨の合意と抵当権者の物上代位による差押の優劣」広島法学第 24 巻第 1 号 169-180 頁、「抵当不動産の使用収益権 (2) 賃料の処分と物上代位」広島法学第 26 巻 4 号 244-250 頁において、敷金返還請求権と賃料債権を相殺する旨の合意と物上代位による差押の優劣について分析を行った。また、ドイツ法における敷金交付請求権の法的性質に関する検討として、「賃貸不動産の譲受人の敷金交付請求権と旧賃貸人の相殺権」鹿児島大学法学論集 47 巻 1

号 65-82 頁がある。さらに、金銭を目的とする非典型担保契約の分析として、「容器担保 (Flaschenpfand) に関する私法上の法律関係について—ドイツ連邦通常裁判所 2007 年 7 月 9 日の 2 判決を中心に—」鹿児島大学法学論集 44 卷 2 号 57-84 頁において、ドイツ法の容器担保に関する判例・学説の分析を行った。三者間相殺予約については、「ドイツ法における第三者相殺理論の一考察(1), (2・完)」広島法学第 24 卷第 4 号 111-137 頁, 同第 25 卷第 2 号 119-144 頁, 「コンツェルン差引条項の実体法上の効力」比較法研究第 63 号 134-140 頁において、ドイツにおける企業間の簡易決済システムであるコンツェルン差引条項を素材として、三者間相殺予約の対外的効力に関する分析を行った。

また、銀行取引約定書ひな型廃止後の各銀行の取引約定書の改訂動向について調査を行い、その成果を、「銀行取引約定書ひな型廃止後の銀行取引約定書改訂動向 (1) (2・完)」鹿児島大学法学論集第 41 卷第 1 号 107-128 頁, 同第 41 卷第 2 号 87-108 頁として取りまとめた。

その他、破産法改正、担保法改正に関するパブリックコメントとして、『倒産法制に関する改正検討課題』における倒産実体法についての意見(一)」広島法学第 22 卷第 2 号 273-287 頁, 『破産法等の見直しに関する中間試案』に関する意見」長崎大学経済学会・経営と経済第 82 卷第 4 号 163-176 頁, 「動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱中間試案に対する意見」経営と経済第 84 卷第 1 号 81-86 頁を公表している。

なお、教育用の業績として、『確認民法用語 300』成文堂がある。

【商法】志田惣一

○最終学歴

早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程退学

○学位

法学修士

○教歴

昭和 62 年 10 月～平成 元年 3 月 鹿児島大学法文学部講師

平成 元年 4 月～平成 15 年 3 月 鹿児島大学法文学部助教授

平成 2 年 4 月～平成 15 年 3 月 鹿児島大学大学院法学研究科担当

平成 10 年 4 月～現在 鹿児島大学大学院人文社会科学部研究科担当

平成 15 年 4 月～平成 19 年 3 月 鹿児島大学法文学部教授

平成 19 年 4 月～現在 鹿児島大学大学院司法政策研究科教授

○研究業績

①研究業績の第 1 の分野は、保険法の領域に関するものである。修士論文を発展させた「フランスにおける保険契約者貸付の史的展開」早稲田法学雑誌 37 卷 (1987 年), 「生命保険契約における解約の法的性質」金澤・中村

還暦記念『現代保険法海商法の諸相』（成文堂，1990 年）は，生命保険契約に存在する責任準備金から派生する法律問題をフランスおよびドイツの学説・判例を渉猟しながら丹念に分析したものであり，責任準備金の存在が従来の生命保険契約の概念に重要な変更をもたらさしめる点を論証している。後者は，近時の保険法改正に関連して表された論攷においても引用されている。「搭乗者傷害保険」『自動車保険の法律問題』（経済法令研究会，1991 年）および「自損事故・搭乗者の現状と課題」『自動車事故の損害賠償と保険』（有斐閣，1991 年）は当該事項に関する自動車保険約款の解釈を展開したものであり，保険実務からも標準的な解釈として評価された。保険法に関する判例を分析したものとしては「保険者の悪意・重過失」『商法（保険・海商）判例百選（第二版）』（有斐閣，1993 年），「団体保険契約と被保険者の同意」『損害保険判例百選（第二版）』（有斐閣，1996 年）があり，保険法に関する法律問題を個別に論じたものとしては，「損害防止義務と損害防止費用」『損害保険の法律問題』（経済法令研究会，1994 年），「解約返戻金」『生命保険の法律問題』（経済法令研究会，1996 年），「告知義務」裁判実務大系 26『損害保険訴訟』（青林書院，1996）がある。とくに損害防止義務に関する論攷は，損害防止義務と損害防止費用の法的繋連性を強く否定したものであり，この点は従来指摘されることのなかった論点であった。そして，これら一連の研究は，『現代保険・海商 30 講』（中央経済社・2004）に掲載された 6 つの論攷（「損害保険契約に特有の効果」「保険担保」「火災保険と各種損害保険」「自動車保険」「生命保険契約(2)」「傷害保険契約」），および「保険契約一般（「保険契約の意義・性質」「保険契約の当事者と関係者」「保険契約の締結」「保険契約の内容と効果」「保険契約の終了」「保険契約の無効）」」（『保険法』・中央経済社・2006）にまとめられている。

②研究業績の第 2 の分野は，商行為法・有価証券法の領域に関するものである。「裏書連続のある手形による請求と権利推定の主張」倉沢還暦『商法の判例と論理』（日本評論社，1994 年）は，20 年度下期に行う有価証券法問題演習でテキストとする坂井芳雄『約束手形金請求訴訟における要件事実とその立証』でも主要なテーマとして取り上げられている手形（訴訟）法上の重要問題に関するものであり，この問題の解決のためのメルクマールは，従来のものと異なり，”なぜ被告が不利益を甘受しなければならないのか”という点にあるということを分析したものである。「変額保険をめぐる問題」『企業ビジネスと法的責任』（法律文化社，1999 年）および「契約交渉過程における保険会社の義務」（鹿児島大学教育研究学内特別経費全学プロジェクト報告書 1・2・3 号・1999～2001）に関する 3 つの論攷は，今日更に重要性を増している法的問題：説明義務について，契約締結・交渉過程における非対称性から，どのようにして保険契約者・消費者を法的に保護していくかについて，問題を整理し，進むべき方向性について指摘を行ったものであ

る。「損害賠償額から控除されなかった労災保険金の帰属」『人身賠償・補償研究第2巻』（判例タイムズ社，1992年）は，労災事故被害者に対して，不法行為に基づく損害賠償金と労災保険金の重疊的取得を認めるよう（当時の法律のもとにおいて）強く主張し，重疊的取得を認めた判決を支持した論攷である。その他手形法の個別問題を分析・検討したものとして「既存債務と手形振出」『商法演習Ⅱ（手形法・小切手法）』（成文堂，1993年）がある。

③研究業績の第3の分野は，会社法の領域に関するものである。「完全子会社による親会社株式の取得に関与した親会社の取締役の賠償責任」早稲田法学62巻（1987年）は，代表訴訟提起における株主権の濫用（とくに売名目的）の問題，自己株式の取得に関する旧商法規定の解釈（その後の立法による改正），取締役の責任，親子会社間における親会社に発生した損害額（子会社に生じた損害をどのように評価するのか）等，会社法上重要な諸問題について論じたものであり，「売名目的があっても直ちに株主権の濫用と評価されるべきではない」「個別具体的に損害が発生しない場合でも，類型として危険が存在しうる自己株式の取得は商法上禁止されている」等の主張は，平成5年（1993）の最高裁の判決と同一のものである。「保険相互会社の監査機構」蓮井・今井古稀記念『企業監査とリスク管理の法構造』（法律文化社，1994）は，相互会社の監査機構と株式会社の監査機構を比較し，株式会社の制度の合理性を指摘したものであり，「相互保険会社の株式会社化」という潮流に対しても関連を有する。他に会社法の個別問題を分析・検討したものとして「株式の譲渡」『商法演習Ⅰ（手形法・小切手法）』（成文堂・1995年），「新株発行」『会社法』（中央経済社，2001）がある。会社法の解釈にも影響を与える金融商品取引法分野では，アメリカ証券取引法（とくに内部者取引，いわゆる規則10b-5）に関係する基本文献を取り上げた「米国の内部者取引関係文献解題 3」商事法務1182号（1989年）がある。

現行会社法の解釈に関するものとして，株主名簿・会計帳簿等の閲覧請求に対する拒否事由に関する裁判例の比較を中心に，法解釈上の問題点を分析・検討した「帳簿等閲覧請求権と拒否事由」鹿児島大学法学論集43巻1号（平成20年11月）がある。なお，未発表ではあるが，濫用的会社分割における債権者保護を論じた「会社分割無効の訴えと債権者保護」鹿児島大学法学論集47巻2号（平成25年3月刊行予定）がある。

【民事訴訟法】 齋藤善人

○最終学歴

上智大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学

○学位

法学修士

○教歴

平成 元年 4 月～平成 3 年 3 月	上智大学法学部助手
平成 3 年 4 月～平成 6 年 3 月	秋田経済法科大学法学部講師
平成 6 年 4 月～平成 13 年 3 月	秋田経済法科大学法学部助教授
平成 12 年 4 月～平成 15 年 3 月	青森中央学院大学非常勤講師
平成 13 年 4 月～平成 15 年 3 月	秋田経済法科大学法学部教授
平成 15 年 4 月～平成 15 年 12 月	信州大学経済学部助教授
平成 15 年 12 月～平成 16 年 3 月	鹿児島大学法文学部教授
平成 16 年 4 月～現在	鹿児島大学大学院司法政策研究科教授
平成 18 年 4 月～平成 19 年 9 月	西南学院大学法科大学院非常勤講師
平成 19 年 10 月～平成 20 年 3 月	九州大学法科大学院非常勤講師
平成 24 年 4 月～現在	鹿児島大学大学院人文社会科学研究科 担当

○研究業績

主な研究の対象領域は、民事訴訟法分野と倒産法分野に分かつことができるが、ここでは、平成 21 年度以降に公刊された研究業績に絞って、その概要を述べることにしたい（なお、以下に掲げるものを除き、平成 20 年度までの研究業績として、民事訴訟法分野につき、著書 7 編、論文など 9 編。倒産法分野につき、著書 6 編、論文など 13 編。民事執行法分野につき、著書 2 編、論文など 1 編）。

民事訴訟法の分野に関しては、(1)論文等として、「時機に後れた攻撃防御方法の却下に関する一考察—東京高判平成 20. 9. 25 の検討を中心に—」鹿児島大学法学論集 44 巻 2 号（平成 22 年 2 月）85～101 頁がある。これは、控訴審に至り、民 570 条の瑕疵の内容に関する主張を改めたことが、時機に後れた攻撃防御方法として却下されることはないと判示した東京高裁判決の検討を通して、民訴法 157 条の規律を考えるもの。

(2)著書には、①古田重明=稲雄次=渡部毅編『新版 現代法学』（八千代出版・平成 22 年 3 月）と、②小林秀之編『新法学講義 民事訴訟法』（悠々社・平成 24 年 4 月）がある。

①は、教養科目としての法学のテキストとして編纂され、法の理念や本質といった抽象的な解説だけでなく、具体的事例を取り上げ、生の法学を論述することを試みたもの。編者も含め、8 名による共同執筆。そのうち、「Ⅱ法の体系」の「Ⅱ-6 訴訟法」の項（173～188 頁）を担当。民事訴訟手続等の概要を裁判の流れに沿って簡潔に説明しつつ、要件事実論や法的三段論法といった実務的な思考方法にも言及したもの。

②は、民事訴訟の実務のイメージが掴めると共に、最新の判例や理論の動向も簡潔に紹介するなど、初学者でも民事訴訟法を無理なく修得できるように配慮された新しいタイプのスタンダード・テキスト。16 名による共同執筆。その「第 10 章 略式手続と国際民事訴訟」の「1 少額訴訟手続」，「2 督促手続」，「3 手形・小切手訴訟」（381～392 頁）を担当。簡易迅速を旨

とする、これら訴訟手続の特則につき、市民にとって身近な権利救済のための制度との理解をバックボーンとして、解説したもの。

倒産法の分野に関しては、3つの判例研究がある。1つは、アメリカの最近の判例で、債務者が倒産した場合、弁護士報酬等の債権につき、保証人と債務者との間でその負担が合意されたとき、倒産法に係る問題の訴訟であるという理由で、連邦倒産法が、この弁護士報酬等の債権を認容しないという結論を採ることはないとした2007年連邦最高裁判決を紹介したもの（アメリカ法2009-2号（平成22年6月）413～416頁）である。

もうひとつは、予備的に届け出られ、再生債務者表に記載された請負代金債権等につき、双方未履行双務契約において履行が選択されたことを理由に、共益債権であると主張して提起された、その支払を求める訴えが不適法なものになるとはいえないとされた東京地判平成21.10.30の評釈（判例時報2090号（平成22年12月）189～193頁（判例評論622号27～31頁））である。

さらに、会社から取立委任を受けた約束手形につき商事留置権を有する銀行が、同会社の再生手続開始後の取立てに係る取立金を銀行取引約定に基づき同会社の債務の弁済に充当することの可否を判示した最判平成23.12.15（積極）の評釈（判例時報2157号（平成24年10月）171～177頁（判例評論644号25～31頁））がある。

【刑法】南 由介

○最終学歴

慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程単位取得退学

○学位

修士（法学）

○教歴

平成16年4月～平成19年3月	桃山学院大学法学部専任講師
平成17年4月～平成17年9月	大阪経済大学経営学部非常勤講師
平成19年4月～平成21年9月	桃山学院大学法学部准教授
平成21年10月～現在	鹿児島大学大学院司法政策研究科 准教授
平成24年8月	慶應義塾大学通信教育部非常勤講師

○研究業績

研究者として最初に研究テーマに選んだのは、故意論，錯誤論である。その成果は、「意味の認識をめぐる一考察 - 薬物・有毒飲食物事犯に関する判例の検討を中心として -」法学政治学論究48号 pp417-445（平成13年），「故意説の理論構成について」法学政治学論究54号 pp175-206（平成14年），「意味の認識の限界と禁止の認識」法学政治学論究59号 pp293-326（平成15年）に著され，研究者として大学に就職した後も，論文として「責任説の再

構成 - 意味の認識の視点から -」桃山法学 7 号 pp97-123（平成 18 年）を發表した。これらの研究成果は、故意論における意味の認識や違法性の錯誤を扱った論文において度々引用されている。また、日本刑法学会第 84 回大会ワークショップ「違法性の意識」では、以上の研究をもとに、報告者の三名のうちの一人として、責任説の立場から報告を行った。意味の認識の内容について、違法性の意識を喚起し得る程度の内容を伴った事実の認識を要求している通説に対し、これらの研究成果は、違法性の意識の可能性と意味の認識とははっきりと区別すべきであるとの立場から、批判的に検討し、通説に一石を投じたものであり、故意論の解明に資するものであった。

その後、研究したものとして、自救行為があり、これは「自救行為に関する一考察」『慶應の法律学:刑事法(慶應義塾創立 150 年記念法学部論文集)』pp. 255-280（平成 20 年）、「自救行為」刑法判例百選 I 総論〔第 6 版〕別冊ジュリスト 189 号 pp42-43（平成 20 年）に研究成果が發表されている。従来、自救行為は、私人による実力行使であるとの点から極めて厳格な要件によって認められるべきであるとの見解が主張されてきたが、自救行為者は正当防衛に類似した正当な行為者である点に着目し、緊急避難における要件よりはむしろ正当防衛の要件に近づけて論じるべきであるとの主張を展開した。自救行為については、扱っている論文数が少ないことから、本研究成果により、学説の発展に少なからずの寄与がなされたものと言えよう。

この他には、危険運転致死傷罪の研究として、「赤色信号を無視し対向車線に進出して、自車を、左折してきた自動車に衝突させた行為が、危険運転致死傷罪にあたりとされた事例」桃山法学 15 号 pp53-66（平成 19 年）および「危険運転致死傷罪における赤色信号を「殊更に無視し」の意義」刑事法ジャーナル 16 号 pp92-97（平成 21 年）の二つの判例研究があり、立法から 10 年あまりしか経過しておらず、研究成果の乏しい危険運転致死傷罪の分野に対して、研究成果を発信し続けている。この分野については、今後も研究を深めていく予定である。

さらには、大学院以来の研究テーマにつき、「けん銃部品の輸入について、違法性の意識の可能性がなく、故意の成立が認められないとされた事例」桃山法学 15 号 pp385-406（平成 22 年）を、原因において自由な行為につき、「原因において自由な行為—限定責任能力に陥った場合—」『刑法の判例〔総論〕』pp158-171（平成 23 年）を、強盗罪につき、「被害者の死亡の原因となった行為が強盗の機会に行われたものとされた事例」刑事法ジャーナル 30 号 pp145-153（平成 23 年）を、判例研究として發表している。

【刑事訴訟法】中島宏

○最終学歴

立教大学大学院法学研究科博士後期課程満期退学

○学位

修士（法学）

○教歴

平成 10 年 5 月～平成 11 年 3 月	横浜国立大学非常勤講師 (中核的研究機関研究員)
平成 11 年 4 月～平成 13 年 3 月	立教大学法学部助手
平成 13 年 4 月～平成 18 年 3 月	大東文化大学法学部非常勤講師
平成 14 年 4 月～平成 17 年 9 月	跡見学園女子大学マネジメント学部専任講師
平成 16 年 4 月～平成 17 年 3 月	立教大学コミュニティ福祉学部非常勤講師
平成 16 年 9 月～平成 17 年 3 月	鹿児島大学法文学部非常勤講師
平成 17 年 10 月～平成 19 年 3 月	鹿児島大学大学院司法政策研究科 助教授
平成 19 年 4 月～平成 22 年 5 月	鹿児島大学大学院司法政策研究科 准教授
平成 19 年 4 月～平成 20 年 9 月	九州大学法科大学院非常勤講師
平成 22 年 6 月～現在	鹿児島大学大学院司法政策研究科教授
平成 24 年 4 月～現在	鹿児島大学大学院人文社会科学研究科 担当

○研究業績

これまでに扱ってきた主な研究課題は、4つの分野に大別できる。それぞれの研究成果は以下のとおりである。

①訴追裁量の研究

我が国の刑事手続きの大きな特色である検察官の幅広い訴追裁量に対して、司法的な統制がどのようにして及ぶべきか、理論的な側面と政策論的な側面から検討を進めた。

具体的な成果としては、公訴権濫用論から手続打ち切り論へと移行しつつある学説の状況を捉えつつ、そうした理論的転換が、今日の刑事訴訟実務の運用においてどのような意義を持つのかを検証した「非犯罪化的機能からみた公訴権濫用論の限界－濫用的訴追の抑制から手続きの打ち切りへ」立教大学大学院法学研究 15 号(平成 8 年)を出発点として、その応用的・実地的な場面として、訴訟能力の欠如を理由に公判手続きが長期にわたって停止している事例の処理について論じた「長期にわたる公判手続きの停止と手続打ち切りの可能性」法学セミナー577 号(平成 14 年)、「訴訟無能力による長期の公判停止－訴訟からの解放と医療への接続について－」季刊刑事弁護 68 号(平成 23 年)を、また、伝統的な公訴権濫用論によって公訴棄却された下級審の裁判例に対する評釈として「判批」立教大学大学院法学研究 13 号(平成 5 年)を公刊した。

さらに、司法制度改革における検察審査会法の改正を踏まえ、それが検察官の公訴権行使のあり方全体にどのような新しい理論的視座を与えるのかを論じるものとして、「検察審査会と公訴のあり方」法学セミナー698 号(平

成 25 年)がある。

②刑事訴訟における犯罪被害者に関する研究

刑事手続きにおける法執行機関の裁量に対する法的統制という観点から、①での問題意識を発展させ、刑事訴訟の運用に犯罪被害者の意思をどのような方法で、どの限度において影響させるべきかを、理論的な側面と政策的な側面の両方から検討を進めている。

具体的な成果としては、まず、日本における立法の動向に先駆けて、比較法的な分析を進め、その一端を「各国の刑事手続と被害者・アメリカの場合」季刊刑事弁護 22 号(平成 12 年)で公刊した。また、平成 12 年における刑事訴訟法の改正に向けた動きの中で、我が国での刑事訴訟への被害者の当事者的な関与がもたらす問題を分析し、「刑事司法における『加害者』と被害者」法学セミナー548 号(平成 12 年)を発表した。更に、廣瀬健二・多田辰也編著『田宮裕博士追悼論集・下巻』(平成 15 年)における分担執筆部分にあたる「被害者等の意見陳述に関する一考察」では、平成 12 年改正によって導入された被害者の意見陳述制度について、立法過程において明らかにされず解釈論に残された課題を指摘して、改正法施行後の同制度の運用のあり方を論じた。平成 21 年度から平成 23 年度にかけては、科学研究費補助金・基盤研究(C)の交付を受け、被害者参加制度の理論的基礎およびその実際における問題点を検討する「刑事訴訟における被害者参加制度の実証的研究」(課題番号：00318685)を実施した。

これに加えて、刑事訴訟において、被害者の供述を証拠として収集・利用する場合の課題についても、誤判防止および適正手続きの保障と被害者保護との調和の観点から検討を行ってきた。その具体的な成果としては、④で述べる誤判原因の研究において、特に被害者供述の信用性が問題となった事案を多く扱い、個々のケースにおける被害者供述の収集および事実認定での利用における問題を分析した。このテーマについては、平成 23 年度から平成 27 年度までの予定で科学研究費補助金・新学術領域研究の交付を受けた「取調録画と裁判員裁判―取調べ過程の可視化をめぐる制度構築と裁判員裁判への影響」(研究代表・指宿信・成城大学教授)(課題番号 23101009)に研究分担者として参加し、主として被害者に対する取調べの過程と裁判員裁判におけるその利用についての研究を担当することにより継続中である。

なお、被害者に関する研究につき、学生向けにその内容を紹介するものとして、「刑事法は誰のためにあるのか―「国家」と「人」との最前線にて」法学セミナー664 号(平成 22 年)を公刊した。

③訴訟能力に関する研究

検察官の訴追裁量に関する研究において、訴訟能力を欠いて公判停止が長期にわたった事案に対する手続き打ち切りの可能性について論じた。このことからさらに進んで、知的障がいがある被疑者・被告人に対するデュー・プロセスについて研究を進めている。まず、長期にわたる公判停止については、

①でも掲げた「長期にわたる公判手続きの停止と手続打ち切りの可能性」法学セミナー577号(平成14年), および「訴訟無能力による長期の公判停止—訴訟からの解放と医療への接続について—」季刊刑事弁護68号(平成23年)がある。さらに裁判員制度の下での, 訴訟能力あるいは責任能力が問題となる事例における精神鑑定のあり方を検討したものとして, 「複数鑑定回避論の批判的検討 「わかりやすさ」とデュー・プロセス」季刊刑事弁護60号(平成21年)を公刊した。

④誤判原因の研究

無罪事例における弁護活動の実態を調査し, 刑事弁護の側からみた誤判原因研究を進めている。無罪事件の記録を精査し, 必要に応じて弁護人へのインタビュー調査を行ったうえで, 誤判ないし誤起訴をもたらした捜査手続きの問題点や, 無罪を導いた弁護活動のあり方を, 実証的に明らかにしている。その成果については, 平成13年から平成23年まで, 実務家向けの専門雑誌である季刊刑事弁護誌上における連載「判例レビュー」によって公刊し, 掲載本数は39本に及んでいる。

この研究の一部は, 日本弁護士連合会人権擁護委員会が設置した誤判原因調査研究委員会の活動と連携して行われた。同委員会が行った犯罪類型ごとの誤判原因の分析にオブザーバとして参加し, 日本弁護士連合会人権擁護委員会編『誤判原因に迫る—刑事弁護の視点と技術—』(平成21年)においては, 共著者の1人として殺人罪についての分析を執筆・公刊した。この他に, 個別の無罪事例研究として, 「志布志事件(鹿児島選挙違反事件) 無罪判決が問いかけるもの」法学セミナー52巻7号(平成19年)がある。

⑤その他の研究成果

その他, 刑事訴訟法の様々な理論的課題を研究対象として, 論文や判例研究を公刊した。扱ったテーマとしては, 任意捜査について「テレビカメラによる監視」刑事訴訟法判例百選[第9版](平成23年), 強制採尿について, 「いわゆる「強制採尿令状」による採尿場所への連行の可否」立教大学大学院法学研究15号(平成8年), 勾留について, 「勾留に対する異議申立てを却下する決定が確定した後, その異議申立てと同一の論拠に基づいて勾留を違法として取消すことが否定された事例」現代刑事法35号(平成14年), 訴因について, 「公判前整理手続後の訴因変更の許否」法学教室別冊判例セレクト2009[Ⅱ](平成22年), 平良木登規男ほか編『判例講義刑事訴訟法』[共著・訴因変更命令を担当](平成24年)), 科学的証拠について, 「MCT118型DNA鑑定の証拠能力」判例評論519号(平成14年), 自白の証拠能力について, 「自白法則における違法排除説再論」法律時報83巻2号(平成23年), 再審について, 「再審は動きはじめるのか」法学セミナー686号(平成24年)などがある。

また, 体系的な教科書として, 寺崎嘉博編著『刑事訴訟法講義』(平成19年), 岩下正充・大野正博・亀井源太郎・公文孝佳・辻本典央・中島宏・平山

真理『刑事訴訟法教室』（平成 25 年 5 月刊行予定）の執筆を、また、実務家向けの注釈書として、大出良知・高田昭正編著『携帯コンメンタール刑事訴訟法・裁判法』（平成 25 年 9 月刊行予定）の執筆を分担している。

さらに、比較法研究としては、英米刑事法研究会（代表・田口守一 早稲田大学教授）が「比較法雑誌」において連載している「アメリカ合衆国最高裁判所・刑事関係判例概観」（比較法雑誌 41 巻 3 号（平成 20 年）、42 巻 2 号（平成 21 年）、44 巻 1 号（平成 22 年）の共著に参加しており、主として弁護に関する最新判例の紹介を継続的に担当している。

その他、主に教育のための公刊業績として以下のようなものがある。まず、法科大学院生向けの教材として、平成 21 年 11 月から平成 23 年 11 月にわたって、「受験新報」において、刑事訴訟法の重要論点に関する事例問題とその解説を連載した（受験新報 706 号から同 741 号まで）。また、法学部および法科大学院の学生向けの用語集である『確認刑事訴訟法用語 250』（平成 21 年）において、公訴などの 12 項目を執筆した。さらに、法学部の新入生に向けた入門書、トピックからはじめる法学編集委員会編『トピックからはじめる法学』（平成 22 年）において、足利事件の分析を内容とする誤判・冤罪の原因に関する論説を掲載した。

（3）実務家教員の割合

ア 現状

本学法科大学院に、法令上必要とされる専任教員数は 12 人、5 年以上の実務経験を有する専任教員の必要数は 3 人以上とされている。本学法科大学院における平成 25 年 5 月 1 日現在の実務家教員の実数は 4 人であるので、法令上必要とされる専任教員数に対する実務家教員の割合は、33%となる。

4 名の実務家の実務経験は、①（法曹倫理他担当）任官通算 7 年、弁護士 27 年、②（民事訴訟実務の基礎他担当）弁護士 26 年、③（リーガルクリニック A 他担当）弁護士 16 年、④（民事裁判実習他担当）弁護士 15 年である。

以下に、本学法科大学院の実務家教員について、十分な実務経験ほか科目適合性を根拠づける主要な事項を、教員調書から抜き出して簡潔に記載する。

【前田 稔】

○最終学歴

東京大学法学部卒業

○職歴

昭和51年4月～昭和53年3月	最高裁判所司法研修所司法修習生
昭和53年4月～昭和54年3月	東京地方検察庁検事
昭和54年4月～昭和57年3月	熊本地方検察庁検事
昭和57年4月～昭和59年3月	甲府地方検察庁検事
昭和59年4月～昭和60年3月	東京地方検察庁検事

昭和60年4月～昭和61年3月 池田法律事務所弁護士
(現照国総合法律事務所)

昭和 61 年 4 月～現在 前田法律事務所所長

○教歴

平成 17 年 10 月～現在 鹿児島大学大学院司法政策研究科教授

○検察官としての職歴等

昭和53年4月に検事任官をし、東京地方検察庁検事、熊本地方検察庁、甲府地方検察庁の検事を経験し、東京地方検察庁検事を昭和60年3月に退官するまで、検察官として7年の職歴がある。甲府地方検察庁においては、司法修習生の指導係検事を務めた。

なかでも、熊本地検の検察官として地方公共団体の首長に対する贈収賄事件では検察独自捜査の端緒を得ることに寄与し、その後の捜査においても主要な被疑者の捜査に関わり、同首長に対する逮捕状の執行手続を実施した。また、法務局における登記簿原本の窃取およびその偽造による登記簿謄本を利用しての詐欺直告事件（告訴を端緒とする独自捜査）の捜査を担当し、犯人を逮捕・起訴し、有罪判決を得た。同事件を契機として全国の法務局においては閲覧場所にミラーを設置するなどの再発防止策がとられた。

さらに、昭和59年に東京地検の検察官として公判を担当した「新潟鉄工事件」は、コンピューターソフトウェアの開発に関与した社員が、開発に関わるプログラム関係書類等を会社から持ち出し、同種スペックのコンピューター開発販売を行った事案について、コンピューター用語、仕組み等について研究しつつ公判を担当した。当該事案においては被告人がコンピューター開発の技術者であることもあり、持ち出したコンピューターの回路図面等につき、勤務していた会社の回路図と基本的に異なるものであることなどの主張がなされ、また、法人における社員の著作権等の帰属問題も争われた。そのため著作権法等を所管する文化庁の担当者のヒアリングを受け、事件における著作権法等の争点部分につき説明を行った。その後、著作権法等が改正されるに至っている。

この事案は、控訴審が判例時報に掲載され（東京高判昭60年12月4日、東京地判昭60年2月13日、判例時報1190号143頁）、コンピューター犯罪の先駆的事例として、当時話題となった（なお、この事件は、芝原邦爾ほか編『刑法判例百選Ⅱ各論 〔第5版〕』（有斐閣・2003）124頁以下で採り上げられている。）。また、この間の経験により、九州法学会第74回大会のシンポジウム「高度情報化社会における法と政治をめぐる諸問題」の報告者を務めた。この報告については九州法学会会報1986年・1987年39ページにおいて「コンピューター犯罪について」と題する単著として刊行されている。

さらに、検事任職中、警察学校、営林署あるいは郵政監察局における外部講師として、刑事事件捜査等に関する講義を行い、さらには、検察庁の部内研修における検察事務官に対する民事関係の講義の経験も有している。

○弁護士会等における活動

退官後、鹿児島県弁護士会に弁護士登録を行い、弁護士として多くの刑事弁護、また民事弁護の経験も豊かであることは、教員個人調書「教育研究業績書」を参照頂きたい。

なお、日本弁護士連合会関係については刑事弁護センター委員、裁判員制度実施本部委員を務め、裁判員制度の実現にも関与している。公的関係については鹿児島市個人情報審議委員会委員、第一審強化方策鹿児島地方協議会刑事部会委員、JAS法違反（鶏肉偽装問題）に関する特別調査委員会委員を務めた。

この特別調査委員会における調査は、任意の関係者からの事情聴取形式で行われたが、検察官経験を活かし、その事情聴取の責任者として調査結果をまとめ上げ、委員会報告書はその調査結果を基に判断がなされた。そして、その調査結果と符合する形で警察の捜査が実施され立件に至った。

さらに、漁船保険事務研究会からの講師依頼により、多数の漁船保険組合関係者に対する講演、TKC九州会研修の講師として6回にわたり会社関係に関する株主総会、取締役会あるいは手形に関する基礎知識の講義を行うなどしている。その他にも社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会、鹿児島県婦人相談所DV連絡協議会においても講演を行っている。

司法修習関係については、鹿児島県弁護士会配属となった司法修習生を預かり、修習指導を担当している。

○大学院における教育

刑事法総合問題演習Aおよび同Bにおいては、実務家として刑法・刑訴の両面から実務経験を活かした融合問題を課題として作成し、学生が総合的な観点から刑事問題を俯瞰できるように努めている。

特に、作問に際しては刑法・刑訴における理論が実務において、どのように反映されているのか、また、実務上作成されている種々の書式と刑法・刑訴の理論との関係を取得できるように工夫を重ねている。

また、法曹倫理においては、実際に発生した法曹三者に関わる不祥事の事例を課題として検討させ、法曹の取り扱う業務の複雑さを理解させるとともに、事件処理に際しては、安易な処理に走ることとの無いように自戒する指針を感得させるようにしている。そして、法的紛争の背景には、経済的取引を巡る駆け引き、利害対立、さらには、怨恨、憎悪、金銭的欲望等が存在することを理解させ、事件処理に際し、当事者の感情等に巻き込まれ法曹倫理上問題になる行為に及んでしまわないように、いわゆる陥穽に陥ることのないように指導している。

このように、検察官、弁護士としての30年を超える法曹としての経験を活かし、刑事法総合問題演習、法曹倫理における刑事分野のみならず、法曹倫理、リーガルクリニック等における民事分野において、現実の世界に発生する種々の紛争の背景等を見通し、客観的にその事件処理に当たることができ

るような能力を涵養するために実務家として講義運営を工夫していきたいと考えている。

なお、平成20年からは、日本評論社発行の「司法試験の問題と解説」において、刑法・刑訴の短答式問題についての解説を行っている。また、平成24年には、単著論文「抽象的事実の錯誤と法令の適用」を鹿児島大学法学論集47巻1号に掲載した。

○法科大学院等における役職

大学院においてはFD委員会委員および図書委員会委員として、また、学校法人においては鹿児島大学の法務担当学長補佐として、種々の法的トラブルの相談に与るとともに人事に関する調査委員会等の委員会の委員として活動している。

【松下良成】

○最終学歴

東京大学法学部

○職歴

昭和60年4月～昭和62年3月 最高裁判所司法研修所司法修習生

昭和62年4月～平成11年10月 田平・井上法律事務所弁護士

平成11年11月～現在 鹿児島総合法律事務所所長

○教歴

平成17年10月～現在 鹿児島大学大学院司法政策研究科教授
(法曹実務)

○弁護士として手がけた主な事件

交通事故等による損害賠償訴訟(損保会社の依頼)、医療過誤による損害賠償請求事件、多重債務者の自己破産申立事件、民事再生法による否認請求訴訟、遺産分割調停、看護疲れによる殺人事件(執行猶予判決)、行政訴訟など、多種多様な事件を手がけている。

なお、いわゆる「志布志事件」において選挙買収金の供与者とされた被告人(もと県議会議員)の弁護人を務め、無罪判決を得た。これに関連する論文として「志布志事件について」九州法学会会報2009年(2010年)がある。

○弁護士会等における活動

九州弁護士会連合会では、事務局次長、理事を務めた。鹿児島県弁護士会では、常議員、副会長、会長を務めた。日本弁護士連合会では理事を務めた。

県弁護士会会員として、当番弁護士、各種法律相談などの公益活動を行っている。

【白鳥 努】

○最終学歴

慶応義塾大学法学部卒業

○職歴

平成 7 年 4 月～平成 9 年 3 月 最高裁判所司法研修所司法修習生
平成 9 年 4 月～平成 14 年 9 月 長谷川安雄法律事務所弁護士
平成 14 年 9 月～平成 16 年 12 月 アーバンリバティス法律税務事務所
弁護士
平成 17 年 1 月～現在 白鳥法律事務所所長

○教歴

平成 18 年 4 月～現在 鹿児島県警察学校講師
平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月 鹿児島大学大学院司法政策研究科
非常勤講師
平成 21 年 4 月～現在 鹿児島大学大学院司法政策研究科教授
(法曹実務)

○弁護士として手がけた主な事件

薩摩川内産業廃棄物最終処分場に関する公金支出差止請求事件
原発をなくそう！九州川内訴訟
大崎事件再審請求事件
ウイルス性肝炎患者の救済を求める全国 B 型肝炎訴訟
他，一般民事事件（売買，消費貸借等の契約紛争，土地境界等の紛争，損害賠償請求事件等），企業法務（会社顧問），交通事故，医療過誤，多重債務，家事事件（離婚，遺産分割等），刑事事件，行政事件，住民訴訟，環境公害訴訟等。

○弁護士会などにおける活動

鹿児島県弁護士会では，これまで副会長，司法改革推進委員，裁判員裁判に対応できる弁護士の養成委員，鹿児島県弁護士会紛争解決センター ADR 調停委員，境界問題相談センターかごしま相談委員および調停委員を努め，現在は司法修習委員，法科大学院委員，憲法委員を努めている。

九州弁護士連合会では，これまで民事裁判手続に関する連絡協議会委員，控訴審における民事訴訟の運営に関する協議会委員を努め，現在は憲法問題に関する連絡協議会委員，法科大学院の運営協力に関する連絡協議会委員を務めている。

日本弁護士連合会では，これまで第 22 回司法シンポジウム運営委員会委員，第 24 回司法シンポジウム運営委員会委員を務め，現在は，憲法委員会副委員長を努めている。

また，平成 22 年 2 月より鹿児島市の情報公開・個人情報保護審査会委員，建築紛争審査会委員を担当している。

【本木順也】

○最終学歴

早稲田大学法学部卒業

○職歴

平成 8 年 4 月～平成 10 年 3 月 最高裁判所司法研修所司法修習生
平成 10 年 4 月～平成 13 年 3 月 内田武法律事務所弁護士
平成 13 年 4 月～平成 18 年 3 月 鹿児島総合法律事務所弁護士
平成 18 年 4 月～現在 本木法律事務所所長

○教歴

平成 21 年 4 月～現在 鹿児島大学大学院司法政策研究科准教授
(法曹実務)

○弁護士として手がけた主な事件

志布志町公職選挙法違反事件。公職選挙法違反事件では、無罪判決を勝ち取る。他、一般民事事件（売買、消費貸借等の契約紛争、土地境界等の紛争、損害賠償請求事件等）、企業法務（会社顧問）、交通事故、医療過誤、多重債務、家事事件（離婚、遺産分割等）、刑事事件等。

○弁護士会などにおける活動

鹿児島県弁護士会では、現在、刑事弁護委員、法科大学院委員、裁判員裁判に対応できる弁護士の養成委員、綱紀委員、選挙管理委員、研修委員を務めており、平成 21 年度の鹿児島県弁護士会副会長を務めた。

日弁連では、日弁連刑事弁護センター委員、裁判員本部委員を務めている。

鹿児島地方裁判所との第一審協議会では、平成 18 年以来現在まで毎年刑事部会委員を務めている。

その他、平成 21 年 8 月には、九州弁護士会連合会法科大学院主催夏期集中講座の講師を担当。

実務上の実績に関連する公刊物として、平成 20 年 10 月には、「鹿児島県議公選法違反事件を振り返って」を季刊刑事弁護 52 号に執筆。また、平成 20 年 2 月に発刊された鹿児島大学法学論集第 44 巻 2 号（別刷）において、「刑事弁護実務における弁護士・依頼者関係－志布志事件の弁護活動の経験から－」を執筆。

（4）教授の数

本学法科大学院における「教授」の資格要件と認定手続は、鹿児島大学大学院司法政策研究科教員選考規則⁷⁶で次のとおり定めている。

（教授の資格）

第 3 条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本研究科における教育を担当するにふさわしい高度の教育上の指導能力を有すると認められる者とする。

(1) 大学(修学年数が 4 年以上のものに限る。以下同じ。)又は大学院等において教授の経歴(外国におけるこれに相当する教員としての経歴を含む。)

⁷⁶ 【資料 A5-1】鹿児島大学大学院司法政策研究科教員選考規則。

がある者

(2) 特に優れた教育・研究業績を有し、大学又は大学院等において准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)がある者

(3) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ。)を有し、特に優れた教育・研究業績を有する者

(4) 法務博士(専門職)の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する特に優れた実務上の業績がある者

(5) 専攻分野に関する実務経験を有し、かつ、特に優れた高度の実務の能力があると認められる者

採用および昇任人事に際しては、1-(1)イ教員の適格性の判断でも述べたとおり、教員選考規則第6条に基づき設置された人事委員会で研究業績等が審査され、その経過及び結果の報告を受けた教授会で議決している。

平成25年5月1日現在、専任教員は15名であり、その内、教授は13名であり、准教授は2名である。

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員(実員)		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	13名	2名	15名	3名	1名	4名
計に対する割合	86.7%	13.3%	100%	75%	25%	100%

(平成25年5月1日現在)

(5) 特に力を入れている取り組み

研究者教員、実務家教員ともに評価基準を超える教育体制を維持・確保できるように努めている。

(6) その他

特にない。

2 点検・評価

上記のように、専任教員は12人が必要であるところ、15人が在籍しており、基準を十分に満たしている。また、学生の収容定員は45人であるから、専任教員1人当たりの学生数は3人となり、学生15人に対し専任教員1人以上という基準を十分に満たしている。本学法科大学院の専任教員に対する教授が占

める割合は 86.7%であり、「専任教員の半数以上は教授であること」という要件を十分に満たしている。

3 自己評価
適合

4 改善計画

さらなる充実のために、平成 26 年 4 月着任を前提に准教授 1 名の採用を予定しており、平成 25 年 3 月 6 日教授会で人事委員会を設置した⁷⁷。

⁷⁷ 【資料 A6-1】（閲覧）第 109 回教授会（平成 24 年 3 月）議事録。

3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉

（評価基準）継続的な教員確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を適切に評価し、その後も維持・向上するための体制が整備され、有効に機能していること。

1 現状

（1）専任教員確保のための工夫

専任教員の確保は、大学執行部の理解・配慮の下に、設置基準に欠けることなく順調である。

本学法科大学院では、いわゆる「ダブルカウント」廃止に取り組み、平成21年度に解消したため、現在、「ダブルカウント」は存在しない。

専任教員の採用にあたっては、十分な教育経験を有する教員を採用している。さらに、教育能力を高めるために、FD活動の一環として授業点検活動および授業アンケート調査を行っている。他の教員の行う授業を参観して、その授業内容・方法について適宜、感想・アドバイスをを行い、またFD委員会およびFD懇談会において、授業内容について意見を交換している⁷⁸。このような活動によって、若手教員が専任教員としてより高度な能力を開発・維持することができる。

（2）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

本学法科大学院においては、速やかな採用活動により、充実した人事選考ができるようにしている。

また、将来研究者を志す法科大学院生を育成するための取り組みとして、九州・沖縄法科大学院教育連携による単位互換科目として、本学法科大学院に「法律学総合特別演習（外国語文献講読）」「法律学総合特別演習（論文作成指導）」を開設している。研究者志望の学生は、本学におけるこれらの科目および九州大学、熊本大学、琉球大学が開設し単位互換を認める同等の科目のいずれかを履修することにより、博士後期課程への進学に備えることが可能となっている。

（3）教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

ア 教員の採用および昇任

前記のように各教員の採用時および昇任時には、教員選考規則および教員選考基準に基づき、慎重かつ公正な採用選考により、教員の教育に必要な能力を評価している。

イ 教員の採用および昇任外

採用及び昇任以外には、「鹿児島大学大学院司法政策研究科構成員の活動

⁷⁸ 本報告書第4分野を参照。

状況等の点検・評価に関する申合せ」⁷⁹に基づいて、年に一回「自己点検評価」（構成員評価）を行っている。司法政策研究科構成員（以下「構成員」という。）は、活動状況などについて自らによる点検・評価を行い、その結果を研究科長に報告し、研究科長は構成員が自己点検・評価して作成した資料に基づき、3年ごとに構成員評価を実施し、その結果を各構成員に通知するものとしている。構成員評価の結果を改善に役立てるために、研究科長は、改善を要すると評価した基本項目のある構成員に対して、その活動の改善を促すための適切な指導または助言を行うことができる。

また、教員の能力を維持・向上するための取組みとして、すべての専任教員は他の教員の授業を参観し、報告書を提出することが義務づけられているため、自分の授業を参観した他の教員から、その授業内容・方法について適宜、感想・アドバイスを受け取ることができる⁸⁰。

学内における研修のみならず、教育連携協定を結んでいる九州大学法科大学院の授業を参観することによって、教育能力の改善・向上に役立てている。この取り組みには、全学のFD活動のための予算から一部が供出されている。研究科のみならず全学的な支援の下で、能力の維持・向上が図られている。

ウ 能力の評価基準

構成員評価は「国立大学法人鹿児島大学における構成員の活動状況等の点検・評価実施要項」⁸¹において教育、研究、社会貢献、国際交流、診療、管理運営の基本項目毎に規定された基準による。

（４）特に力を入れている取り組み

上記のとおり。

（５）その他

特にない。

2 点検・評価

専任教員の継続的な教員確保は順調に進んでいる。研究者養成のための科目も開設されている。教員の能力を維持・向上するために、FD懇談会等の体制が整備され、全学的な支援も受けながら、FD活動を積極的に展開している。さらに、他大学との連携によってこれらの取り組みの充実化が図られている。

3 自己評定

A

4. 改善計画

⁷⁹ 【資料 A5-1】鹿児島大学大学院司法政策研究科構成員の活動状況等の点検・評価に関する申合せ。

⁸⁰ 本報告書第4分野を参照。

⁸¹ 【資料 A5-1】鹿児島大学における構成員の活動状況等の点検・評価実施要項。

特にない。

3-3 教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉

（評価基準）教員の科目別構成等が適切であり，バランスが取れている等，法曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されていること。

1 現状

（1）専任教員の配置バランス

本学法科大学院における教員の配置は，別紙教員一覧および下記の表のとおりである。

	クラス数	専任教員数 (延べ人数。みなし専任含む)	クラス毎の履修登録者数平均	
			専任	専任以外
法律基本科目	36	45	6.39	2.67
法律実務基礎科目	11	22	6.25	7.67
基礎法学・隣接科目	6	2	1.50	3.25
展開・先端科目	16	7	2.75	2.83

（2）教育体制の充実

本学法科大学院は，収容定員が少ないため，すべての分野の科目において，少人数教育の体制が実現しており，一人ひとりをきめ細かく指導することができる。

専任教員（みなし専任教員を含む。以下，同じ。）の配置は，たとえば法律基本科目など特定の分野に集中するのではなく，法律実務基礎科目（実務家教員）や基礎法学・隣接科目（法社会学），さらには展開・先端科目（労働法）（社会保障法）にも，バランスよく行き渡っている。

また，法律基本科目は，公法系2名，民事系4名，刑事系2名の研究者教員が配置されており，各系のバランスも保たれている。専任の実務家教員についても，すべて現職は弁護士であるが，検察官経験のある教員が1名含まれており，民事系・刑事系をバランスよく指導することができる。

（3）特に力を入れている取り組み

上記のとおり。

（4）その他

特になし。

2 点検・評価

各系・科目ごとにバランスよく適切な専任教員が配置されており，特定の分野や系に偏らない教育が可能な「教員団」が形成されている。すべてのクラスで少人数教育が徹底されていることと併せ，法曹養成機関として充実した教育体制が確保できている。

3 自己評価

A

4 改善計画

特にない。

3－4 教員体制・教員組織（４）〈教員の年齢構成〉

（評価基準）教員の年齢構成に配慮がなされていること。

1 現状

（１）教員の年齢構成

専任教員の年齢構成は次のとおりである。

		39 歳以下	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上	計
専任教員	研究者教員	1 名	4 名	3 名	3 名	0 名	11 名
		9.1%	36.4%	27.3%	27.3%	0.0%	100.0%
	実務家教員	0 名	1 名	2 名	1 名	0 名	4 名
		0%	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%	100.0%
合計		1 名	5 名	5 名	4 名	0 名	15 名
		6.7%	33.3%	33.3%	26.7%	0.0%	100.0%

（平成 25 年 5 月 1 日現在）

【注】研究者教員の各年齢構成別のパーセンテージを合計すると小数点以下の端数の関係で 100.1%となるが、端数調整は特に行わない。

（２）特に力を入れている取り組み

特にない。

（３）その他

特にない。

2 点検・評価

教員の年齢構成は、経験豊富な 60 歳代前半の教員から 50～40 歳代の中堅、40 歳以下の若手教員までバランスがとれている。

3 自己評定

A

4 改善計画

特にない。

3-5 教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉

（評価基準）教員のジェンダーバランスに配慮がなされていること。

1 現状

（1）教員のジェンダーバランス

専任教員，兼担・非常勤教員の男性，女性別の人数は，以下の表のとおりである。

性 別	専任教員		兼担・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男	11 名	4 名	16 名	8 名	39 名
	100.0%	100.0%	80.0%	88.9%	88.6%
女	0 名	0 名	4 名	1 名	5 名
	0 %	0 %	20.0%	11.1%	11.4%
全体における 女性の割合	0%		17.2%		

（平成 25 年 5 月 1 日現在）

平成 22 年 3 月までは，女性の専任教員が 1 名所属していたが，同教員が他大学へ転出したため，現時点において，女性の専任教員は 0 名となっている。なお，非常勤教員については，複数名の女性教員を採用している。

鹿児島大学全体として男女共同参画を推進している。その一貫として，本学法科大学院の取組みは，まず，男女共同参画を将来構想委員会の所管事項とし，副研究科長を推進企画担当者とした。その上で，平成 25 年度までに 1 名，平成 27 年度までに 2 名の女性研究者の確保を目指すこととした。そのうえで，女性研究者については，赴任後 2 年は研究費配分を 10%増やし，研究活動の支援を行う。また，育児休業等からの復帰支援策として，同様に研究費配分を 10%増やして支援を行うこととした⁸²。

女性研究者の採用については，本学全体としても「女性研究者の在職比率 20%以上（平成 27 年までに年 1%引き上げつつ，18%を目指す）」方針を掲げて鋭意努力しているところであるが，本学法科大学院では，新規採用教員ポストが現状で不足していたため，女性の専任教員を採用するに至っていなかった。

しかし，平成 25 年度に人件費が配当されたので，新たな専任教員の採用が可能となったため，平成 25 年 3 月 6 日に開催された教授会において，新規採

⁸² 【資料 A53】部局等における男女共同参画推進に係る方針等

用のための人事委員会を立ち上げた。この選考にあたっては、上記方針のとおり、女性を念頭に置いた採用努力を行うこととしている。

(2) 特に力を入れている取り組み

上記のとおり。

(3) その他

特にない。

2 点検・評価

評価実施時点においては、専任教員中の女性比率が0%であり、改善の必要がある。ただし、女性の専任教員の採用を念頭に置いた新たな人事の手続が開始されたところであり、問題の解消に向けた具体的な努力が行われている。

3 自己評定

C

4 改善計画

上記のとおり、女性の採用を念頭に、新規採用の人事を進行する。また、今後、定年退職者の後任補充においても、女性の採用に向けた努力を行う。

3-6 教育支援体制（1）〈担当授業時間数〉

（評価基準）教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

1 現状

（1）過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

平成25年度より過去3年分、教員の担当コマ数（時間単位）の最長、最短、平均値は、以下のとおりである。

【平成23年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	3	3	3	3	3	2	1	－	－	－	1 コマ 90分
最 低	0	0	3	3	2	2	1	－	－	－	
平 均	2	1.3	3	3	2.7	2	1	－	－	－	

【平成24年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	3	3	3	3	3	4	1	1	－	－	1 コマ 90分
最 低	1	2	3	3	2	2	1	1	－	－	
平 均	2.1	2.7	3	3	2.7	3	1	1	－	－	

【平成25年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	5	3	3	3	3	3	1	1	－	－	1 コマ 90分
最 低	2	1	3	3	2	2	1	1	－	－	
平 均	3.5	2.5	3	3	2.3	2.7	1	1	－	－	

（2）他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

平成25年度より過去3年分、他大学・他学部の授業数も含めた教員の担当コマ数（時間単位）の最長、最短、平均値は、以下のとおりである。

【平成 23 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	5	5	3	3	3	2	1 コマ 90分
最 低	1	1	3	3	2	2	
平 均	2.8	2.4	3	3	2.7	2	

【平成 24 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	4	7	3	3	3	4	1 コマ 90分
最 低	1	2	3	3	2	2	
平 均	2.9	4.3	3	3	2.7	3	

【平成 25 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	7	4	3	3	3	3	1 コマ 90分
最 低	3	1	3	3	2	2	
平 均	4.5	2.6	3	3	2.3	2.7	

(3) 特に力を入れている取り組み
上記のとおり。

(4) その他
特になし。

2 点検・評価

各教員の授業負担コマは、各学期とも、ほぼ全員が、他大学・他学部における授業を加えても週当たり 7.5 時間(90 分授業 5 コマ)を超えていない。例外的に 5 コマを超えている例があるのは、オムニバス講義の一部を担当している分

を1コマと計上し、また、各学期に成績評価を行う集中講義も含めた数値となっているためである。

本学法科大学院としての担当コマ数に配慮しているのはもちろんであるが、法文学部法政策学科での授業、および「全学出動」が原則である共通教育の授業についても、十分な話し合いを行った上で、どうしても必要な授業について、研究科長の管理の下、過度に至らないように留意しつつ、担当している。

したがって、各専任教員の授業時間数は、教員が十分な授業準備ができる程度の適切なものである。

3 自己評価

A

4 改善計画

特にない。

3-7 教育支援体制（2）〈研究支援体制〉

（評価基準）教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

1 現状

（1）経済的支援体制

教育研究基盤経費として本学法科大学院に配分される予算から、各専任教員の裁量によって使用できる個人研究費が、年間 300,000 円（みなし専任教員は、年間 150,000 円）を標準に、各教員の当該年度における研究活動上の必要等を勘案しながら配分され、学会・研究会への参加や研究調査のための旅費、研究上必要な書籍・資料の購入、消耗品等の購入のために充当されている。また、当該年度に新たに着任した教員については、本学内における研究基盤の整備のため、具体的な必要性を勘案して 150,000 円を標準に追加配分を行っている。

なお、法科大学院教員としての教育研究能力を向上させるための各種シンポジウム、研究会等に参加する場合には、別途、研究科共通経費から旅費等を支出している。

（2）施設・設備面での体制

専任教員には研究室として 1 室（22 m²）が与えられている。各研究室は、法文学部棟 1 号館、共通教育棟 3 号館、同 4 号館にある。また、みなし専任教員 3 人の共同研究室と、派遣裁判官・派遣検察官用の共同研究室が各 1 室ずつ（22 m²）法文学部 1 号館に確保されており、研究活動と共に、授業時間終了後の学生の質問・学修指導に対応できるようになっている。

法文学部法政策学科と共同の資料室・参考室が法文学部棟 1・2 号館にあり、国内雑誌 195 タイトル 38,450 冊、外国雑誌 68 タイトル 3,400 冊、加除式法令集 41 タイトル 4,600 冊、白書・年鑑 25 タイトル 300 冊、研究紀要 571 タイトル 12,500 冊、叢書類 1,050 冊、単行図書 1,200 冊の総計 61,500 冊を所蔵している。洋雑誌等は鹿児島大学附属中央図書館にも所蔵している。中央図書館は、法文学部棟および共通教育棟 3 号館に隣接しているため、非常に使いやすい環境にある。法学系の蔵書は 17,000 冊、雑誌は約 250 タイトルである。これらを合わせると、本学は、国内外の主要な研究資料のほとんどを網羅している。

判例・文献のデータベースは、①TKC ローライブラリー（LEX/DB, 有斐閣 Vpass を含む）、②LexisNexis As One、③Lexis.com、④LLI 統合型法律情報システム、⑤第一法規 D1-law.com を、各自の研究室や自宅等から利用することができ、時間や場所の制約がなく、各種の研究資料にアクセスすることができる。

(3) 人的支援体制

ア 人的な支援体制

本学法科大学院の管理運営に関する事務は、法文学部事務部が担当する⁸³。法文学部事務部は、事務長 1 名、事務長代理 1 名、総務係 3 名、会計係 5 名（うち、事務補佐員 2 名）および専門職大学院係 3 名の組織で本学法科大学院の支援を行っている。教員の研究活動に関する事務のうち、科学研究費等の申請に際しての助言と補助を総務係が、研究費の効果的かつ適正な執行のための助言と補助を会計係が行っている。

専門職大学院係は、平成 21 年度に専門職大学院への支援体制を強化するため 1 名増員の措置がなされ、現在、係長、主任、係員各 1 名、計 3 名が配置されている。同係は、法文学部や大学院人文社会科学研究科とは独立し、本学法科大学院と、同じく専門職大学院である臨床心理科学研究科に所属する教員のみに対する研究・教育活動に対する支援の全般を担当している。

さらに、より直接的に研究活動を支援するために、平成 21 年度から専門職大学院支援室が設置されている。ここには、法科大学院のみを担当する専従の事務補佐員 2 名が所属しており、資料収集・整理の補助、コピー・製本、資料の管理・整備、研究会の会場手配・案内・録画等での記録、他大学とネットワークで接続して行うテレビ会議における機材操作、学外における調査活動への随行などの具体的な支援を行っている。

(4) 在外研究制度

大学としては研究に専念する研修制度（サバティカル）や若手教員海外研修派遣事業などがある。いずれも、現時点ではまだ法科大学院教員が活用した例はない。

(5) 紀要の発行

研究成果の発表の場として、法文学部法政策学科と共同で「鹿児島大学法学論集」を年 2 回発行している。この 5 年間（平成 20～24 年度）に 68 号から 78 号まで、11 号発行されており、本学法科大学院教員の著作が毎号に掲載されている。掲載された 58 本の論文等のうち、本学法科大学院教員の執筆数は 25 本である。平成 25 年度は、10 月および 3 月に発行予定である。

(6) 特に力を入れている取り組み

特にない。

(7) その他

特にない。

⁸³ 【資料 A5-1】鹿児島大学法文学部事務分掌規則による。

2 点検・評価

本学法科大学院は、南九州における法学研究の拠点であり、教員の研究活動に対する経済的支援（研究費）、施設・設備における支援（研究室、図書館、資料室、図書資料、オンライン・データベースなど）、人的支援体制（事務部、事務補佐員）のいずれも十分に備わっている。

人的支援については、専門職大学院係および専門職大学院支援室の設置により、他の学部や研究科とは区別された専従のスタッフが、研究および教育を随時サポートしている。また、研究に専念する研修制度（サバティカル）・在外研究の制度も整備されている。また、紀要が出版されており、教員は自身の研究成果を発表するための場として利用している。

3 自己評価

A

4 改善計画

特にない。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉

（評価基準）教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

1 現状

（1）組織体制の整備

本学法科大学院におけるFDを企画・実施する組織として、鹿児島大学大学院司法政策研究科運営規則に基づき、教育活動点検評価委員会（以下、「FD委員会」という）が設置されている⁸⁴。FD委員会は、鹿児島大学大学院司法政策研究科教育活動点検評価委員会規則に基づき、副研究科長を委員長とし⁸⁵、実務家教員から選出された教員、公法系、民事系および刑事系教員から選任された教員、教務委員会から選出された教員によって構成される⁸⁶。これは、法科大学院のすべての教育活動を実質的に点検することを可能とするための配慮である。なお、副研究科長に代えて研究科長が委員長を兼ねる場合は、委員長代理を置くことができる⁸⁷。

平成24年度のFD委員会は、以下のとおりである。

委員長： 米田憲市研究科長・教授（研究者教員）
委員： 中島宏・教授（研究者教員）（委員長代理）
委員： 前田稔・教授（実務家教員）
委員： 小栗實・教授（研究者教員）
委員： 紺屋博昭・教授（研究者教員）

FD委員会の役割は、本学法科大学院の教育内容の点検・評価・改善に関すること全般を統括している⁸⁸。具体的な活動は、「教育活動点検評価活動の実施に関する申し合わせ」に基づいて⁸⁹、各年度のFD委員会が定める活動計画によって決定される。毎年実施するものとしては、以下の各活動が挙げられる。

- ① 法科大学院における教育指針・到達目標の検討
- ② 学生による授業評価アンケートの実施
- ③ 学生による期末試験等に対するアンケートの実施

⁸⁴ 【資料 A5-1】 鹿児島大学大学院司法政策研究科組織運営規則第7条第1号。

⁸⁵ 【資料 A5-2】 鹿児島大学大学院司法政策研究科教育活動点検評価委員会規則第4条1項。

⁸⁶ 【資料 A5-2】 鹿児島大学大学院司法政策研究科教育活動点検評価委員会規則第3条。

⁸⁷ 【資料 A5-2】 鹿児島大学大学院司法政策研究科教育活動点検評価委員会規則第4条4項。

⁸⁸ 【資料 A5-2】 鹿児島大学大学院司法政策研究科教育活動点検評価委員会規則第2条。

⁸⁹ 【資料 A5-2】 教育活動点検評価委員会活動の実施に関する申し合わせ。

- ④ 教員相互の授業参観
- ⑤ 教員自身による映像での自己点検
- ⑥ 成績評価総括の取りまとめと教授会への上程
- ⑦ 授業改善のための取組みに関する報告・検討会
- ⑧ 教員の外部研修の推進
- ⑨ 外部の実務家による授業評価の実施
- ⑩ 法科大学院認証評価および国立大学法人としての各評価への対応
- ⑪ F D報告書の作成

本学法科大学院におけるF D活動は、F D委員会の総括によって、すべての教員を参加者として実施している。専任教員は、みなし専任も含めて、すべての活動への参加が義務づけられており、研究者教員と実務家教員の双方とも常時参加する形で行われている。F D懇談会の開催は、学期の始めに非常勤教員に対しても案内されている。

また、授業評価アンケート、授業のビデオ録画、教員相互の授業参観については、専任教員の担当科目のみならず、非常勤教員の担当科目も含めた全科目を対象としている。

さらに、系ごとのF D活動としては、各系の教員が共同で担当する「公法総合問題演習」「民事法総合問題演習」「刑事法総合問題演習」の運営のためのミーティングがある。法科大学院における法律基本科目の締めくくりとして3年次に開講される総合問題演習の授業運営は、2年次以前に開講する各系の科目すべての学修内容・学修方法を前提とする必要がある。そのため、本学法科大学院では、各総合問題演習の担当者ミーティングを各系のF D活動として常時行っている。このミーティングにおいて各系の担当者の間で行われた意見交換の内容は、随時、F D懇談会において全教員に共有される。

(2) F D活動の内容

ア 活動の概要

本学法科大学院におけるF D活動は、F D委員会が学期の冒頭に策定する実施計画に基づいて行われる。原則として毎月第4水曜日にF D委員会が開催され、実施計画を具体的に推進するために必要な事項を検討している（特に必要がある場合には臨時委員会が開催される）。そして、各回の委員会で検討された内容を踏まえ、毎月、第2水曜日の教授会開催後に、F D懇談会を開催している。F D委員会の議事録⁹⁰およびF D懇談会の配付資料・議事⁹¹は、いずれもネットワーク上で共有され、すべての専任教員が随時参照することができる。

平成21年度から平成23年度までの活動内容については、各年度の「F

⁹⁰ 【資料 A6-2】平成24年度F D委員会議事録。

⁹¹ 【資料 A13】平成24年度F D懇談会記録。

D活動報告書」⁹²を参照されたい。平成 24 年度の活動内容は、以下のとおりである。

- 4 月 10 日(水) 第1回FD委員会 年間計画の作成,啓発スローガンの作成,成績評価総括報告書の承認
- 4 月 11 日(水) FD懇談会 平成 24 年度前期FD 活動実施計画,FD 活動スローガンの策定,「共通的到達目標」の位置づけの検討
- 4 月 25 日(水) 第2回FD委員会 前期中間授業評価アンケート実施計画,成績評価基準の共通化の検討
- 5 月 16 日(水) FD懇談会 授業評価アンケートに対する所感と対応の記載方法について,成績評価方法の統一的記載方法について
- 5 月下旬 前期中間授業評価アンケート実施
- 5 月 30 日(水) 第3回FD委員会 成績評価基準の共通化,授業評価アンケート集計結果,「最低限修得すべき内容」の検討
- 6 月上旬 各講義のビデオ収録
- 6 月 13 日(水) FD懇談会 前期中間授業評価アンケート結果,成績評価方法の統一的記載方法
- 7 月 11 日(水) FD懇談会 成績評価方法の統一的記載方法,九州大学授業参観報告,前期中間授業評価アンケート「所感と対応」の検討
- 7 月下旬 前期最終授業評価アンケート実施
- 9 月 5 日(水) 第4回FD委員会 成績評価総括報告書の承認,前期最終授業評価アンケート結果,期末試験アンケートの実施方法,成績評価方法の統一的記載方法の検討,後期FD活動実施計画の策定
- 9 月 12 日(水) FD懇談会 平成 24 年度後期FD 活動実施計画,前期最終授業評価アンケート結果,九州大学授業参観報告
- 9 月 26 日(水) 第5回FD委員会「法科大学院において最低限修得すべき内容」の検討,シラバス記載方法の見直し,期末試験アンケートの実施
- 10 月 5 日(金) 臨時FD委員会 「法曹に必要なマインドとスキル」「法科大学院において最低限修得すべき内容」の検討
- 10 月 10 日(水) FD懇談会 「法曹に必要なマインドとスキル」「法科大学院において最低限修得すべき内容」の検討,司法研修所における意見交換会報告
- 10 月 31 日(水) 第6回FD委員会 前期期末試験・成績評価総括報告書アンケート結果,「法曹に必要なマインドとスキル」「法科大学院において最低限修得すべき内容」の検討,成績評価総括報

⁹² 【資料 A13】平成 21 年度FD活動報告書,平成 22 年度FD活動報告書,平成 23 年度FD活動報告書。

告書の開示方法，後期中間授業評価アンケート，講義録画について

- 11 月上旬 後期中間授業評価アンケート実施
- 11 月中旬 各講義のビデオ収録
- 11 月 14 日(水) 教授会において，「法曹に必要とされるマインドとスキル」
「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」の承認
- 11 月 14 日(水) F D懇談会 前期期末試験・成績評価総括報告書アンケート結果，「法科大学院において最低限修得すべき内容」を意識してシラバスの記載方法
- 12 月 5 日(水) 第 7 回 F D 委員会 前期中間授業評価アンケートの集計，アンケート「所感と対応」の作成，講義録画ビデオの活用方法，前期授業評価を踏まえた特定科目の検証結果，弁護士による外部評価の実施計画
- 12 月 12 日(水) F D懇談会 九州大学授業参観報告，後期中間授業評価アンケート結果，同「所感と対応」の検討
- 1 月 8 日(火) 第 8 回 F D 委員会 後期最終授業評価アンケートの実施方法，授業改善報告会の企画，チューター・起案指導担当弁護士へのアンケート実施計画
- 1 月 16 日(水) F D懇談会 授業改善報告会（報告担当：土居教授・志田教授），弁護士による外部評価の実施計画
- 1 月下旬 後期最終授業評価アンケート実施
- 2 月 6 日(水) 第 9 回 F D 委員会 後期最終授業評価アンケート結果，小規模科目の授業評価アンケート実施方法，授業参観結果のとりまとめ，チューター・起案指導弁護士へのアンケート実施方法，弁護士による外部評価の実施計画
- 2 月 13 日(水) F D懇談会 後期最終授業評価アンケート結果，後期期末試験・成績評価総括報告書アンケートの実施方法，チューター・起案指導弁護士へのアンケート実施方法，弁護士による外部評価の実施計画
- 2 月下旬 チューター・起案指導弁護士へのアンケート実施
- 3 月 5 日(火) 第 10 回 F D 委員会 自己点検・評価報告書の承認
- 3 月 11 日(月) 第 11 回 F D 委員会 成績評価総括報告書の承認，自己点検・評価報告書の承認
- 3 月 13 日(水) F D懇談会 後期最終授業評価アンケート所感と対応，チューター・起案指導弁護士へのアンケート結果総括，弁護士による外部評価実施要領の検討
- 3 月中旬以降 弁護士による外部評価を開始（平成 25 年度 4 月まで）

イ 法科大学院における教育指針・到達目標の検討

本学法科大学院においては、その養成する法曹像について、日弁連法務研究財団が提案する「2つのマインド・7つのスキル」を参考にしながら、それを身につけるための教育のあり方を模索してきたところである。平成24年度においては、このマインドとスキルの内容に本学法科大学院の設置の理念を反映させると同時に、その内容を教員のみならず学生に周知して共有するために、本学法科大学院としての「法曹に必要なマインドとスキル」を明文化することを目指し、その内容について、FD委員会が作成する原案をFD懇談会において全教員で議論した。

また、このマインドとスキルに基づき、本学法科大学院における各科目の授業内容や成績評価・修了判定の指針を示すものとして、「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」を定めることとし、その内容についても、FD委員会が原案を作成し、FD懇談会において全教員で議論してきた。

他方、本学法科大学院では、「共通的な到達目標モデル」の第一次案が公表されて以来、これを授業の中でそれぞれの教員の見識において活用しつつ、その内容の妥当性および本学における位置づけについて、教員間の議論を重ねてきた。この議論の蓄積をもとに、「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」を定めるにあたって、法律基本科目および実務基礎科目については、「共通的な到達目標モデル・第2次案修正案」を本学法科大学院で最低限修得すべき内容の一部として位置づけることで合意した。

FD懇談会の議論を反映させつつ、FD委員が作成した最終原案にもとづいて、平成24年11月14日教授会において、「法曹に必要とされるマインドとスキルー鹿児島大学法科大学院が養成する法曹」⁹³および「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」⁹⁴が定められた⁹⁵。

ウ 成績評価方法の統一的記載

本学法科大学院の開講科目における成績評価にあたり、①平常点と期末試験の比率をどのように配分して評価を行うべきか、②平常点の評価はどのような方法によって行うべきかについては、各科目の性質や法科大学院の教育目標に鑑みることにより、また、FD懇談会等での意見交換を通じて、教員間でおおむね共通の認識が形成されてきた。平成24年度は、この共通認識を明文化して、成績評価の基本的なあり方を共通化することを目指し、前期のFD懇談会で議論を重ねた。そこでの結果を踏まえ、平成24年9月12日開催の教授会において、「成績評価方法の記載について」⁹⁶の

⁹³ 【資料 A36】法曹に必要とされるマインドとスキルー鹿児島大学法科大学院が養成する法曹。

⁹⁴ 【資料 A31】鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容。

⁹⁵ 【資料 A6-1】(閲覧) 第105回教授会(平成24年11月)議事録。

⁹⁶ 【資料 A64】「成績評価方法の記載について」。

承認を得た⁹⁷。

その内容は、すべての法律基本科目と、展開先端科目のうち司法試験の選択科目とされている理論系科目について、成績評価の方法を、「期末試験」「小テスト」「即日起案」「レポート」「授業中の報告および発言内容」としたうえでそれぞれを定義するとともに、講義科目か問題演習・総合問題演習科目かの区別に応じて、平常点と期末試験との評価割合を一定の幅でルール化するものである。同時に、授業への欠席をどのように評価すべきかについても、共通の指針を提示した。

この指針の承認に基づき、平成 24 年 9 月中旬からシラバス・システムで学生に提示した平成 24 年度後期開講科目の詳細シラバスから、上記の指針に従った運用を開始した。

エ 学生による授業評価アンケートの実施

4－2（1）で詳述する。

オ 学生による期末試験等に対するアンケートの実施

4－2（1）で詳述する。

カ 教員相互の授業参観

4－1（5）で詳述する。

キ 九州大学法科大学院における授業参観

4－1（4）および4－2で詳述する。

ク 教員自身による映像での自己点検

教員相互の授業参観は、他の教員の授業運営に学ぶ機会として極めて有益である。これをさらに有効なものとするため、比較対照すべき当該教員本人の授業を学期ごとに1回ずつビデオ収録し、ネットワーク上のサイトで随時閲覧できる体制を構築している。各教員は、自分自身の講義をこのビデオ映像で視聴して、改善点や成功している点を自ら点検するためのツールとして活用している。各教員は自分自身の講義を最低1科目は視聴して報告書を提出しなければならない。その報告書については、FD懇談会での意見交換の素材としている⁹⁸。

ケ 授業評価アンケート結果に基づく特定科目の授業内容の検証

4－2（2）で詳述する。

コ 成績評価総括の取りまとめと教授会への上程

本学法科大学院においては、厳格な成績評価の実施と客観的な評価の推進のために、各科目の担当教員に「成績評価総括報告書」という書面の作成を義務づけている。これは、開講科目すべてにおいて、担当教員が各科目の成績評価と同時に作成・提出する。

「成績評価総括報告書」には、成績分布、成績評価方法、成績評価にあたっての所感、試験・レポートの出題意図・配点、講評・採点のポイント、

⁹⁷ 【資料 A6-1】（閲覧）第 102 回教授会（平成 24 年 9 月）議事録。

⁹⁸ 【資料 A15】平成 24 年度ビデオによる自己点検報告書。

試験問題やレポート課題等が記載される。これを教授会承認事項とすることで、教員間において法曹養成課程として適切な教育が実施されていることを相互確認する。また、これを学生に公開することで、成績評価の透明性を確保するとともに、各学生の学修に資するよう配慮している⁹⁹。

F D委員会は、この集約と点検を行い¹⁰⁰、その結果を教授会に上程する役割を担っている。

サ 教員の外部研修の推進

4-1 (4) で詳述する。

シ 外部の実務家による評価

本学法科大学院における教育活動およびその成果をより客観的で評価し、また、法曹養成に適したものであるかを検証するために、平成 24 年度から新たに 2 つの取組みを導入した。

まず、①課外における学生の学修支援を依頼している鹿児島県弁護士会所属の若手弁護士に対するアンケートを実施し、日頃の学生の状況を通じて感じる本学の教育の問題点などを調査した。その結果は、平成 25 年 3 月 13 日開催の F D懇談会において教員に開示し、平成 25 年度以降の教育活動に反映させるための方法が議論された¹⁰¹。

次に、②独自の第三者評価制度として、鹿児島県弁護士会所属の弁護士による授業評価を実施した。平成 24 年度は、法学未修者を対象とする 1 年次の講義科目 3 つを対象として選定し、3 名の弁護士が、シラバス、教材、期末試験、成績評価総括報告の内容を検証し、実務家および法科大学院修了者としての目線から、その内容の妥当性を審査する。平成 24 年度後期開講科目の成績評価等を評価対象として、平成 25 年 3 月に審査を実施、その結果は、平成 25 年 4 月教授会に書面として提出される予定である¹⁰²。

ス F D活動の啓発

F D活動による授業改善においては、その方向性を論じるうえで学生の視点が不可欠であることは言うまでもないが、さらに、改善に向けた取組みを実現するうえでも、学生側の理解が不可欠である。これは、法科大学院における教育が双方向性・多方向性の確保によって成立していることから明らかである。

そこで、本学法科大学院では、教員はもとより、学生、さらには実施において協力を得る事務職員にも F D活動に対する理解を求めるために、平成 23 年度から、F D活動のスローガンとロゴマークを策定し、これを学内随所に掲示するなどして啓発を行っている。平成 24 年度のスローガンは、「法科大学院において最低限修得すべき内容」を画定させる年度であったことから、これを指針とした授業内容の改善に取り組むと同時に、シラバ

⁹⁹ 【資料 A65】平成 24 年度成績評価総括報告書。

¹⁰⁰ 【資料 A5-2】教育活動点検評価委員会活動の実施に関する申合せ。

¹⁰¹ 【資料 A13】チューター・起案指導弁護士に対するアンケート結果。

¹⁰² 【資料 A13】平成 24 年度 弁護士による外部評価実施要領。

スを通じてその内容を学生に浸透させることが重要課題のひとつであった。そのため、スローガンも「授業と学修の協働改善・シラバスの充実と活用で到達目標を共有しよう」と定めた¹⁰³。

（３）教員の参加度合い

本学法科大学院のFD活動のうち、学生による授業評価アンケート、授業のビデオ録画は、非常勤教員の担当科目を含めて、すべての開講科目において実施している。また、すべての専任教員（みなし専任を含む。以下同じ）が他の教員の授業を参観しているが、その対象となるのは、専任教員だけではなく非常勤教員の担当も含めたすべての開講科目である。

その他のFD活動については、すべての専任教員が常時参加している。その中核となるFD懇談会は、教授会開催日にこれに引き続いて実施しており、すべての専任教員が出席を義務づけられている。また、FD懇談会の定例開催については、年度の始めに非常勤教員にも案内されている。本務との兼ね合いから非常勤教員には参加を義務づけていないが、非常勤教員が出席することもある。

（４）外部研修等への参加

本学法科大学院では、教育改善のために教員の外部研修への参加を奨励しており、そのために必要な旅費等については、各教員の個人研究費ではなく、研究科の共通経費から特別に支給している。

定例で実施しているものとしては、教育連携を結んでいる九州大学法科大学院のFD活動への参加がある。各学期２名ずつ、九州大学法科大学院が実施する授業参観に参加し、他の法科大学院の授業の様子を見学して、FD懇談会で報告している。平成24年度前期は、白鳥教授が「応用民事訴訟法」、中島教授が「応用刑事訴訟法」を、同後期は、中島教授が「刑事訴訟実務」、本木准教授が「リーガル・ライティング」をそれぞれ参観した¹⁰⁴。

また、法科大学院協会が主催する司法研修所の授業参観等にも教員を派遣している。平成24年度は、平成24年8月23日に民事分野について本木准教授が、平成24年9月11日に刑事分野につき中島教授が、司法研修所における授業参観および意見交換会に参加した。刑事分野については特に、中島教授が意見交換における話題提供者を務めている¹⁰⁵。

その他、本学法科大学院は、PSIM コンソーシアム（法実務技能教育教材開発コンソーシアム）¹⁰⁶の参加校である。同コンソーシアムが主催する研修に

¹⁰³ 【資料 A13】平成24年度FD活動ロゴマーク・スローガン。

¹⁰⁴ 【資料 A13】平成24年度九州大学法科大学院における授業参観報告書。

¹⁰⁵ 【資料 A13】平成24年度司法研修所研修参観報告資料。

¹⁰⁶ PSIM コンソーシアム<<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/~psimconsortium/>>は、法科大学院間で模擬裁判やロイヤリングなどの法実務技能教育の教材を共同で開発し利用するために、全国か35校の法科大学院が参加している組織体である。インターネット上で参加校を結ぶネットワークであるPSIMWebを形成し、①模擬裁判やロイヤリングなどの実務技能教材の開発・提供、②実務技能教育の教育方法論の開発、③実務技能

教員を派遣し、平成 19 年から現在に至るまで米田教授が運営委員を務めるなどしてその企画運営にも参加している。

(5) 相互の授業参観

本学法科大学院においては、各教員はすべての授業を自由に相互参観することができる。また、学期ごとに最低でも 1 回は、他の教員による授業を参観することが義務となっている。

参観を希望する科目の開講時間が自分の担当科目の開講時間や会議等の公務と重複している場合のために、すべての授業を学期ごとに 1 回ずつビデオ収録し、その映像にネットワーク経由で随時アクセスして閲覧できるようにしている。各教員は、前述のようなやむを得ない事情で教室での参観ができない場合には、ビデオ視聴によってライブでの参観に代替させる。

授業参観の結果については、報告書の提出が義務づけられている。提出された報告書は、当該科目の担当教員に送付されると同時に、FD懇談会において回覧され、授業改善のための検討資料とされる¹⁰⁷。

また、学内での授業参観に加え、(4)で述べたとおり、九州大学法科大学院における授業参観にも参加している。両者の比較を通じて、本学法科大学院の授業の優れている点、改善を要する点が明らかになる。さらに、平成 24 年度からは、(2)で述べた教員自身によるビデオ視聴も合わせて実施している。単に他の教員の授業を参観するだけでなく、これらの取組みも合わせて、より立体的に「あるべき授業」と「現在の授業」の違いを浮かび上がらせることを目指している。

(6) 成果に結びつかせるための方策・工夫

本学法科大学院のFD活動は、教員間の問題意識を共通化するとともに、その取組みを具体的な成果に結びつけるため、①情報伝達の双方向・多方向性、②日常的な意見交換の実施を重視している。

前述のとおり、本学法科大学院におけるFD活動は、月例で開催されるFD懇談会を中核的な「場」として実施している。授業参観結果、授業評価アンケートの結果、授業評価アンケートに対する応答内容、各教員が参加した外部研修など、各教員がそれぞれに行ったFD活動は、すべて定例の懇談会の席上で全員に対して資料により開示される。そして、懇談会では、各種報告書等の内容に基づいて、自由な意見交換が行われる。これによって、個々の活動を記録・蓄積するだけでなく、その成果を常に全教員がリアルタイムに近い形で共有し、即時に議論の対象とすることによって、個々の活動により得られた知見を多面的に検証し、共有している。

また、この懇談会を教授会と同頻度で定例化することによって、授業改善

教育の教育者養成プログラムの開発などの稼働を行っている。

¹⁰⁷ 【資料 A13】平成 24 年度授業参観報告書。

のための情報交換・意見交換を特別な「行事」に仕立てるのではなく、日々の教育活動や研究科運営と一体化した日常的な取組みとしている。懇談会では、FD委員会が設定したテーマに限らず、各分野や各教員から授業や学生の状況に関する悩みや問題提起を自由に行う時間帯を設けており、教員は必要があればいつでも懇談会の場で他の教員の意見を求めることができる。

(7) 特に力を入れている取組み

上記のとおり。

(8) その他

特にない。

2 点検・評価

FD委員会を中心として整備された組織体制によって、すべての教員が参加するFD懇談会を中心に充実した活動が行われている。FD活動の内容は、授業評価アンケート等を通じて学生の視点を取り入れ、教員の相互授業参観や録画による自己点検を通じ、授業内容・方法の改善を実現するために有効なものとなっている。なお、これらの取組みは、専任教員のみならず、非常勤教員の担当科目も含めたすべてを対象としている。

また、シラバスにおける成績評価方法の記載を統一するための検討や、「法曹に必要なマインドとスキル」「法科大学院で最低限修得すべき内容（共通的な到達目標モデルを含む）」の策定に向けた検討をFD活動として行い、成績評価の客観化や法曹養成機関としての適格性の獲得・維持に向けての共通意識を形成している。

さらに、九州大学法科大学院における授業参観を始めとして、外部機関における研修を積極的に推進している。

そして、学外の実務家による授業内容や学生の状況に対する外部評価を独自に実施し、法曹養成機関に相応しい教育内容の向上に努めている。

3 自己評定

A

4 改善計画

特にない。

4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉

（評価基準）教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

1 現状

（1）学生による授業等の評価の把握

ア 学生による評価の把握方法

教育内容や教育方法に対する学生からの評価は、①授業評価アンケート、②「学期末試験」「出題の趣旨／採点のポイント」に対するアンケート、③クラスワークによる担任との相談や懇談、④その他の方法を通じて把握している。

イ 授業評価アンケート

（ア）実施体制

毎学期、すべての開講科目を対象として、授業評価アンケートを実施している。アンケートの企画・実施の主体はFD委員会である。ただし、匿名性を確保するため、調査用紙の配布・回収・データ化などの作業はすべて事務職員が担当している。

（イ）講義最終回に実施するアンケート

アンケートの具体的な実施方法は、以下のとおりである。まず、すべての開講科目について、①授業の最終回にアンケートを実施している。方法は、科目名が記載された質問紙¹⁰⁸を各授業の最後に配布し、その場で記入した学生からは、教員の退席後に事務職員によって回収する。時間の都合でその場での記入が難しい場合には、各学生がそれぞれ記入後に、院生自習室に設置した提出箱に投函する。

調査用紙は無記名である。平成23年度までは、アンケート結果の分析に用いるためのフェイス項目として、入学年度や取得済み単位数を記載する欄が設けられていたが（ただし、あくまでも自由記載としていた）、受講者が少ない小規模のクラスにおいては、これらの項目の記載を通じて記入者が特定される可能性があったため、平成24年度後期からはこれを廃止した。

調査用紙は、各科目の特性に応じた調査を行うために、法律基本科目および司法試験の選択科目となっている分野の科目で用いる書式と、その他の科目で用いる書式の2種類があり、質問項目を異にしている。

まず、法律基本科目および司法試験の選択科目となっている分野の科目における質問項目は、（a）授業の雰囲気作りに関する質問、（b）授業において涵養される能力に関する質問、（c）学生への配慮に関する

¹⁰⁸ 【資料 A14】 授業評価アンケート（最終）調査用紙

る質問、(d) 学生自身の受講成果や達成度の実感に関する質問、(e) 学生の取組み状況に関する質問、(f) 授業方法に関する質問、(g) 各教員が独自に設定する質問、(h) 自由記載欄で構成されている。

このうち、特に(b)については、日弁連法務研究財団および本学の「法曹に必要なマインドとスキル」で述べられている各スキルに対応させる形で質問の内容を設定している。すなわち、「基本的な法的知識の習得への配慮」「法的思考能力の涵養への配慮」「事実を把握・分析する能力の涵養への配慮」「法的議論をする能力の涵養への配慮」「判例がない事案などに対応するための創造的思考力の涵養への配慮」「法的文章作成能力の涵養への配慮」についての評価を求めることによって、それぞれの授業が、本学法科大学院が養成しようとする法曹に必要な能力を、どの部分においてどの程度まで伸ばすものとなっているかを明らかにしている。

さらに、平成 24 年度からは、「共通的な到達目標モデル」を「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」の一部分と位置づけた。このことを先取りして、前期の授業評価アンケートから、各授業の内容が「共通的な到達目標モデル」に沿ったものであるかどうかを質問項目に加えた。なお、これらの項目は、5 点満点で評価するが、中間値にあたる「3」を選択肢から外している。これは、経験的に「3」を選択可能とすると、学生が無難な評価を選択しがちであり、授業の優劣を把握しにくくなるためである。

また、(g) は、各科目における特殊な事情や、個々の教員が特に工夫した事項についても学生の評価に耳を傾けることができるように、共通の調査用紙の中に 2 つだけ、各科目について教員が自由に設定する質問項目を置いたものである。各教員がそれぞれ自身にとって有益なデータを集めるための工夫である。

なお、上記以外の科目における質問項目は、授業時間の遵守、声の聞き取りやすさ、話すスピード、シラバスとの整合性など、授業運営上の技術や配慮について、具体的できめ細かな質問項目と自由記載欄を置いている。

(ウ) 中間アンケート（法律基本科目等）

さらに、法律基本科目および司法試験の選択科目となっている分野の科目については、②授業終了時のアンケートに加えて、授業のおよそ半分を経過した時期（前期は 5 月、後期は 11 月）にも中間アンケートを実施している¹⁰⁹。これは、講義終了時だけでなく、進行中の授業に対する学生の評価を把握し、開講中の講義の改善に当該学生の評価を活かすためである。中間アンケートの実施方法は、授業終了時の最終アンケートと同様である。調査用紙については、最終アンケートの

質問項目のうち、上記（a）～（c）について評価するものとなっている。

（エ）回収率

過去2年間における各アンケートの回収率は以下のとおりである。

平成23年度

前期中間	83.8%
前期最終	82.4%
後期中間	95.4%
後期最終	85.4%

平成24年度

前期中間	86.4%
前期最終	83.8%
後期中間	86.3%
後期最終	87.8%

ウ 「学期末試験」「出題の趣旨／採点のポイント」に対するアンケート

前述のとおり、授業評価アンケートは、各科目の授業の最終回に実施するため、期末試験の出題や成績評価の客観性・妥当性に対する学生の評価を含めることができない。そこで、本学法科大学院では、法律基本科目および司法試験の選択科目となっている分野の科目について、期末試験が終了したのち、各科目の成績評価総括報告書が公開された時点で、学生に対するアンケートを実施して、①期末試験の出題が「基本的な法的知識や体系的理解」「法的思考能力」「事案の事実を把握したり分析する能力」をそれぞれどの程度問うものであったか、②成績評価総括報告書に記載された「出題の趣旨／採点のポイント」が自身の答案を見直して復習するのに資するものであるかどうかを評価している¹¹⁰。

平成23年度までは、すべての科目について調査用紙を作成し、各学生に履修した全科目について回答を求めていたが、回答する側の負担があまりにも大きいとの指摘があった。そこで、平成24年度からは、調査用紙を1枚にまとめ、講義科目、問題演習科目、総合問題演習科目のそれぞれについて、全科目を通じての評価を行ったうえで、個別の科目における問題点や優れた点を自由記載欄に記入する方式に改めた。

過去2年間の回収率は以下のとおりである。現行の調査方法に改めたことによって、回収率は飛躍的に改善された。

¹¹⁰ 【資料 A14】「学期末試験」「出題の趣旨／採点のポイント」アンケート調査用紙

平成 23 年度
前期 15.2%
後期 8.4%

平成 24 年度
前期 53.8%
後期 (実施中)

(2) 評価結果の活用

ア 結果の通知ととりまとめ

上記の各アンケート結果は、匿名性を確保するために事務職員のみによって集計したのち、多段階評価については項目ごとの平均点を算出した数値が、自由記載項目については筆跡による特定を避けるためにすべてコンピュータに文字入力し直したものが、それぞれの教員に文書で通知される。

イ 組織的検討

すべてのアンケート結果は、集計終了後直近のFD委員会に報告され、全体状況の分析と個別の科目における問題の有無が検討される。さらに、FD委員会の分析結果をFD懇談会に報告する。このとき、すべての科目のデータが、科目名・教員名を明らかにした形で全教員に開示され、授業改善のための議論の素材として扱われる¹¹¹。

FD委員会は、アンケート結果が相対的に低い科目については、授業参観、講義を録画したビデオ映像の視聴、当該教員からの聴き取りなどの調査を行っている。平成 23 年度は、評価が相対的に低い 2 科目と相対的に高い 2 科目について全教員に授業参観を促し、両者の比較をFD懇談会の話題とした。また、平成 24 年度前期には、相対的に評価が低かった科目について、FD委員会委員がビデオ映像を視聴して問題の有無を検証し、「特段の措置を必要としない」旨の所見をFD懇談会に提出した¹¹²。平成 24 年度後期においては、特に低い評価の科目はなく、特別な検証は必要とされなかった。

ウ 調査結果の学生への通知

上記すべてのアンケート結果は、授業で用いているシラバス・システムに掲載されることにより、当該科目の履修者のみならず、すべての学生に向けて公開される。また、最終アンケートについては、翌年度の担当教員が同一である場合は、翌年度のシラバス・システムの欄にも、参考データとしてアンケート結果が掲載される。

エ 教員による「所感と対応」の公開

授業評価アンケート（中間・最終）の結果が通知されたのち、法律基本科目および司法試験の選択科目となっている分野の科目については、担当教

¹¹¹ 【資料 A14】授業評価アンケート結果。

¹¹² 【資料 A14】平成 24 年度前期授業評価アンケート結果に基づく授業方法の検証について。

員にアンケート結果に対する「所感と対応」の作成が求められる¹¹³。これは、質問項目ごとに、評価結果に対する教員の所感と今後の対応を記入するものである。教員は、評価が低かった質問項目について、その評価をどのように受けとめたのか、具体的な改善策をとるとすればどのようなものか、教員の意図が伝わらなかったことにつき学生側の姿勢にも問題があると考えられる場合は、その内容を記載する。

ところで、法律基本科目の「講義」「問題演習」「総合問題演習科目」は、段階的な学修を行うための区分であるため、法曹に必要なマインドとスキルのうち、それぞれの段階で身につけるべきスキルが異なる（たとえば、講義科目では応用的・創造的思考を涵養する必要度は低い）。そこで、「所感と対応」においては、「マインドとスキル」に対応して設けられた質問項目のそれぞれについて、担当教員が、その科目において、その能力の涵養をどの程度重視しているかを記号で示し、各質問項目の評価に対する所感と合わせて、学生に開示している。

さらに、アンケートの自由記載欄に書かれた個別の学生からの意見に対しても、「所感と対応」の自由記載欄において回答している。

この「所感と対応」によって、授業評価アンケートが、学生から教員へ向けた一方通行のメッセージの伝達ではなく、教員と学生との双方向のコミュニケーションを通じた協働による授業改善のためのツールとして有効に機能している。

（３）アンケート調査以外の方法

本学法科大学院では、学生を３～５名程度のクラスに分けて、これに対して１名の担任と１名の副担任を割り当てて、教員が学生の学修全般や学生生活をケアしている。担任である教員は、月に１回程度、学生と面談ないし懇談を行い、学生からの不安や不満を汲み取っている。本学法科大学院では、これをクラスワークと称している。このとき、個別の科目について、授業の内容や方法についての評価が語られることがある。学生による評価を知る方法として効果的である。

その他、学内ネットワーク上に、学生であれば誰でも自由に匿名で書き込むことが可能な「要望ＢＢＳ」という電子掲示板を開設している。もっとも、担任制度が実質的に機能していること、授業評価アンケートの頻度が高く回収率も高いことから、この電子掲示板は、備品や蔵書に関する要望の提出に活用されることがほとんどで、授業内容や方法に関する事項が書き込まれることは、必ずしも多くはないのが現状である。

（４）特に力を入れている取組み

上記のとおり。

¹¹³ 【資料 A15】授業評価アンケート「所感と対応」。

(5) その他

特にない。

2 点検・評価

学生による授業等の評価は、全科目を対象に、適切な時期・方法で行われ、高い回収率のアンケート調査によって十分に把握されている。また、科目によっては、学期の途中においても調査を行い、授業改善に即効性を持たせるなどの工夫がなされている。さらに、期末試験や成績評価方法についてもアンケートを行うことで、その授業の起点から終点までのすべてを評価の対象に組み込んでいる。

また、評価項目についても「法曹に必要とされるマインドとスキル」に対応して作成されており、法科大学院教育のポリシーとの一貫性があり、授業に対する評価基準として適切である。

アンケートの結果は、当該教員のみならず、すべての教員・学生に公開・共有されている。また、教員個人での利用にとどまらず、FD委員会およびFD懇談会における組織的な分析・検討が行われている。評価が相対的に低い科目については、FD委員会による個別の検証もなされる。さらに、アンケートの結果について、すべての教員から「所感と対応」が示され、アンケートが学生側からの一方通行ではなく、授業のあり方をめぐる双方向のコミュニケーションが成立している。

これらによって、学生による評価が授業改善の成果に結びついている。

3 自己評定

A

4 改善計画

特にない。

第5分野 カリキュラム

5-1 科目構成（1）〈科目設定・バランス〉

（評価基準）授業科目が法律基本科目，法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目のすべてにわたって設定され，学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

1 現状

（1）開設科目

本学法科大学院においては，法律基本科目群，法律実務基礎科目群，基礎法学・隣接科目群，展開先端科目群が全てにわたって設定され，学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないような配慮がなされている。

平成24年度入学者用カリキュラムの科目数は，法律基本科目群，法律実務基礎科目群，基礎法学・隣接科目群，展開先端科目群別に，下記の通りとなっている¹¹⁴。また，熊本大学法科大学院との単位互換により，平成24年度は熊本大学法科大学院が開講する「エクスターンシップ」（法律実務基礎科目群），「倒産処理実務」（展開先端科目群），「消費者法」（展開先端科目群）が下記の開設科目数とは別に開講されている。

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	36	76	30	64
法律実務基礎科目群	11	22	8	16
基礎法学・隣接科目群	8	16	0	0
展開・先端科目群	24	48	0	0

〔注〕 上記「必修」には選択必修を含む。

（2）履修ルール

履修科目がいずれかの科目群に過度に偏らないようにするための配慮として，次のような点をあげることができる。

法律実務基礎科目群においては，「法情報論」「法曹倫理」「民事訴訟実務の基礎A」「民事訴訟実務の基礎B」「刑事訴訟実務の基礎」「リーガルクリニックA（法曹倫理入門を含む）」の12単位が必修科目とされ，また，「民事模擬裁判」（平成25年度以降入学者から「裁判実務（民事）」に名称変更）あるいは「刑事模擬裁判」（平成25年度以降入学者から「裁判実務（刑事）」に名称変更）のいずれかの修得が修了要件（選択必修）となっている。さらには，研究科規則第3条及び第9条において，基礎法学・隣接科目群は，それに属

¹¹⁴ 【資料 A5-1】 鹿児島大学大学院司法政策研究科規則第3条，別表。

する科目のうち 4 単位を修得すること、かつ、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群から合計 33 単位以上修得することを修了要件としている¹¹⁵。

(3) 学生の履修状況

平成 24 年度の修了生について、各科目群の履修単位数（平均値）は、以下のとおりである。

	法学未修者	法学既修者
法律基本科目	59.3	34.0
法律実務基礎科目	19.0	20.0
基礎法学・隣接科目	4.67	4.0
展開・先端科目	17.3	10.0
4 科目群の合計	100.3	68.0

(4) 特に力を入れている取り組み

法律実務基礎科目群において、「リーガルクリニック A（法曹倫理入門を含む）」を必修とし、また、「民事模擬裁判」、「刑事模擬裁判」を選択必修とすることにより、法律実務能力の涵養を図るとともに、学生が各科目群偏りなく履修するよう配慮がなされている。

(5) その他

特にない。

2 点検・評価

本学法科大学院の授業科目は、すべての科目群においてバランスよく開設されており、また、法律実務基礎科目のみで 10 単位以上、基礎法学・隣接科目のみで 4 単位以上、かつ、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で 33 単位以上履修することが修了要件となっており、修了までに、各科目群で本学法科大学院が養成しようとする法曹にふさわしい単位が履修されるように、カリキュラムや単位配分等の工夫がなされている。配当学期や時間割の面で、学生が現実に履修することができる編成にもなっている。学生の履修も、特定の科目群に過度に偏ることなく、適切な履修実績を残している。

各科目は、各科目群の趣旨を踏まえて配置され、内容も当該科目名・当該科目群に適合しており、学生が規則に従って各科目群に配置された科目を履修すれば、本学法科大学院が養成しようとする法曹像を理解し、その素養が涵養されるように工夫されている。なお、本学法科大学院では、司法試験対策・準備

¹¹⁵ 【資料 A5-1】鹿児島大学大学院司法政策研究科規則第 9 条、別表。

を主目的とした科目は存在せず，また，継続的な補習への参加が事実上義務づけられていることもない。

3 自己評価

A

4 改善計画

特になし。

5-2 科目構成（2）〈科目の体系性・適切性〉

（評価基準）授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。

1 現状

（1）科目開設の体系性

ア 体系性に関する考え方，工夫

（ア）基本的な考え方

本学法科大学院が考える「法曹に必要なマインドとスキル」とは，①職業的使命感・責任感，②法曹倫理の2つのマインドと，③問題を発見し解決する能力，④法的知識およびその調査能力，⑤事実調査・事実認定能力，⑥法的分析・推論を行う能力，⑦創造的・批判的検討能力，⑧議論・説得・表現能力，⑨コミュニケーション能力の7つのスキルである¹¹⁶。

本学法科大学院では，これらを養成するのに相応しい内容の科目を開設するとともに，それらを効果的に学ぶために体系的な配置を行っている。

（イ）法律基本科目における工夫

法律基本科目は，講義・問題演習・総合問題演習と3つの段階を踏みながら，同じ分野を繰り返しつつ，螺旋状に高度化していく編成をとっている。

まず，第1段階となる講義科目は，原則として1年次に配当され，上記のマインドとスキルのうち，④基礎的な法的知識の獲得と，⑥法的分析・推論を行う能力の基本部分（いわゆる法的三段論法）が養われる。なお，行政法と商法については，その分野自体が応用的な性質を有しており，他の基本科目（憲法や民法）の学修を前置することが望ましいため，1年次後期から2年次前期にかけて講義科目を配置するよう工夫している。

次に，第2段階となる問題演習科目は，2年次に配当され，④高度な法的知識を獲得するとともに，法的判断に必要な事実を正しく抽出し（⑤事実認定能力の基礎をなす），⑥判例の射程や概念の限界を意識した法的分析・推論をする力を養う。

最後に，3段階目の総合問題演習が3年次に配置され，そこでは，⑥さらに高度な法的分析・推論能力，⑤間接事実からの推認などを含む事実認定能力を養うとともに，⑦既存の判例・通説の枠組みでは妥当な解決が導けない問題を創造的な思考により解決する能力を養っている。また，複数の法分野（刑法と刑事訴訟法，憲法と行政法など）の知見を複合的に活用し，これらトータルで，③社会に生起する問題を発見し解決

¹¹⁶ 本報告書第9分野参照。

する能力を涵養するものである。

なお、⑧議論・説得・表現力、⑨プレゼンテーション能力については、双方向で展開されるすべての科目を通じて修得していくべき能力であるが、法的知識の獲得が不完全であったり、法的推論を行う能力が不十分であれば、議論やプレゼンテーションそのものが有効に機能しないことになる。そこで、法律基本科目の学修においては、1年次においては講義科目を先行させ、2年次以降になってから、より双方向性・多方向性が高い演習科目を配置している。学年が進行し、法的知識や法的推論の向上に合わせて、上記⑧や⑨のトレーニングが活発化していく構造にある。

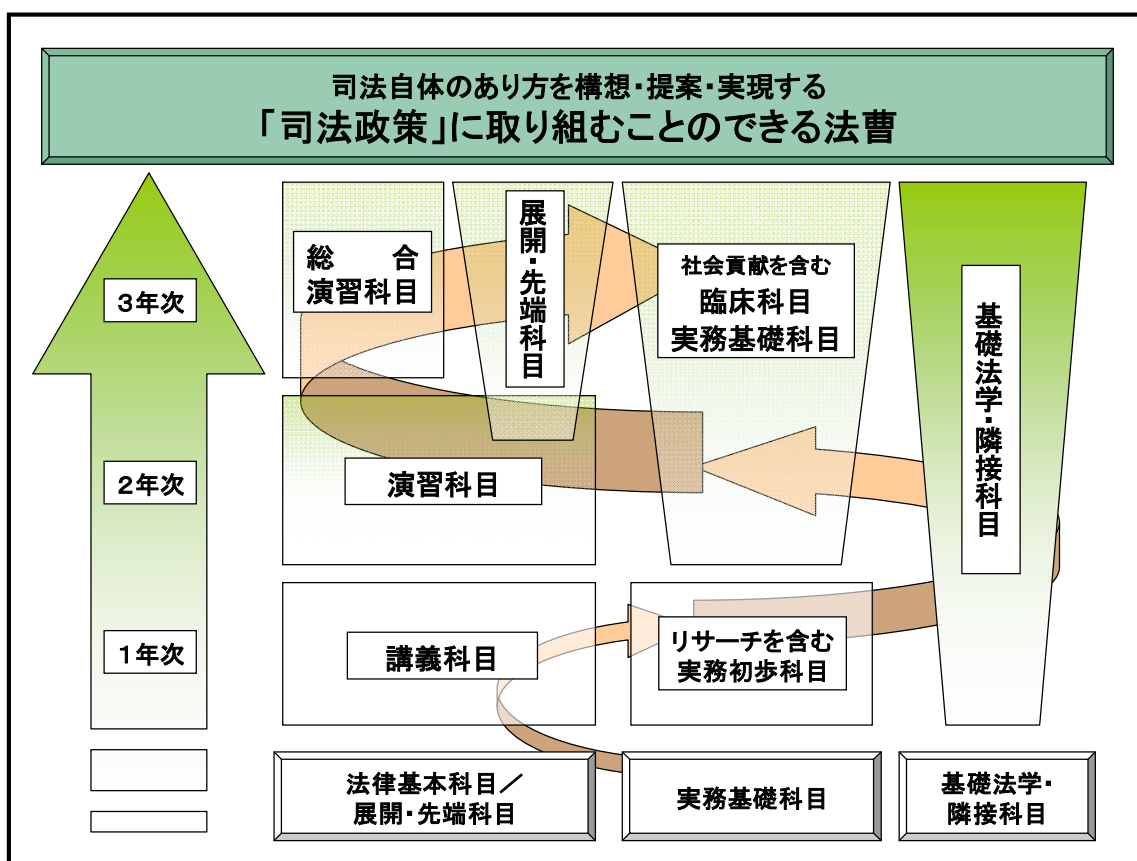
(ウ) 法律実務基礎科目における工夫

法律実務基礎科目においては、まず「法情報論」を1年次に配置し、④法律知識の調査能力を身につける。これは、実務でのみならず、他の法律実務基礎科目や法律基本科目の学修の過程においても活用されるべきスキルだからである。また、「法情報論」の内容には、⑤事実調査・事実認定、⑧議論・説得・表現、⑨コミュニケーションの基礎的な能力を鍛える場面も組み込まれている。

これを土台として、2年次から3年次にかけて配当されている各科目を通じて、法曹に必要なマインドとスキルの全体を養成していく。その際の工夫としては、(a) 民事・刑事の両分野ともに「訴訟実務の基礎」の配置を先行させ、そこで身につけた能力を発展させる場として「模擬裁判」(選択必修)を必ず履修する構造となっていること、(b) 5-3において詳述するとおり、②法曹倫理に関する科目を基礎的部分「リーガルクリニックA(法曹倫理入門を含む)」と応用的部分「法曹倫理」に分け、複数学年に分けて開講することによって、臨床科目を履修する適格性を保障していること、(c) 6-3で詳述するとおり、多数の臨床科目を各学年に配置することにより、マインドとスキルのうち、①職業的使命感・責任感、②法曹倫理、⑤事実調査・事実認定能力、⑧議論・説得・表現能力、⑨コミュニケーション能力を継続的に養成することが挙げられる。

(エ) その他の科目

基礎法学・隣接科目は、各学年にまたがって、広く履修することを可能としている。展開・先端科目は、その性質上、法律基本科目や法律実務基礎科目の学修をある程度進めたのちに学修することが必要であるので、2年次または3年次のみに配当している。また、展開・先端科目のうち、倒産法、知的財産法、租税法及び労働法分野については、講義と問題演習をそれぞれ開講しており、法律基本科目と同じく、段階的・螺旋状に高度化させている。



イ 関連科目の調整等

カリキュラムの編成や時間割配当の上で、学生が現実に履修可能なようなコマ組みとなるよう配慮している。また、関連する科目間における効率的・効果的学習という点においても、本学法科大学院では、民法の一部を除いて、同一分野の科目を単独の教員が3年間を通じて担当するのが通常であることから、科目間における授業内容の重複や抜け落ちは生じにくい。さらに、総合問題演習の共同担当，系ごとの教員のミーティングなどを通じて、十分な調整が図られている。

法学既修者については、平成25年度以降入学者より、1年次配当の必修科目である「商法A」「行政法A」について履修が免除されないため、2年次（既修1年次）において履修することになる。しかし、時間割編成において2年次配当科目との重複を避けることが可能であり、学生に不都合は発生しない。

(2) 科目開設の適切性

ア 法曹像等との適合性

本学法科大学院が養成する法曹像を具体化するカリキュラムの骨組みとして、1年次に「法情報論」で法情報リテラシーを鍛えて新しい時代の法曹としての基礎を確立し、2年次の「リーガルクリニックA（法曹倫理入門を含む）」で、屋久島や種子島、徳之島をはじめとする離島その他の司法過疎

地域で実習を行なうことを「必修科目」としている。また、「民事模擬裁判」（3年次前期開講）、「刑事模擬裁判」（2年次後期開講）を「選択必修」とし、いずれかの模擬裁判の修得を修了要件としている。なお、「刑事模擬裁判」では、市民公開によって法的啓蒙への貢献を図っている。

これに加え、選択科目ではあるが、鹿児島市内の住民を主たる対象とする法律相談を実施する「リーガルクリニックB」を開設している。さらに、基礎法学隣接科目群においても、理論的側面から養成しようとする法曹の持つべき視点を涵養しようとする「司法政策論」を開設している。

（3）特に力を入れている取り組み

地域に学び、地域に貢献する法曹を養成するために、離島その他の司法過疎地域で実習を行なうことを内容とする「リーガルクリニックA（法曹倫理入門を含む）」を必修科目とするなど、本学法科大学院の理念に基づいたカリキュラムを構築し、実践している。

（4）その他

特にない。

2 点検・評価

本学法科大学院においては、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、養成しようとする法曹像に沿った充実したカリキュラム編成を行うとともに、それぞれの科目の配当学期・時間割の配当につき、教育効果が上がるように工夫されており、関連する科目間においても、効率的・効果的な履修が可能なよう、内容の調整がなされている。法学既修者に対しても配慮した授業時間割となっている。また、開設科目について、本学法科大学院の理念・基本方針に適合しており、司法試験対策・準備を主目的とした科目は存在せず、開設科目の内容が科目名や配置された科目群とも合致している。

3 自己評価

A

4 改善計画

特にない。

5－3 科目構成（3）〈法曹倫理の開設〉

（評価基準）法曹倫理を必修科目として開設していること。

1 現状

（1）法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

法曹倫理を教育内容とする授業科目の科目名，単位数，必修・選択の別は下記の通りである。

科目名：リーガルクリニック A（法曹倫理入門を含む）

単位数：2 単位

配当学年・学期：2 年集中

必修・選択の別：必修

科目名：法曹倫理

単位数：2 単位

配当学年・学期：3 年前期

必修・選択の別：必修

上記のうち，本格的な法曹倫理教育を行う科目は，3 年次開講の「法曹倫理」である。この科目の教育内容は，弁護士倫理を中心としているが，裁判官倫理・検察官倫理も含むよう配慮している。特に検察官倫理については，検察官出身の専任教員（実務家）が講義を担当していることから，充実した内容が扱われることになる。3 年次に配当しているのは，訴訟制度を始めとする実定法の知識がある程度身につけてからでなければ，法曹倫理が問題となる具体的な場面を理解することが困難なためである。

他方，2 年次に必修科目として開講する「リーガルクリニック A（法曹倫理入門を含む）」は，司法過疎地における法律相談実習を主たる内容とする科目である。実習において市民の方々が現実抱える法律問題の相談を受けるにあたっては，法曹倫理についての最低限の理解を有していなければならない。そこで，同科目では，法曹倫理入門をその授業内容に含めることとし，その旨を科目名にも表している。

そして，同科目の法曹倫理入門にあたる部分の授業を 7 月に実施することにより，他の臨床科目「エクスターンシップ」「リーガルクリニック B」（いずれも 8 月から 11 月にかけて実施される）の受講に先行して法曹倫理入門を学修させている。

（2）特に力を入れている取り組み

上記のとおり。

（3）その他

特にない。

2 点検・評価

「法曹倫理」は必修科目として開講され，科目名称に合致した適切な内容で開講されている。また，「リーガルクリニック A（法曹倫理入門を含む）」において，2 年次の段階でも法曹倫理の入門的な講義が行われており，臨床科目における実習に参加する前に，法曹倫理の基礎を学修する機会が設けられている。

3 自己評価 適合

4 改善計画 特にない

5-4 履修（１）〈履修選択指導等〉

（評価基準）学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

1 現状

（１）履修選択指導についての考え方

履修選択指導においては、「法曹に必要とされるマインドとスキル」の内容や、5-2で詳述したカリキュラムの体系性とその趣旨を十分に理解したうえで履修選択を行うように指導すべきである。また、本学法科大学院が地域との関わりの中で法曹を養成することを理念とし、これを反映させた教育を展開していることを理解したうえで、この考え方を反映した選択科目（たとえば、基礎法学・隣接科目における「司法政策論」、法律実務基礎科目における「リーガルクリニックB」「エクスターンシップ」、展開先端科目における「労働法」「社会保障法」など）の履修を促している。

これを基本としつつ、特に展開先端科目の履修選択においては、個々の学生が目指している法曹像や、将来において活躍したいと考えている分野、あるいは、法科大学院入学前の職業や専攻を活かすことができる分野に関連する科目に目を向けるように促している。

（２）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

ア オリエンテーション、ガイダンス等

本学法科大学院においては、「目指す法曹」に向けて学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにする配慮として、次のような工夫・取り組みをしている。

（ア）新入生オリエンテーション

学生の入学時に、「新入生オリエンテーション」を実施し、シラバスの概要版を配布してカリキュラムの全容を提示するとともに、教務委員が、修了するまでに修得しなければならない単位数や必修科目、選択必修科目、また本学法科大学院でそれらがいかなる理由でそのようになっているかの説明、及び、履修方法の説明等を行っている。平成25年度からは「法曹に必要とされるマインドとスキルー鹿児島大学法科大学院が養成する法曹」「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」も併せて配布し、その内容を説明する。

（イ）クラスワーク

入学後は、次年度の時間割を検討する11月頃に、履修科目の説明のためのクラスワークの全体会を利用して教務委員が説明を行うとともに、クラス担任のもとでのクラスワークにおいては、クラス単位で適宜各学生の「目指す法曹像」を踏まえて科目の内容や特質などの相談

を実施することにより、学生が適切な履修科目を選択できるよう配慮している。

イ 個別の学生に対する履修選択指導

学期ごとに、成績発表がなされた後、クラス担任のもとで学生個別に面談を行い、成績の芳しくなかった学生には適切な指導を行い、また、次学期の履修登録に備え、各学生の「目指す法曹像」を踏まえて各科目の内容や特質などの相談や個別指導を実施することにより、学生が適切な履修科目を選択できるよう配慮している。さらには、問題の感じられる学生については、適宜クラス担任により面談を実施し、指導を行っている。

ウ 情報提供

本学法科大学院が数多く開設している法律実務基礎科目の学修は、その内容自体が目指すべき法曹像を意識するのに役立つ情報である。そして、それらの科目の履修を通じて、多様なキャリアを有する実務家教員と接することにより、目指す法曹像を具体的にイメージすることができるようになる。

さらに、本学では、鹿児島県弁護士会の若手弁護士がチューターとして課外での学修をサポートしている。チューターは、学修の相談だけでなく、修了後の進路などの相談にも応じており、学生は、こうした触れあいの中からも、目指す法曹像を確立することができる。

また、個別科目のことではあるが、エクスターンシップを履修する学生には、「目指す法曹像」に向けて適切な学修ができるよう、多様な派遣先を確保するとともに、学生に協力事務所の特徴を伝え、学生自身の志望に沿った学修を可能にするよう努めている。

エ その他

極めて例外的な場面ではあるが、学生が在籍年次に配当された必修科目の履修登録を回避して翌年度以降に履修しようとする考えられる。このような履修登録を許してしまえば、学年進行に伴う段階的な学修を前提とするカリキュラムの趣旨が没却されてしまい、学生は効果的に学ぶことができない。そこで、このような不適切な履修選択が行われることを防ぐために、在籍年次に配当された必修科目については、学生がそれを履修しなかった場合であっても、当該科目の単位数をGPA算出の分母に加えるものとした¹¹⁷。

(3) 結果とその検証

ア 学生の履修科目選択の状況

学生は適切に履修科目の選択を行っている。

イ 検証等

学生の実際の履修状況については、システム上で履修登録の記録を閲覧することにより可能であり、履修登録受付時には、これによって各学生の履

¹¹⁷ 【資料 A4】平成 25 年度「修学の手引き」参照。

修科目・単位数を検証している。この検証作業の結果として、学生は、偏りのない適切な履修を行っていることが確認された。

また、各学生の履修登録状況は、クラス担任が把握したうえで、不適切な履修の事例があれば、クラスワークや個別面談を実施し、個別指導により是正することになる。各担任のクラスワークの実施状況は、教務委員長および学生生活委員長が把握して、その概況を教授会に報告しているが、平成 23 年度・平成 24 年度において、著しく不適切な履修科目選択の事例が報告されたことはない。

(4) 特に力を入れている取り組み

上記のとおり。

(5) その他

特にない。

2 点検・評価

適切な履修選択については、学生が目指している法曹像に応じ、それに必要なマインド・スキルを涵養するのに相応しい科目の履修を勧めており、適切といえる。学生が適切な履修科目を選択できるよう学生に対する指導・働きかけ等については、各学生の「目指す法曹像」に近づくために修得しておくべき科目につき情報提供を行っており、入学時、入学後ともにきめ細かく実施されていることが認められ、また、学生の履修希望を踏まえた時間割設定を行うなどの配慮をしているなど、「目指す法曹像」に向けた適切な対応がとられている。その上で学生が適切な履修登録を行っているか確認しており、問題はない。

3 自己評価

A

4 改善計画

特にない。

5-5 履修（2）〈履修登録の上限〉

（評価基準）履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること。

1 現状

（1）各学年の履修科目登録の上限単位数

本法科大学院では、履修科目として登録できる単位数の上限を1年次は40単位、2年次・3年次は36単位としている¹¹⁸。法学既修者については、入学年次に36単位に加え、1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目について、4単位を上限に履修登録が可能である¹¹⁹。各科目は原則2単位で構成し、授業時間数は90分×15コマである。

1年次生について40単位が履修可能となっているのは¹²⁰、必修科目である「民法B」「民事訴訟法A」「刑法B」「刑事訴訟法A」を3単位としているからである。これは、平成22年度入学者からの適用であるが、それ以前はそれぞれ2単位で行われていた科目を、法学未修者が入学時につまずかないよう丁寧にある程度時間をかけて授業を行うために3単位化したものである。それ故、3単位化により履修すべき科目数が増えたということではなく、また、以前に比べ授業で取り扱う範囲が増えたということでもない。本来2単位で行っていた内容を、時間をかけて着実に教育するために3単位としたのみである。法学既修者については、入学年次に40単位まで履修可能であるが、卒業するまでに修得すべき単位数が100単位であるところ、法学既修者は32単位を上限に修得したものとみなされ¹²¹、2年間で残りの68単位を修得しなければならない。入学年次も上限が36単位であったならば、法学既修者は6単位を超えて単位取得に失敗した場合に留年となってしまう、2年間での修了があまりにも難しいものであって、法学既修者に対する困難を強いる負担と考えたからである。

以上の取り組みによって、法学未修者、法学既修者のいずれについても、法律基本科目を履修して過度な負担が生じることを防ぎ、学生の自学自修が阻害されないよう工夫・配慮をしている。

以上の履修規則の下で、平成24年度における学生の履修単位数の状況は以下のとおりである。

¹¹⁸ 【資料 A5-1】鹿児島大学大学院司法政策研究科規則 5 条 2 項

¹¹⁹ 【資料 A5-1】鹿児島大学大学院司法政策研究科規則 5 条 3 項。なお、同項に基づいて履修登録できる科目は、「法理学」、「司法政策論」、「法社会学」、「政治学」、「政治史」である。

¹²⁰ 【資料 A66】中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」〈http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1261059.htm〉（平成21年4月17日）の内容に基づく措置である。

¹²¹ 【資料 A5-1】鹿児島大学大学院司法政策研究科規則 4 条の3 第1項。なお、平成24年度以前の入学者は、34単位を上限に認めていた。【資料 A4】平成24年度修学の手引き参照。

1 年次	最多 40 単位	平均 38.8 単位
2 年次（既修者）	最多 38 単位	平均 38.0 単位
2 年次（未修者）	最多 36 単位	平均 35.7 単位
3 年次（既修者）	最多 36 単位	平均 36.0 単位
3 年次（未修者）	最多 36 単位	平均 29.6 単位

(2) 無単位科目等

本学法科大学院において無単位科目は存在しない。

(3) 補習

本学法科大学院では、補習は行われていない。

(4) 特に力を入れている取り組み

上記のとおり。

(5) その他

特にない。

2 点検・評価

本学法科大学院では、補習は行われておらず、また、36 単位を上回る履修を認めているが自学自修を阻害しないための工夫・配慮がなされている。本学法科大学院は、運用面を含め、予習・復習，自学自修，学生間の議論などを尊重し，個々の学生が開設科目に十分な力を割いて学修することができるような履修スケジュールを組んでいる。

3 自己評価

適合

4 改善計画

特にない。

第6分野 授業

6-1 授業

(評価基準) 開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされ、適切な態様・方法で授業が実施されていること。

1 現状

(1) 授業計画・準備

本学法科大学院における各開講科目の授業計画は、①通年分を印刷して発行する授業内容一覧(シラバス概要版)¹²²と、②学期ごとに分けて作成し、各回の詳しい授業内容や予習範囲・復習方法なども併せて掲載されたインターネット上のシラバス・システム(シラバスの詳細版にあたる)によって学生に提供される。

前者は、本学法科大学院における学習内容を一覧し、履修の長期的な計画や履修登録の参考に資するものである。後者は、授業進行に応じて随時更新されるものであり、各回の具体的な学修内容(事例、条文、争点、キーワード、予習すべき内容、課題判例、参考文献)を詳細に示すとともに、レジュメや資料を配布する機能、課題提出や質問受付の機能なども備え、授業運営の基幹ツールとして機能するものである。シラバス概要版は、毎年3月下旬の履修登録期間の開始までに配布している。また、詳細版にあたるシラバス・システムは、各学期の開講2週間前ころまでに公開している。

各科目の授業計画に共通して求められる工夫としては、①当該科目のカリキュラム上の位置づけを十分に意識すること(とりわけ、法律基本科目においては、講義科目、問題演習科目、総合問題演習科目の段階的な構造を強く意識すること)、②「鹿児島大学法科大学院で最低限修得すべき内容」に照らした各科目の到達目標と各回の授業における到達目標を、できるだけわかりやすく示すことである。特に、③法律基本科目および法律実務基礎科目の一部については、各回の具体的な授業内容と「共通的な到達目標モデル」に掲げられている各項目との関係を、シラバス・システムにおいて明示している。

すべての科目を通じて、シラバスにおいて示された内容と実際の授業の内容との大きな乖離は存在しない。このことは、教員の自己評価のみならず、学生による授業評価アンケートの結果によっても裏付けられている。

(2) 教材・参考図書

各科目の教材・参考図書については、シラバスの記載を参照のこと。定評がある体系書、演習書、ケースブック等のほか、判決や決定の原文を用いている。また、教員が作成したオリジナルの教材も多数用いられている。

¹²² 【資料 A16】 授業内容一覧(シラバス概要版)。

(3) 教育支援システム

本学法科大学院の開講科目における情報伝達は、インターネット上のシラバス・システムによって行われている。このシラバス・システムは、名古屋大学が開発した総合的な教育支援システムである NLS Syllabus System によって構築されており、学期中の授業計画を示すだけでなく、①各回の詳細な授業内容（関連条文，事例，争点，キーワード，課題判例，参考文献など）の告知，②予習すべき内容・方法の告知，③レジュメや資料の配布，④レポートの提出，⑤レポートの学生相互での閲覧，⑥電子掲示板による議論や質問などを行うことができる。これによって，学生と教員の間での授業情報の共有が，時間と場所を選ぶことなく常時行われている。シラバス・システムは，本学における授業運営の基幹部分を担っており，教員・学生ともにその利用頻度は極めて高い。

このシステムにおいては，学生は自分が履修している科目の内容だけでなく，開講されているすべての科目の内容を自由に閲覧することができる。これによって，学生は本学で開講されているすべての科目の状況をリアルタイムで眺めることができ，次学期以降の長期的な履修計画を構想するうえで，有効に機能している。

また，すべての学生は，学年ごとのメーリングリストに電子メールアドレスが登録されている。授業に関する情報は，このメーリングリストを通じて，常時，告知されている。

(4) 予習教材等の配布

各授業科目の予習教材等は，1 週間前までに配布されている。

(5) 授業の実施

法律基本科目の 7 分野について，過去 2 年間における科目ごとの実施状況は，以下のとおりである。

①憲法

（憲法 A・B）

法学未修者を対象とする科目であることを前提にして，まず憲法についての基本的な知識及び憲法判例について，共通的な到達目標モデルに挙げられた事項につき，知識内容を双方向で確認する形で授業を展開している。

教材については，基本的な教科書として芦部信喜『憲法』（岩波書店）及び「憲法判例百選」を指定し，憲法に関する基本的な知識を修得させることを心がけている。教材としては毎回，事前に授業のレジュメをシラバス・システムによって配信している。

このレジュメには，論点についての基本的な最高裁判例を紹介するとともに下級審判決および最高裁における少数意見をできるだけ，掲載するよ

うに努めている。学生には、必ず事前にこのレジュメを読んでもらうように指導している。

双方向性のある授業を展開するため、憲法に関する裁判の事例をモデルとした事案と設問からなる「事例研究」問題を提示しながら授業を進行している。

（憲法問題演習 A・B）

1 年次に憲法 A, 憲法 B を受講・単位取得して基本的な知識が一定程度、身につけていることを前提として、本学法科大学院のカリキュラムの基本的な構造である「螺旋的な内容の理解」として、1 年次に扱った内容も含めてくりかえし取り上げている。ただし、内容的には、「共通的な到達目標モデル」にしたがって、論点を選び出している。演習形式とし、憲法に関する基本的なテーマについて事案・設問からなる「事例研究」問題をつくり、事前に配布し、構成等を考えてもらうように指示し、また、法的な「解答」を文書として書いてもらうように指示している。授業ではそれをふまえて、ある程度の解説をしたあと、設問を發して学生に答えさせている。受講生が書いた「解答」については、添削して、返却している。場合によっては、次の授業のときに解説を行っている。

適宜 授業で取り上げた裁判例について「判決理由」などを送信して、授業終了後、復習させるようにしている。

事例研究を行うと、その他の論点や事項について説明が不足することがあるので、必要なときには追加レジュメを作り、それを自修課題として読んで、復習できるようにしている。

②行政法

（行政法 A・B）

授業の設計に関しては、共通的な到達目標モデルを参考にしている。あらかじめシラバス・システムに掲載した内容に従って授業を進める。テキストは必ず読んでいることを前提として、各授業内容に関する参考資料（判例資料・条文資料・条例等の資料・論文資料等）を予め配布し、それらを学生が読み解くことを通じて理解を高めるように工夫している。また、授業中、多くの学生に質問をしたり、法令の条文を読んでもらったりして、その条文の意味するところ等を尋ねることに留意している。

法学未修者を前提とした講義科目であるため、理論を着実に身につけることを第一にしているが、判例資料を多用することにより、抽象的な理論を実務における思考と結びつけながら理解させるように努めている。

学生の理解度を把握するために、レポートを提出させて、それを添削して返却している。授業では、問題となっている法律の条文やその内容等について、できるだけ多くの学生に質問することによって、理解度を測っている。また、特に「行政法 A」では、法学未修者が行政法を最初に学ぶ科目であるため、オフィスアワーでのサポートを積極的に行っている。

（行政法問題演習A・B）

共通的な到達目標モデルに挙げられている行政法の論点を整理したうえで、総合問題の課題を即日起案させ、受講生の起案内容をもとに、教員・受講生相互に議論するという形式を取っている。課題事例の検討や議論が深まるよう、教員も模範解答と論点を整理したレジュメを用意するなどの工夫している。

素材とする事例については、教科書的事例ではなく、実際の裁判で扱われた憲法・行政法にかかわる事案で、実務上も重要な事案を素材に課題を設定している。さらに、授業において課題に対する受講生の起案を中心にすすめることで、理論教育と実務教育の架橋を意識するとともに、討論を通じて法曹に必要なコミュニケーション能力の育成を図るように配慮している。

各回の演習においては、課題に対する起案のヒント、題材判例の検討を事前に課し、受講生の予習の程度を確認した上で授業を行っている。授業中は、なるべく受講生同士で議論させると同時に、教員自身も議論に参加し、受講生の理解度を確認している。

③民法

（民法A・B・C・D・E）

いずれも1年次配当の講義科目であるため、当該分野において実務上必要とされる基礎的法知識（具体的には、共通的な到達目標モデルに挙げられているもの）を修得するとともに、それらの知識を体系的に位置づけ、具体的な紛争に適用して一定の法的結論を導きうる能力を涵養することを目的としている。

入学前の段階から民事法に関する入門書および講義で使用するテキストを呈示するなどして、事前学習に対するフォローを実施している。また、受講学生には、シラバス・システム上に授業で取り扱う法的問題を呈示し、またこれらを検討するのに必要な文献資料および関連判例を示すことで、効果的な予習が可能になるよう配慮している。

また、授業前半の一部を使って、講義で扱う問題を検討するうえで必要な基本的法知識および前回授業のポイントを確認する時間に充て、受講学生の知識の定着を図ると共に、予習の確認を行っている。

授業は、教員が作成したレジュメに即して進行する。レジュメには、共通の到達目標および本学法科大学院において最低限修得すべき内容を踏まえつつ、各講義回で修得すべき内容を本文で示し、発展的・応用的問題については脚注等で示すようにしている。各講義回で修得すべき内容を明示し、同時にこれらを踏まえた発展的・応用的問題に触れる機会を与えようとする取組みである。

テキストは、近江幸治『民法講義』シリーズをしている（当該テキストは、意義・要件・効果に関する記載が明快であり、初学者が使用する教科

書として適切であると判断している)。また、その他の基本書、判例集、研究書等については、参考文献としてシラバス上に記載している。

授業では、適宜、質疑応答等を行い、学生の理解度を確認しながら授業を進行している。特に質問を行う際には、基本的な事項から質問を開始し、それを踏まえて次段階の質問を行うなどの工夫を行い、論理の展開と論理の積み重ねにより法的結論を導き出すことの重要性を理解させている。また、このことが学生の法的思考力の涵養に繋がっている。授業の中で各法領域の基本的法知識および体系的理解を涵養し、かつ上記の法的思考方法を定着させることが、結果的に法的議論の能力の涵養に繋がっている。

何れの授業でも、授業の前半部分の一部を使い、前回授業のポイントについて学生の理解度を確認している。また、授業中、適宜学生に質問を行うなどして、学生の理解を確認しながら授業を進行している。さらに、シラバス・システム上に共通的な到達目標モデルおよび本研究科において最低限修得すべき内容を踏まえた各回の学修目標を呈示しており、学生が自らの理解度ないし学習到達度をチェックすることができるよう配慮している。

(民法問題演習A・B・C)

民法のコアの部分を絞り込んだテキストを教材として指定している。あわせて、(a) 各回の授業のポイント、(b) 思考力を培うための設例、(c) 基本判例の概要または全文を掲載したレジメを配布している。また、重要な判例については、判決全文(第一審から最高裁判決まで)を読むこと、少なくとも最高裁調査官解説は読むことを強調している。さらに、予習・復習の指示においては、共通的な到達目標モデルを参考にして、予習・復習項目を指示するようにしている。

授業の進行は、制度・条文の趣旨についての質疑応答から、設例を使用しての問答を経て、最後に教員が理解すべきポイントをまとめ、さらに難易度の高い設例、事案への挑戦を勧める。このような設例中心の授業を行うことにより、多様な価値判断、多様な法解釈があり得ることを意識させている。1つの最高裁判決でも多様な理解が可能であることを強調している。必要に応じて、なぜ批判的な学説があるかについて議論をさせている。

学生の理解度を把握するために、小テストを実施している。また、毎時間の質疑応答によってきめ細かく学生の理解度をチェックしている。さらに、シラバス・システム上の掲示板への書き込み内容からも各学生の理解度を把握している。

④商法

(商法A・B)

予習については、教科書の該当頁、判例を示すだけでなく「具体的な作業」を指示するよう努めている。参考資料等は精査して提示するように努めている。また、「課題資料」と「参考資料」との意味づけを明らかにし

て、「広くまんべんなく目を通す」予習ではなく、より基本的なもの、より重要なものに集中して予習がなされることを期待している。さらに、「共通的な到達目標モデル」を念頭に、毎回の講義ごとの「到達目標」を掲示している。

教材の選択においては、代表的な教科書（神田秀樹『会社法』）と会社法判例百選を教材にし、授業で取り上げる情報（法的知識）については、できるだけこの両者に限定するよう努めている。ただし、より記述が親しみやすい、かつ新しい論点についての記述が充実している文献（伊藤靖史他『リーガルクエスト会社法』）の該当箇所を示し、学生の予習の便宜を図っている。

学生向けにレジュメを配布しているが、教員の説明を記述したものではなく、学生に指示されている予習「作業」の手助けとなるものになるよう配慮している。学生がみずから、教科書・判例等を参考に検討し、文書化し、完成させるようなレジュメを目指している。

講義の進行にあたっては、予習で指示された事項についての、教員と学生の対話を中心に進行するように心がけている。

学生の理解度を確認するための取組みとしてテーマ「設立」「株主総会」「取締役」「株式」等）が終わったあとに「短答式」の小テストを実施している。

学生の文書作成能力を向上させるために、課題（予習・復習）に対する文章を作成させている。また、2回程度、学生の作成した文書を取りあげ検討する機会を設けている。提出された課題については、毎回とはいえないが、朱筆するよう努めている。

予習と復習で作業の内容が異なるよう配慮している。予習は、「簡潔・抽象的」で教科書・課題判例をよめば答えられるものを、復習は、授業で学んだものを前提に、やや詳しい事実（判例百選の「事実の概要」のレベル）に取り組むことを必要とするものを課している。

（商法問題演習A・B）

予習については、講義科目と同様の工夫・配慮をしている。毎回の演習ごとの「到達目標」を掲示する点も同様である。

教材の選択においては、基本的な論点を丁寧に検討するという観点から、伊藤靖史他『事例で考える会社法』を教科書として使用している。商法問題演習Bについては、検討すべき事例（教材）として、最近の、教科書等で取り扱われていない論点を含んだ裁判例を利用している。また、事例として、司法試験論述式の問題を、論点別に分割して簡略化したものも使用し、学生のモチベーションを高めるよう配慮している。

演習の進行にあたっては、予習で指示された事項についての、教員と学生の対話を中心に進行している。

学生の文書作成能力を向上させるために、講義科目と同じく、課題（予

習・復習)に対する文章を作成させている。また、4回程度、学生の作成した文書を取りあげ検討する機会を設けている。提出された課題について、毎回とはいえないが、朱筆するよう努めている点も同様である。

⑤民事訴訟法

(民事訴訟法A・B)

授業で扱う領域は、訴え提起から審理を経て、判決そして上訴に至るプロセスだが、「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」の一部に位置づけられる「共通的な到達目標モデル」に掲げられた事項のうち、とりわけ第1審の手續の局面ごとの個別の重要論点を比較的丁寧に検討するような授業プランを意図している。

シラバス・システムに掲げられた「事例と設問」の検討考察を通して、基本概念・定義などの民事訴訟法の基本的知識を正確に理解し、この基本的知識を用いて判例法理の思考過程を把握すること、つまり、民事訴訟法の主要な論点に係る議論をするための共通言語や判例の思考回路を理解するべく、1回の授業で扱う問題や判例の数については、必要かつ十分なものに相当程度厳選することを意識している。予習の範囲も、これに応じて絞った形で告知するようにしている(授業までに多くの課題をこなすよりは、むしろ必要最小限の範囲の予習に効率化させ、基本を刻印し、そして自ら考える作業を経ることを意図する)。

そうして、授業の現場においては、「事例と設問」に沿った形で、受講生の予習を前提に、質疑応答を交えて進行する。設問の検討考察の前提となる基礎知識(制度趣旨や定義など)を確認する質問を端緒に(その際、該当条文やテキストの該当箇所を読ませることも厭わない)、設問に対する回答へと牽連していくよう質疑を積み上げていくことを意識している(なお、かような思考回路のモデルが、シラバス・システムの「論点と考えるヒント」にキーワードを用いたヘッドラインとして提示されている)。

「事例と設問」を中核としたプロブレム・メソッドの授業形態をとることによって、学生の理解が足りない部分が明らかとなるため、理解度のチェックに繋がる。その際、教員対受講生の1対1の遣り取りにあっても、その過程で、被質問者の判例の理解や設問の検討考察に対して、意見や要約を求めたりすることで、質疑応答の直截の矢面に立っていない他の受講生が、傍観者的立場とならないよう配慮している。

また、複数回のレポート提出を求めたうえで、10点満点にて採点し、それぞれ過誤や疑問点、気づいた点および簡潔な講評を付して返却している。したがって、そこでも各受講生の理解の程度が測定できる。

(民事訴訟法問題演習)

民事訴訟法問題演習にあっては、基礎学力の点では「共通的な到達目標」を指針としながら、法律基本科目群の問題演習科目に関する「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」に照らし、より応用的・展開

的学修の傾向を志向する。全体の5分の2強の授業は、二当事者対立構造というプロトタイプの民事訴訟に比し、応用的意味合いが色濃い「多数当事者の法理」を、「事例と設問」の方式で検討考察し、残りの5分の3ほどの授業は、1年次の講義科目および民事訴訟法問題演習の前半部分において修得した内容を検証し、その定着を図るとともに、主要な論点や判例法理の相互の関連性を考察するなど、学修を進展させる契機となるべく、即日起案の方式や、授業の現場で初見の問題を提示し、現場思考で検討する即日解題などの方式を採用している。これは、より具体的実践的に民事訴訟法の思考回路を構築整備すること、換言すれば、論理的な筋道を立てて具体的に妥当な法的結論に到達する能力を鍛錬する趣旨である。なお、起案や解題に際しては、その出題範囲につき事前に相当程度の指示をし、受講生の負担が過度にならないよう配慮している。

また、講義科目と同じく、演習科目においても複数回のレポートを課し、さらに複数回の即日起案も行っている。これらの採点・講評を通じて、各受講生の理解の程度が測定できる。

⑥刑法

(刑法A・B)

授業計画・準備においては、1年次配当の法律基本科目であり、未修者が対象となるため、授業内容が高度になり過ぎないように、基本的な法的知識の解説や重要判例、主要学説の分析・検討を中心内容とすることにより、学生に配慮している。扱う教材は、定評のある概説書及び刑法判例百選Ⅰ・Ⅱを用いている。また、学生の計画的な予習を可能とするため、開講1週間前までには各回の予習課題(具体的には、学生が読んでくるべき教科書の範囲、判例〔裁判例〕等の指示)と講義中に検討する事例をシラバス・システムで公開している。なお、シラバス・システムにおいては、共通的な到達目標モデルと関連づけながら、その回の授業で到達すべき目標を提示して、何を意識して予習しておくべきか、知らせている。また、レジュメは、毎回、シラバス・システムの資料欄であらかじめ提供している。

講義で扱う順序については、「刑法B」で主に刑法各論を、「刑法A」で主に刑法総論を扱い、体系上、オーソドックスな流れに従って進行している。これは、学生は何を論じているのか体系的な位置づけにおいて迷子にならないようにするためである。

授業はレジュメに沿って進行し、授業中は学生に頻繁に質問を行い、それによって学生の理解度を測って、学生の理解の浅い箇所は丁寧に解説を行うことにし、学生の学修の促進・法的思考力の涵養を図っている。授業では、小テストとして簡単な正誤問題(いわゆる○×問題の類似であって、×の場合には具体的にその理由を記述させる形式の問題)を学期中に2回実施し、小テスト終了後に解説を行うと同時に後日添削をして返却している。

また、文章作成能力を涵養するため、学期中に簡単な事例問題について

のレポートを1回課し、提出されたものに添削をして返却している。それにより、学生が法的文章を作成するための最低限の基礎的能力の涵養を図っている。なお、課題については、シラバス・システムに掲示している。

(刑法問題演習A・B)

授業計画・準備における工夫として、2年次配当の演習科目であることから、学生は基本的な法的知識を有していることを前提に、応用力を身につけることが可能となる内容としている。具体的には、学生にはシラバス・システムにおいて開講1週間前までにオリジナルの事例問題を提示し、それと同時に事例問題にまつわる判例(裁判例)を示して、それらを予習しておくべきこととしている。

演習において扱う順序は、体系上の順序に従うことを基本とし、「刑法問題演習A」では刑法総論の重要問題及び刑法各論の重要問題を取り上げ、「刑法問題演習B」では、「刑法問題演習A」で取り上げることができなかったより難易度の高い刑法総論上の問題や、刑法各論における複雑な論点の一つである横領罪・背任罪、文書偽造罪、賄賂罪を取り上げている。共通的な到達目標モデルが掲げる法的知識のうち、必修科目である「刑法問題演習A」では基本的な重要問題を、選択科目である「刑法問題演習B」では難易度の高い論点を扱うようにし、全ての学生が基本的な重要論点に触れ、さらに刑法学的能力向上を図りたいと考えている学生には高度な問題を学修できるよう、扱う内容において配慮している。

教材として、上記の事例問題の他に、特にレジュメ等は配布していないが、参考判例(裁判例)を指示することによって、学生はそれを授業に持参し、授業内において適宜それらの判例(裁判例)の重要箇所を指摘している。

授業では、課題として示した事例問題にはどのような論点があるか、どのように法律構成し、事例に適用して解決していくべきか、学生に質問しながら進行している。そこでは、教員が学生に質問し、学生は質問に答え、それに対し教員がさらに質問を投げかける、あるいは、そのようなやりとりを学生相互間で行う形態(いわゆる双方向型授業)で演習がなされている。その際、学生の理解度が浅い箇所や基本的知識が十分でないと感じられる点については、丁寧な解説を加える。また、深く掘り下げるべき箇所は掘り下げて検討し、学生の法的思考力・問題解決能力を涵養している。

文章作成能力の涵養のため、授業内において即日起案を2回実施し、後日、それを添削して学生に返却するとともに解説を行っており、また、日々の授業においても課題に対しどのように法律構成し、それを事実に適用したのか学生に質問することによって、文章作成能力の向上を図っていると同時に理解度を測定している。また短答式問題形式の小テストを実施し、法的知識の定着を促している。

⑦刑事訴訟法

(刑事訴訟法A・B)

刑事訴訟法の全体像を手続きの流れに沿って講義している。本学の「法科大学院において最低限学修すべき内容」が引用する共通的な到達目標モデルに挙げられている法的知識の正確な理解と、基本的な法的思考方法の獲得を目標としている。法学未修者が最初に刑事訴訟法を学ぶ科目であることに鑑みて、前期Aと後期Bで扱う範囲の割り振りを工夫している。前期に開講する「刑事訴訟法A」が3単位、後期に開講する「刑事訴訟法B」が2単位であるが、単純に単位数に比例して割り当てるのではなく、学修範囲をほぼ等分することによって、前期の比重を軽くしている。これによって、前期において法学未修者が法学の基礎的な素養を身につけながらじっくり学ぶことを可能としている。

学生の計画的な予習を可能とするため、講義の1週間前に各回の予習範囲、課題判例、レジュメ、予習の手引きを、シラバス・システムを通じて事前配布している。このうち「予習の手引き」は、その日の講義の目標、講義当日の具体的な進行計画、予習範囲の理解を確認するための問いで構成するチェックリストを掲載し、何をどう準備して講義に出ればよいかを明確にしている。

講義では、基本的な知識を双方向で確認しつつ、教員が具体的事例を活用しながらその理解を深める。また、重要判例については、判決文に沿って、事実関係、裁判所が示した法解釈、具体的事実への適用を双方向で確認する。そのうえで、判例法理の理解と応用的な思考の訓練を兼ねて、判例の事案の事実関係に変更を加えながら、その場合にも判例の射程が及ぶかどうかを検討する。この講義では判例の検討には特に時間をかけているが、ここでの判例検討は応用的な事例演習ではなく、法的三段論法の修得と、判例がもつ事実上の法源性を理解させるためであり、実定法学入門としての位置づけによるものである。

学期途中に事例問題のレポートを前期は3回、後期は2回出題し、いずれも添削して返却している。また、特に前期は、添削を返却した後、再提出を求めており、繰り返し指導することによって、法的推論を文章で伝達する基本的な能力を身につけさせている。このことは、法的思考そのものの訓練としても必須かつ有効である。

学生の理解度を確認するために、双方向型の授業において、予習内容や前回までの学修内容を正確に理解しているかを逐次確認している。また、授業の最後に「まとめ」を行ってその日のポイントを整理するとともに、その内容をさらにその場で学生に問いかけるなどして、理解を確認している。

(刑事訴訟法問題演習)

講義科目で扱った内容が理解されていることを前提に、応用力を身につける内容としている。この科目では、共通的な到達目標モデルに掲げられている内容のうち、判例の射程を正しく吟味して具体的な事実に応用する能力を養う素材として相応しいものを取り上げ、双方向・多方向のやりとりで演

習を構成する。

演習の到達目標を明確にして学生の意識を集中させるため、15回の授業を3つのクールに区切って進行する。各クールで「捜査」「公訴」「証拠」など、ひとまとまりの領域を集中して扱う。各クールでは3～4回の事例演習を行ったのち、その領域を出題範囲とする即日起案を実施して到達度を確認する。各クールの到達目標レベルは段階的に構成する。

各回の事例演習は、基本事項の確認と事例検討の二部構成とする。前半は、講義で学んだ知識と、事例検討の前提となる最高裁判例とその射程に対する正確な理解を確認するための問いを検討する。後半は、長文の事例問題について、学生が予習として用意してきた文書をもとに、多方向の議論を通じて、具体的な事実関係に即した法適用の訓練を行う。

授業の約1週間前に各回の教材（演習で扱う「基本事項の確認」と「事例検討」を記載したもの）と、課題判例の判決文をシラバス・システムで公開する。学生は講義前日までに事例に対する法律構成と法適用を検討し、その要旨をシラバス・システムで提出する。そのため、演習では、各学生の法律構成をあらかじめ把握したうえで、双方向・多方向の議論を展開することができる。

学生が予習段階で提出した文書は必要に応じて添削して返却している。また、各クールの最後に行う即日起案についても、授業内で解説をしたのち、添削して返却する。これによって学生の理解度を確認し、必要があればさらに事後にレジュメを配布してフォローアップしている。

以上のような法律基本科目7分野の各科目の具体的な状況を踏まえ、本学法科大学院における授業内容および方法の全体について、所定の観点から分析する。

ア 教育内容

第5分野で述べたとおり、本学法科大学院では、法律基本科目・法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開先端科目をそれぞれバランスよく配置し、法曹に必要なマインドとスキルを涵養するのに相応しいカリキュラムとなっている。また、各科目の授業内容は「鹿児島大学法科大学院で最低限修得すべき内容」に合わせて構成されている。

また、法律基本科目においては、学年進行に応じて講義科目、問題演習科目、総合問題演習科目の三段階が設けられ、ひとつの分野について段階を踏みながら螺旋状に高度化して身につけていくものとなっている。各段階について「最低限修得すべき内容」が定められており、それを踏まえた授業内容が適切に展開されている。授業の履修者数についても、各科目とも法科大学院教育として不適正な規模ではない。

イ 授業の仕方

すべての科目において、シラバス・システムの活用により、「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」を踏まえた当該科目の到達目標と、各回の授業における到達目標がシラバスや事前配布教材を通じて明確に示されている。特に、法律基本科目および法律実務基礎科目の一部においては、各回の具体的な授業内容と「共通的な到達目標モデル」との関係が、シラバス・システムで具体的に明示されている。また、「共通的な到達目標モデル」に掲げた事項のうち、授業で扱われないものについては、必要に応じて、シラバス・システムの“授業時間外の学修内容”の記載欄において、自学自修の手かかりなどを案内している。

教材は、法科大学院に相応しい定評ある体系書やケースブック、さらには判決文などが用いられている。シラバス・システムの機能を活用して、事前に予習範囲を告知するとともに、事前に学修すべき教材を提示し、授業で扱うレジュメを配布している。

授業の実施においては、演習方式・講義方式を問わず、すべての科目が、双方向・多方向のやりとりを展開している。これを通じて、法的推論のスキルを多面的に向上させるとともに、法的表現・議論・コミュニケーション能力も涵養している。講義科目では、基本的な法的知識を身につけることが中心となるため、双方向での議論の比重は相対的に軽くなるが、一方的な講義形式のみで構成される科目は存在しない。法律基本科目については、講義・問題演習・総合問題演習の3段階に分かれており、ステップを上げるにつれて双方向・多方向性を自覚的に拡張している。

ウ 学生の理解度の確認

すべての科目において、小テスト、レポート提出、即日起案のいずれか、または複数が実施されている。それらは、平常点として成績評価の対象となるほか、学生の理解度を学期中に確認する重要な手段となっている。

また、いずれの科目においても、これら平常点評価の方法として行われる手段以外にも、少人数教育のメリットを活かし、双方向で行う授業中のコミュニケーションを通じて、個々の学生の理解度を常時、確認している。

学生の理解度に関して、個別の科目にとどまらない問題については、FD懇談会において情報を交換・共有している。

エ 授業後のフォロー

(ア) 授業直後の対応

授業直後の質問に対しては、すべての教員が対応している。時間割の編成においても、たとえば実務家教員の担当科目を夕方以降に配置し、実務家としての業務のために授業後の質問に応答できなくなることを防いでいる¹²³。法科大学院の授業が行われている総合教育研究棟には、1階と2階の教室前にロビーが設けられているため、教室利用の時間的制約を気にすることなく、授業直後の質問に対応することが可能である。

¹²³ 【資料 A18】平成 25 年度前期時間割表。

(イ) オフィスアワーの活用

授業終了後から次の授業までの間においては、すべての専任教員があらかじめフィスアワーを週に1コマ設定しており、その時間に研究室を訪れた学生の質問等に応答している¹²⁴。もっとも、学生の訪問はオフィスアワーに限られるものではない。教員と学生の距離が近い本学法科大学院においては、それ以外の時間帯においても随時、学生が研究室を訪問しており、教員はいつでも質問に対応している。

(ウ) 提出物の添削と返却

前述のとおり、すべての科目において、学生の理解度を確認するために、レポート提出や即日起案が実施されている。それらの提出物は、法律基本科目を中心とするほとんどの科目で、添削を施して学生に返却されている。これは、法曹に必要とされる文書作成能力を涵養するためであると同時に、学生の授業内容に対する理解が不足している場合に、これをフォローするためのものである。

また、法律基本科目および司法試験の選択科目となっている分野の各科目については、期末試験の答案についてもすべて添削し、そのコピーを学生に返却している。

(エ) ネットワークを活用したフォローアップ

本学法科大学院で導入しているシラバス・システムは、電子掲示板や提出された課題へのコメント機能など、学生とのコミュニケーションを支援するための機能が実装されている。多くの授業でこれらの機能が活用されており、たとえば授業内では扱いきれなかった内容について自学自習の方法をアドバイスしたり、授業内容への質問を複数の学生が電子掲示板に書き込み、教員がそれらを関連づけて回答するなどの取組みが行われている。

(オ) チューター制度によるフォローアップ

本学法科大学院では、鹿児島県弁護士会の若手弁護士が、週に2回、本学を訪れてチューターとして学生の学修指導を担っている¹²⁵。学生は、授業担当教員とは別に、実務家であるチューターにも疑問点等を質問することができる。チューターから学生への指導内容は、指導報告書として提出され、関連分野の教員に回付されるため、チューターによる指導の内容と、担当教員によるフォローアップが一体的に行われる。

オ 出席の確認

本学法科大学院では、すべての開講科目について、学生の出席を確認している。欠席の回数が2単位の科目は3回、3単位の科目は4回を超えた場合は、期末試験の受験資格が与えられない¹²⁶。そのため、教員は、学期末の成績評価において、成績評価の根拠資料として、学生の欠席回数に関するデ

¹²⁴ 【資料 A67】 オフィスアワー一覧表、【資料 4】 平成 25 年度修学の手引き「履修の手引き」参照。

¹²⁵ 本報告書の第 7 分野参照。

¹²⁶ 【資料 A5-1】 鹿児島大学大学院司法政策研究科における学生の授業への出席に関する申合せ。

一タの提出が求められている¹²⁷。

カ 授業内の特徴的・具体的な工夫

本学法科大学院で行われる授業方法のうち最も特徴的なものは、九州沖縄法科大学院教育連携に基づいて、遠隔講義システムで接続した複数の大学が合同で行う授業である¹²⁸。「法情報論」「司法政策論」「民事模擬裁判」などで、この方法が用いられている。各大学の学生は、それぞれの大学の教室にしながら、他大学の学生・教員と同時双方向のやりとりを行うことができる。大学の枠組みを超えて受講者の多様性を確保することができ、「法曹に必要とされるマインドとスキル」のうち、法的議論をする能力、コミュニケーション能力、創造的思考能力を高めるために極めて効果的である。また、他大学の学生と接することにより、学修上のモチベーションを高めることができる。

なお、映像教材等は、特に、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開先端科目において、学生の理解を高めるために利用されることがある。

キ 対象学年にふさわしい授業の工夫

本学法科大学院の各授業のレベルは、各担当教員が「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」を念頭に置きながら、学年進行を十分に考慮して決定している。特に、法律基本科目については、「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」が講義・問題演習・総合問題演習の三段階に分かれたカリキュラム編成に対応する形で定められているため、対象学年ごとに修得すべき内容（すなわち、あるべき授業のレベル）が明確であり、各科目はこれに従ってその内容を構成している。

また、未修1年次の学生が着実に法律基本科目を修得ことができるように、1年次前期配当科目のうち、「民法A」「刑法B」「民事訴訟法A」「刑事訴訟法A」の4科目には3単位を配し、23回の授業を行っている¹²⁹。通常であれば2単位・15回の授業で学ぶべき水準・範囲を、じっくりと時間をかけて丁寧に学ぶことができるようにした工夫である。

（6）到達目標との関係

本学法科大学院における教育の到達目標である「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」は、法律基本科目（講義）、法律基本科目（問題演習）、法律基本科目（総合問題演習）、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開先端科目のそれぞれについて、具体的に明文化されており、インターネット上で公開するとともに、非常勤を含むすべての教員に配布されている。各教員は、その内容を踏まえて、授業を計画・準備し、実施している。

法科大学院で最低限修得すべき内容のうち、授業で扱う内容と自学自修に

¹²⁷ 【資料 A27】（閲覧）各科目の成績評価根拠資料を参照。

¹²⁸ 本報告書の第1分野参照。

¹²⁹ 本報告書の第5分野参照。

委ねる内容の選別は、当該内容を確実に修得することの重要性、当該内容を自学自修することの困難さ、各科目の対象学年などを考慮して、担当教員が判断する。法律基本科目においては、最低限修得すべき内容の一部とされる「共通的到達目標モデル」に記された内容について、講義、問題演習、総合問題演習のいずれで扱うべきかを縦断的に割り振る必要があるため、各系の担当者が相互に協議をして判断している。

授業で扱う内容と自学自修に委ねる内容の選択は、シラバス・システムによって示す詳細な授業計画の中で、各回の授業に対応した「講義内容」の欄と、「授業時間外の学修活動」の欄にそれぞれ記入することを通じて学生に示している。法律基本科目および法律実務基礎科目の一部については、「共通的到達目標モデル」の各内容の対応関係を示すことになる。各教員は、自学自修に委ねる部分について、必要に応じて、参考文献や自学自修における注意点等を付記することが求められている。

以上の取組みが適切に機能しているかどうかは、教務委員会およびFD委員会によるシラバス原稿の確認作業や、授業評価アンケートの結果を通じて検証される。

(7) 特に力を入れている取組み

上記のとおり。

(8) その他

特にない。

2 点検・評価

本学法科大学院の各科目においては、「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」を踏まえた授業計画が立てられ、その内容を記載したシラバスが、印刷物の概要版（授業内容一覧）と、詳細版にあたるシラバス・システムの2つによって、事前に提供されている。各授業の実施にあたっては、シラバス・システムを通じて、事前に予習範囲や教材が配布され、学生が十分な準備をして授業に出席することができるように配慮されている。また、各授業においては、法科大学院教育に相応しい教材や参考図書が選定されている。なお、各教員が開発した独自の教材も用いられている。

各科目の授業は、「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」を踏まえ、さらには各学年それぞれに相応しいレベルを踏まえつつ実施されている。各教員は、授業で取り上げる内容と自学自修に委ねる内容を適切に選別し、シラバス・システムを通じて学生に伝えている。また、すべての授業は、法科大学院教育として適切な規模の受講者数によって、双方向・多方向でのやりとりを含めて行われ、法曹に必要なマインドとスキルを養成するのに相応しい内容を有している。九州沖縄法科大学院教育連携による特徴的な授業も行わ

れている。

各教員は、レポート提出や即日起案などを通じて学生の理解を常に確認している。また、各教員は、授業直後やオフィスアワーで、さらにはシラバス・システムの機能を使ってネットワーク上でも、学生からの質問に対応し、学修のフォローアップを積極的に行っている。このフォローアップは、担当教員のみで完結するのではなく、弁護士チューターの課外における学修支援の内容とも連携している。

これらの取組みの適切性は、FD活動等を通じて、常に検証されている。

3 自己評価

A

4 改善計画

特にない。

6-2 理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉

（評価基準）理論と実務との架橋を意識した授業が実施されていること。

1 現状

（1）「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

法科大学院における理論教育と実務教育の架橋については、以下の4つの枠組みにおいて捉えることができる。

まず、①理論教育の場において、理論そのものだけを自己完結的に学ぶのではなく、その理論が現実が発生する紛争や犯罪の解決において、どのように用いられるのかを常に意識した授業がなされる必要がある。また、それとは反対に、②実務教育の場においても、実務上の慣例や「実務感覚」を一人歩きさせるのではなく、実務のあり方を理論的な観点から把握できるような授業がなされる必要がある。なお、この点に関連して、③模擬裁判と訴訟法のように、実務教育の内容そのものが、自ずと理論教育の成果を確認する機能を持つ場合もある。

こうして、「実務を意識した理論教育」「理論を意識した実務教育」がそれぞれなされた後には、④理論と実務それぞれの問題意識を同時に複線的に浮かび上がらせて、両者のいわば「相互作用」を正しく認識することができるような授業がなされる必要がある（具体的には、研究者と実務家の協働による講義がこれにあたる）。

本学法科大学院においては、以上のような理解に立ち、①～④の要素を含む授業をカリキュラムの各段階に戦略的に配置している。以下では、その現状について具体的に述べる。

（2）授業での展開

ア 法律基本科目

法律基本科目の講義科目は、学修の土台となる基礎的な理論教育を内容とするものである。しかし、それらの科目においても、単に教科書に書かれている理論だけを学ぶのではなく、必ず具体的な事例が素材として用いられる。シラバス・システムに掲載される各回の授業内容には、その日の講義で扱われる事例が事前に掲載され、学生は予習の段階から、具体的な問題解決を念頭に置いた学修を行うことになっている。また、判例についても、教材の中にまとめられた「判旨」を理解させるだけでなく、判決・決定の原文にあたるなどして、当該判例の具体的な事実関係まで掘り下げて論じさせている。

2年次以降に配置されている問題演習科目においては、その名が示すとおり、具体的な事例を素材に、その解決のあり方を検討することを内容としている。シラバスへの事例の事前掲載、判決・決定文の扱いなどについては、講義科目と同様である。

3 年次に配置されている総合問題演習については、(3) で述べる。

イ 法律実務基礎科目

実務基礎科目は、1 年次に「法情報論」(必修)、2 年次に「リーガルクリニック A (法曹倫理入門を含む)」(必修)、「民事訴訟実務の基礎 A」(必修)、「刑事訴訟実務の基礎」(必修)、「刑事模擬裁判」(選択必修)、3 年次に「法曹倫理」(必修)、「民事訴訟実務の基礎 B」(必修)、「民事模擬裁判」(選択必修)を開講している。

必修科目である「法情報論」においては、単なる法情報検索のノウハウを教えるのではなく、仮想の事例を用いて実際の法曹の事件処理を疑似体験させながら、その過程において必要となる法情報の検索・収集・分析・加工・発信のスキルを身につけさせている。実際の訴訟を念頭に置きながら法情報の扱い方を鍛えるのであるから、そこでは必然的に、訴訟法の制度や実体法の理論的な枠組みを常に意識させることになる。

同じく必修科目の「リーガルクリニック A」、選択科目である「リーガルクリニック B」は、いずれも法律相談実習を内容とする。そこでは、弁護士による相談に同席することにより、依頼者との面談技法を実地に学ぶことが中心となる。しかし、終了後に行われる事例検討会では、①依頼者との面談のあり方のみならず、②当該事案の解決方法としてどのようなものがあるかを、直ちに回答の具体的な中身だけを云々するのではなく、理論的な見地から十分に検討したうえで、③その中から、依頼者への具体的な回答として何を伝えるべきかを論じるように進行している。

選択必修科目「刑事模擬裁判」「民事模擬裁判」では、法廷における訴訟活動を実習しているが、このことは、刑事訴訟法や民事訴訟法において学んだ内容を実際に自ら体験することを通じて一層深く定着させる効果がある。模擬裁判の実習においては、「なぜそのような行動をしなければならないか」の根拠として、刑事訴訟法・民事訴訟法の知識や理論に言及することになる。なお、刑事模擬裁判では、科目担当者ではないものの、刑事法分野の研究者教員が、証人や被告人役として参加しており、必要に応じて理論的な立場からのコメントを述べることもある。

上記以外の実務基礎科目についても、理論的な内容を扱う科目における学修内容を意識し、またそれを前提にした授業が行われている。

ウ 基礎法学・隣接科目

「司法政策論」は、日本における今次の司法制度改革の理念、具体的方策、その実現過程および現実の達成状況ならびに今後の課題を、法政策学的な観点から理論的に学ぶ科目である。法律実務家が現に直面している問題を分析するものであり、基礎法学分野の科目でありながらも実務への架橋という要素が含まれている。

エ 展開・先端科目

展開先端科目の中にも、実務的な教育を行う科目が存在する。たとえば、

「不動産登記法問題演習」「商業登記法問題演習」「自治体法政策問題演習」がこれにあたり、いずれも実務家が担当している。また、展開・先端科目においては、近時において意識されるようになった新しい法分野を扱う科目がある（たとえば「インターネットと法」など）これらの科目では、その性質上当然に、実務上の課題と理論的な根拠づけが並行して論じられることになる。

（３）理論と実務との架橋を意識した取組み

研究者教員と実務家教員が共同で担当する科目として、まず、「民事法総合問題演習Ａ」「民事法総合問題演習Ｂ」（選択必修）「刑事法総合問題演習Ａ」「刑事法総合問題演習Ｂ」（選択必修）がある。

総合問題演習は、具体的な問題を法的に解決するためには様々な分野の知識を同時に駆使する必要があることに鑑みて、民法・商法・民事訴訟法、刑法・刑事訴訟法など、隣接する分野を横断的に扱うものである。これを研究者と実務家が共同で担当することによって、実務的な視点と理論的な考察とを一つの話題の中に併存させ、両者の関係や相互作用に対する認識を深めることを可能にしている。

その他の取組みとしては、法科大学院協会が主催する司法研修所での研修に研究者教員を派遣し¹³⁰、他方、実務家教員が九州法学会の学術大会において報告を担当するなど¹³¹、学外の活動における教員の相互交流も活発化している。

（４）特に力を入れている取組み

上記のとおり。

（５）その他

特にない。

２ 点検・評価

１年次における講義科目を含めて、法律基本科目においては「実務を意識した理論教育」が行われている。また、各法律実務基礎科目においては「理論を意識した実務教育」が行われている。そして、理論と実務の「相互作用」を正しく認識するために、主として３年次の総合問題演習において、研究者教員と実務家教員が合同で授業を担当している。基礎法学・隣接科目や展開先端科目においても、理論と実務を架橋する要素が含まれる科目が開講されている。また、教員の学外での研修活動においても相互の交流に努めている。

¹³⁰ 本報告書第４分野参照。

¹³¹ 別紙教員個人調書における前田教授、松下教授、本木准教授の記載を参照。

3 自己評定
A

4 改善計画
特にない。

6-3 理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉

（評価基準）臨床科目が適切に開設され実施されていること。

1 現状

（1）臨床科目の目的

本学法科大学院における臨床法学教育で達成しようとしていることは、法律実務家としての実践技術に加え、本学が養成しようとする法曹像に直結する、地域に貢献する使命感や倫理観の醸成を図り、それを体感的にも理解させることである¹³²。

（2）臨床教育科目の開設状況等

ア 本学法科大学院において開講されている臨床科目の内容と履修状況は、以下のとおりである。

① リーガルクリニック A（法曹倫理入門を含む）（必修）

平成 20 年度	受講者数	24 名	単位取得者数	22 名
平成 21 年度	受講者数	16 名	単位取得者数	16 名
平成 22 年度	受講者数	9 名	単位取得者数	9 名
平成 23 年度	受講者数	7 名	単位取得者数	7 名
平成 24 年度	受講者数	8 名	単位取得者数	8 名

② リーガルクリニック B（選択）

平成 20 年度	受講者数	10 名	単位取得者数	10 名
平成 21 年度	受講者数	10 名	単位取得者数	9 名
平成 22 年度	受講者数	9 名	単位取得者数	9 名
平成 23 年度	受講者数	5 名	単位取得者数	5 名
平成 24 年度	受講者数	7 名	単位取得者数	7 名

③ エクスターンシップ（選択）

平成 20 年度	受講者数	9 名	単位取得者数	8 名
平成 21 年度	受講者数	10 名	単位取得者数	10 名
平成 22 年度	受講者数	3 名	単位取得者数	3 名
平成 23 年度	受講者数	2 名	単位取得者数	2 名
平成 24 年度	受講者数	7 名	単位取得者数	7 名

¹³² 本報告書第 1 分野および【資料 A36】法曹に必要とされるマインドとスキルー鹿児島大学法科大学院が養成する法曹－参照。

④ 刑事模擬裁判(選択必修)

平成 20 年度	受講者数	12 名	・単位取得者数	12 名
平成 21 年度	受講者数	6 名	・単位取得者数	6 名
平成 22 年度	受講者数	7 名	・単位取得者数	7 名
平成 23 年度	受講者数	10 名	・単位取得者数	10 名
平成 24 年度	受講者数	7 名	・単位取得者数	6 名

⑤ 民事模擬裁判(選択必修)

平成 20 年度	受講者数	13 名	・単位取得者数	13 名
平成 21 年度	受講者数	12 名	・単位取得者数	12 名
平成 22 年度	受講者数	10 名	・単位取得者数	10 名
平成 23 年度	受講者数	8 名	・単位取得者数	8 名
平成 24 年度	受講者数	4 名	・単位取得者数	4 名

イ 各科目の実施状況

(ア)「リーガルクリニック A (法曹倫理入門を含む)」および「リーガルクリニック B」

これらは、いずれも法律相談実習を内容とする科目であり、必修科目である「リーガルクリニック A (法曹倫理入門を含む)」(以下、「リーガルクリニック A」とする)は、離島など司法過疎地域での実習、選択科目である「リーガルクリニック B」は鹿児島市内において実施している。いずれも 2 年次に配当される集中講義科目である。

地方と呼ばれる地域に位置する法科大学院として、特に司法過疎地での実習を内容とする「リーガルクリニック A」は、その設置理念や運営方針と結びついた、カリキュラムの中核をなす科目である。平成 20 年度から 24 年度までは、屋久島(鹿児島県熊毛郡屋久島町)、種子島(鹿児島県西之表市・中種子町・南種子町)および徳之島(鹿児島県大島郡徳之島町、天城町、伊仙町)で実施した。

鹿児島市内で行う「リーガルクリニック B」は、地方中核都市における法律相談を体験する。都市部におけるリーガルサービスの実情に触れることができるだけでなく、それによって、必修科目である「リーガルクリニック A」で体験する司法過疎地域の状況を、都市部との比較において位置づけることが可能となる。平成 20 年度から 24 年度にかけては、いずれも本学の大学祭に合わせて法律相談会場を設営して実施した。

各科目について、相談を受けた件数は、以下のとおりである。

○リーガルクリニック A

平成 20 年度

種子島(西之表市、中種子町、南種子町)(9 月 6 日～7 日) …28 件

屋久島（尾之間，安房，宮之浦，一湊）（2月14日～15日）…18件
種子島（西之表市，中種子町，南種子町）（2月28日～3月1日）33件
平成21年度
屋久島（尾之間，安房，宮之浦，一湊）（2月20日～21日）…15件
種子島（西之表市，中種子町，南種子町）（2月27日～28日）…23件
平成22年度
種子島（西之表市，中種子町，南種子町）（2月12日～13日）…24件
平成23年度
徳之島（徳之島町，天城町）（2月11日～12日）…23件
平成24年度
徳之島（徳之島町，天城町，伊仙町）（2月9日～10日）…44件

○リーガルクリニックB

平成20年度
鹿児島市(鹿児島大学郡元キャンパス)（11月15日～16日）…15件
平成21年度
鹿児島市(鹿児島大学郡元キャンパス)（11月14日～15日）…10件
鹿児島市(鹿児島大学郡元キャンパス)（11月21日～22日）…11件
平成22年度
鹿児島市(鹿児島大学郡元キャンパス)（11月13日～14日）…11件
平成23年度
鹿児島市(鹿児島大学郡元キャンパス)（11月12日～13日）…10件
平成24年度
鹿児島市(鹿児島大学郡元キャンパス)（11月17日～18日）…9件

相談案件を確保するにあたっては、「リーガルクリニックA」では、本学HPでの告知のほか、法律相談を実施する自治体の協力を得て、自治体が発行する公報の告知欄に法律相談の実施を掲載してもらっている。また、法律相談のチラシを全戸配布してもらっている。「リーガルクリニックB」では、本学HPでの告知のほか、県下80%の購読率を誇る南日本新聞の行事告知欄「みなみのカレンダー」に告知を掲載してもらったり、鹿児島市電の中吊り広告に告知を掲載している。これらの取り組みや地元自治体や企業の協力によって、臨床教育に必要なかつそれにふさわしい相談案件の件数を安定的に確保することができている。

リーガルクリニックの履修については、リーガルクリニックAの一部として法曹倫理入門を位置づけ、そこでは、法律相談に関与する者が負うべき守秘義務についての説明を行ったのち、学生から誓約書を提出させているほか、実習地に赴く前に、依頼者と対面するうえでの心構え、離島における法律相談の特質などを説明している。

また、「リーガルクリニック A」「リーガルクリニック B」の履修前に、最低一度は、司法政策研究科附設の司法政策研究センターで実施している無料法律相談に臨席することとされており、その際に担当弁護士から守秘義務や法律相談における諸問題についての指導を受けることになっている。

なお、電話受付は専門職大学院支援室の担当者が担当しており、来談者から相談内容について一定の情報を得て予約票を作成しているが、情報漏洩のリスクを最小化するために、現地に赴く前日か相談の前日まで学生には伝達されていない。

「リーガルクリニック A」「リーガルクリニック B」とともに、相談の前日には、電話受付の際に得た情報を手がかりに作成された予約票をもとに、相談の内容や展開を予想し、聞き出すべき事実などについて、弁護士を交えて検討を行う。「リーガルクリニック B」ではこの事前検討会を、学内の他部局から隔離された教室にて行う。また、「リーガルクリニック A」では、宿舍の従業員、地域住民、他の宿泊客などとの接触がない場所を用意して実施している。こうした配慮によって、守秘義務の履行が確実になされている。

法律相談は、本学法科大学院の実務家教員のほか、鹿児島県弁護士会所属の弁護士を非常勤教員として任用し、各教員の責任の下で実施している。これによって、学生数に対して十分な数の弁護士が相談に関与することになり、教育効果の向上と適法性確保に資している。

相談にあたっては、適法性確保のため、学生は終始同席して、弁護士の事前指導に基づいて来談者に質問をすることを原則とし、相談に対する回答は全て弁護士の責任の下で行っている。また、来談者に対しては、予約受付の段階から、法科大学院生が相談に同席することを説明し、これに対する同意を得ている¹³³。過去に法律相談の運営体制や回答内容について、苦情等が寄せられたことはない。

相談終了後は、直ちに事後の事例検討会を実施する。学生は、記憶が新鮮なうちに、①事案の内容、②検討した法律論、③来談者への回答、④面談技法として学ぶべきことなどを報告書にまとめたうえで、その内容を口頭で発表する。検討会における報告内容に対して、相談を担当した弁護士から具体的なコメントが付されるとともに、参加している他の弁護士や学生などから質問がなされ、相談時の経験や相談における回答内容についての検討が行われる。また、授業終了後には、過疎地や都市部でのリーガルサービスについて、研究者教員の主導のもとでクリニックでの経験を踏まえつつ論じるレポートを提出させている。これらの過程を通じ、実習の現場で感じたり考えたりしたことを客観化して深化させ、単なる法律相談技法の習得のみならず、地域の司法の在り方を考え

¹³³ 平成 22 年度からは、承諾書を得るようにしている。

るという面においても、授業の効果を大きく向上させている。

本学法科大学院では、学外において一般市民と接しつつ実習を行う科目が必修であることに鑑み、全ての入学者に対して、財団法人国際教育支援協会による法科大学院生教育研究賠償責任保険への加入を義務づけている。

(イ)「エクスターンシップ」

選択科目「エクスターンシップ」は、2年次に配当される集中講義として開講している。法律事務所等での体験学習を実施し、実務の一部を現場で体験・観察することによって、現場の法曹の役割や社会基盤を理解し、法曹となる者としての自覚と理解を深める。また、自らの観察を「事実」として構成・分析・報告する作業を行なうことを通じて、自らの実践に対する反省的な視点を涵養している。

学生の派遣先は、学生のニーズなども踏まえ、現時点では法律事務所のみを対象にしている。本学法科大学院が鹿児島県弁護士会及び宮崎県弁護士会との間で結んでいる教育支援協定¹³⁴によって、両弁護士会からエクスターンシップ実施への協力が約束されており、安定的に派遣先が供給されている。また、九州・沖縄法科大学院教育連携に基づく単位互換協定¹³⁵によって、九州大学、熊本大学、琉球大学が開講するエクスターンシップを履修することにより、福岡県、熊本県、沖縄県の法律事務所等での実習を行うことも可能であり¹³⁶(ただし、現在までのところ、学生の要望が鹿児島県内での実習に集中しているため、宮崎県弁護士会には具体的な派遣先の紹介を依頼していない。また、同様の理由により、他大学のエクスターンシップを履修した本学の学生はいない)、さらに現在では九州弁護士会連合会より、九州・沖縄の各単位会でエクスターンシップを受け入れる事務所のリストが提供されており、これを通じて他の県の事務所での実習も可能になっている。(なお、このリストには、鹿児島県弁護士会から九弁連に提供された県内の法律事務所も含まれている)。過去に派遣先として九州弁護士会連合会および鹿児島県弁護士会から紹介された法律事務所の件数は、以下のとおりである。

平成 20 年度…九弁連	なし	鹿児島県弁護士会	8 件
平成 21 年度…九弁連	79 件	鹿児島県弁護士会	10 件
平成 22 年度…九弁連	50 件	鹿児島県弁護士会	11 件
平成 23 年度…九弁連	50 件	鹿児島県弁護士会	1 件
平成 24 年度…九弁連	55 件	鹿児島県弁護士会	3 件

¹³⁴ 【資料 A68】法科大学院設立・運営に関する協定書。

¹³⁵ 【資料 A69】九州大学法科大学院、熊本大学法科大学院、鹿児島大学法科大学院及び琉球大学法科大学院における単位互換に関する協定書。

¹³⁶ 九州・沖縄法科大学院教育連携リーフレット。

各学生の具体的な派遣先は、事前指導の際に、学生に派遣先リストを提示し、各事務所の特徴や受入可能な期間などを示したうえで、学生の意向を聴取しつつ決定している。科目を担当する専任教員が、個々の学生の興味関心と各事務所における実習内容とを十分に考慮してミスマッチのないように配慮している。

派遣前には、90 分の事前指導を実施し¹³⁷、エクスターンシップの目的、実習日誌の作成方法、事後報告会の実施についての説明、成績評価方法、エクスターンシップにかかる法曹倫理、特に守秘義務の遵守について指導している。

各事務所での実習は、午前 9 時から午後 5 時までを基本として、できる限り 5 日間連続で行うよう依頼している。また、これ以外に、実習報告書を作成する時間や実習先での取組みやレポート作成に必要な時間などを勘案して、実習時間を確認している。

実習内容は、各事務所の業務内容によって異なりうるが、学生の課題として事前指導において説明したエクスターンシップの目的と満たすべき要件について、派遣先の弁護士に説明することを課しており、それが満たされているかを、実習日誌の記載や事後報告会で確認している。

実習にあたっては、法律問題の対応方法だけではなく、弁護士が活動するための基盤としての事務所の構造や他の弁護士や事務職員との役割分担、実習先の事務所が現在に至るまでの過程、事務所の運営方針や、顧客管理などにも注意を払うように指導している。

派遣期間中、学生は実習日誌に毎日の実習内容を記載し、その日の実習内容を振り返りつつ、個々の業務がどのような意味を持つのか、自己のパフォーマンスに問題はなかったかを分析的・批判的に検討している¹³⁸。派遣先の弁護士には、各日の学生の実習についての所見を記録するよう依頼している¹³⁹。この所見は、弁護士の裁量によって学生に開示することを認めている。このことによって、成績評価の基礎資料を確保するだけでなく、学生と弁護士とのいわば「双方向型」のやりとりを含んだ実習を実現している。

実習終了後は、担当教員と履修者が集まって事後報告会を実施している¹⁴⁰。自己の経験のみならず、他の学生の実習経験を共有化することによって、様々な法律実務のバリエーションを知ることができると同時に、自己の実習経験を客観化・相対化して顧みることができる。学生はこののち、最後に成績評価資料となるレポートを提出するが¹⁴¹、そこでは、自己の実習体験に根ざしつつも、事後検討会で知った他の学生の実習事例

137 【資料 A16】シラバス概要版の「エクスターンシップ」の項を参照。

138 【資料 A21】(閲覧)「エクスターンシップ日誌」を参照

139 【資料 A21】(閲覧)「臨床科目実施記録」のうち、「担当弁護士の所見」参照

140 【資料 A16】シラバス概要版の「エクスターンシップ」の項を参照

141 【資料 A21】「臨床科目実施記録」のうち、「エクスターンシップ日誌」に綴じ込みの「最終レポート」参照

や、事後検討会での他の学生との議論の成果も踏まえた考察がなされており、実習の成果を大きく高めている。

成績評価については、授業担当教員である実務家教員と研究者教員が共同で行っている。

なお、リーガルクリニックについて述べたとおり、本学法科大学院では全ての入学者に対して、財団法人国際教育支援協会による法科大学院生教育研究賠償責任保険への加入を義務づけており、エクスターンシップにおいて発生しうる不測の事態に備えている。

(ウ)「民事模擬裁判」「刑事模擬裁判」¹⁴²

「民事模擬裁判」は、弁護士である本学法科大学院の実務家教員2名によって、「刑事模擬裁判」は、福岡高等検察庁宮崎支部からの派遣検察官教員1名によって開講されている。特に前者は、複数教員が関与することによって、指導内容を多面化すると同時に、原告側と被告側、裁判官役など、グループに分かれて活動する学生を効率的・効果的に指導することが可能となっている。また、後者においても授業担当教員としては加わっていないが刑法、刑事訴訟法の研究者教員が協力している。

教材については、「民事模擬裁判」では、本学法科大学院がメンバーとなっているPSIMコンソーシアム(法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム)によって管理されている事件記録教材や教員オリジナルの教材を、「刑事模擬裁判」では、毎年、法務総合研修所などが作成して各法科大学院に配布している事件記録教材を用いている。教材については、PSIMコンソーシアムを通じて教材を他大学と共同で開発・共有するシステムが整っており、また本学の実務家教員が自作する能力を持つことから、効果的な学修のために不可欠な事件記録教材を、毎年、新たに確保することが可能となっている。

民事・刑事いずれも、合計15回の授業のうち12回を使って、それぞれの訴訟手続きの進行上、必要な書面を起案しつつ、模擬法廷設備を使用して、訴訟の各場面での活動を実習する。最後の3回分を使って、学生がそれぞれ役割分担をして、訴訟の最初から最後までを通した模擬裁判を実施する。この模擬裁判は、「民事模擬裁判」は、テレビ会議システムを用いることで熊本大学法科大学院と共同で実施しており、「刑事模擬裁判」は、本学の運営の理念である地域貢献のために市民に対して公開する形で行っている¹⁴³。他の法科大学院の学生との競争的環境や、外部からの批評に晒されることによって、模擬で行う裁判に、厳しい緊張感が伴うこととなり、学修効果の向上につながっている。

(3) 特に力を入れている取組み

¹⁴² 平成25年度入学者から「裁判実務(民事)」「裁判実務(刑事)」に科目名称を変更した。【資料A5-1】鹿児島大学大学院司法政策研究科規則第3条、別表、【資料A4】平成25年度修学の手引き「授業科目」参照。

¹⁴³ 【資料70】ポスター「鹿児島大学法科大学院による模擬裁判のご案内」。

上記のとおり。

(4) その他

特にない。

2 点検・評価

本学法科大学院は、入学定員 15 名という小規模な法科大学院でありながら、臨床科目が、質・量共に極めて充実している。

ア 臨床法学教育の質的側面の点検・評価

まず、質の面については、リーガルクリニックにおいて、①「リーガルクリニック A」で、離島における法律相談を経験し、単なる法律相談技法の習得に止まらず、司法過疎地域の実状に触れつつ、そこでの法実務のあり方を考える機会を提供していること、②「リーガルクリニック A」と「リーガルクリニック B」を開講し、離島などの司法過疎地と地方都市中心部における法律相談の機能や事例の違いを知る機会を提供していること、③こうした特質が、地方と呼ばれる地域に位置する本学法科大学院の理念である「地域に学び、地域に貢献する」ことと整合していることが挙げられる。

「エクスターンシップ」においては、④地域の法曹界との協定に基づいて、安定的な派遣先の供給と、目標を共有して実施される充実した実習とが実現している。さらに、⑤希望する学生がいた場合には、鹿児島県以外の法律事務所において実習する機会を提供できる。

また、模擬裁判についても、⑥ P S I Mコンソーシアムを通じた全国の法科大学院との連携によって、質の高い教材を用いることができるのみならず、教材を共同開発するプロセスを通じて、教育技法についての意見交換を行い、その成果を授業に反映させている。また、⑦複数の実務家教員が指導を担当することにより、学生は多角的な視野で訴訟実務の具体的なあり方を学ぶことができる。さらに、⑧市民に向けて公開する模擬裁判を実施して、そこでの学修成果を客観化している。これらの取組みによって、法曹としての高いスキルはもちろん、新しい時代の法律家としてのマインドを養うことができる。

イ 臨床法学教育の量的側面量の点検評価

本学法科大学院では臨床法学教育の量的側面についても、①「リーガルクリニック A」が必修であるため、制度的にすべての学生が臨床科目を履修したうえで修了すること、②民事模擬裁判と刑事模擬裁判とで、選択必修科目となっており、必ず模擬裁判を経験すること、③選択科目となっているエクスターンシップや履修しなかった模擬裁判科目も、実際には多数の学生が履修した実績があること、③裁判実習が、刑事と民事でそれぞれ 15 回分の授業回数が確保されていることなどから、高い水準にあるといえる。

3 自己評定
A

4 改善計画
特にない。

第7分野 学習環境及び人的支援体制

7-1 学生数（1）〈クラス人数〉

（評価基準） 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

1 現状

（1） 1つの授業を同時に受講する学生数（人数にカウントされる人，されない人の区別も含む）。

過去3カ年（平成23年度から平成25年度前期まで）の開設科目ごとの履修登録者数は，添付資料 A19「過去3カ年における開設科目毎の履修登録者数」に記載のとおりである。

（2） 適切な人数となるための努力

収容定員数の関係から，クラスの人数が60人以上になることはなく，本評価基準の「適切な人数」を維持している。

（3） 特に力を入れている取り組み

クラスでの討論における多様性を確保するため，定員充足率を高めるための取り組みを行っている¹⁴⁴。

（4） その他

特にない。

2 点検・評価

本学法科大学院は，定員数の少ない小規模校であり，1つの授業を同時に受講する学生数が基準とされる人数を超えることはない。

3 自己評価

適合

4 改善計画

特にない。

¹⁴⁴ 本報告書第2分野参照。

7-2 学生数（2）〈入学者数〉

（評価基準）入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

1 現状

（1）過去3年間における入学定員に対する入学者数の割合

	入学定員（A）	入学者数（B）	定員充足率（B/A）
平成23年度	15人	7人	0.47
平成24年度	15人	5人	0.33
平成25年度	15人	4人	0.27
平均	15人	5.3人	0.35

（2）入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

本学では、入学者が入学定員を上回る事態は近年生じていない。

（3）特に力を入れている取り組み

クラスでの討論における多様性を確保するため、入学定員充足率を高めるための取り組みを行っている¹⁴⁵。

（4）その他

特になし。

2 点検・評価

本学法科大学院は入学定員に対して入学者数が110%以内であることから、本学法科大学院における過去3年間の入学者数は、入学定員内であるので入学者数が入学定員に対してバランスを失っていない。

3 自己評価

適合

4 改善計画

特になし。

¹⁴⁵ 本報告書第2分野参照。

7－3 学生数（3）〈在籍者数〉

（評価基準）在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

1 現状

（1）収容定員に対する在籍者数の割合

	在籍者数
1 年次	7人
2 年次	10人
3 年次	10人
合 計	27人

平成 24 年 3 月 1 日現在の在籍者数は、表のとおりである。収容定員は 45 名であり、定員充足率は、0.60 である。

（2）在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力

本学法科大学院では、在籍者が収容定員を上回る事態は近年生じていない。

（3）特に力を入れている取り組み

特にない。なお、7－2，1（3）参照。

（4）その他

特にない。

2 点検・評価

本学法科大学院は、在籍者数が収容定員の 110%以内であることから、本学法科大学院は、在籍者数が 27 人で収容定員内であり、在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていない。

3 自己評価

適合

4 改善計画

特にない。

7-4 施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉

（評価基準）授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

1 現状

（1）施設・設備の確保・整備状況

ア 施設設備

（ア）法科大学院棟

郡元キャンパス内に全学施設の7階建て総合教育研究棟があり、ここが本学法科大学院の主要施設である。1階は教室および専門職大学院支援室、2階は法廷教室を含む各種教室、3階は教育連携協定を結ぶ九州・沖縄の各大学と結んだ遠隔講義等が可能なマルチメディア教室、セミナー室、6階および7階に法科大学院生自習室、6階に自主ゼミ用演習室、7階に法科大学院資料室、法科大学院附設司法政策研究センターが設置されている。

なお、同棟は不審者等の侵入への対策として電気錠により19時から翌7時（本学休業日は終日施錠）まで施錠されており、その間はICカード登録者のみ入棟可能とする措置をとる等、学修に必要な安全を確保している。

（イ）教室・演習室

上記総合教育研究棟1階に中規模教室（110㎡）および小規模教室2室（50㎡および54㎡）、同2階に中規模教室2室（112㎡）（内1室は、法廷設備を有する）および小規模教室（59㎡）同3階にマルチメディア教室（95㎡）およびセミナー室2室（57㎡および54㎡ 連結可能）があり、法科大学院のすべての講義科目をこれらの教室にて展開する。

中規模教室および小規模教室は、学生数に対して適切な広さである。教員と学生の距離が近く、音響も良好であるため、双方向性・多方向性の授業に適している。通常の講義用教室であるが、机と椅子はすべて可動式であり、クラスの規模に応じて、臨機応変に活用することができる。

セミナー室は、演習科目で活用される。この教室を活用することによって、すべての演習科目が、ラウンドテーブル設備により対面方式で実施することができる。対面方式での議論を中心とする演習は、本学法科大学院の少人数教育というメリットを最大限に活かすものであり、法的議論やコミュニケーションのスキルを鍛えるのに不可欠な設備である。

（ウ）模擬法廷設備

中規模教室1室は、可動式の模擬法廷設備を備えている。実際に裁判所で用いられているのと同じ規格の法廷設備を展開することができ、

「刑事模擬裁判」などの臨床科目において活用されている。

(エ) 遠隔講義システム

上記総合教育研究棟 3 階のマルチメディア教室には、包括的な教育連携を行っている九州大学・熊本大学・琉球大学と接続し、遠隔地の複数大学と結んで双方向・多方向の授業を展開することが可能な遠隔講義システムを配備している。このシステムは、上記の各大学以外でも汎用テレビ会議システムを持つあらゆる拠点と接続することができる。

また、上記とは別に、学生・教員が各自の PC を用いて接続可能なインターネットテレビ会議システムを保有することにより、遠隔地にいる教員・学生のコミュニケーションが可能となっている。

これらのシステムを活用して、他大学と連携した講義やセミナー、研究会を開催している。

(オ) 自習室

同棟 6 階および 7 階にそれぞれ自習室(各 138 m²)を設け、収容定員 85 名分のパーテーション付き机(幅 100×奥行 70)を整備している。無線 LAN を完備しており、学生は自習室の自己のスペースから常時ネットワークに接続し、各種データベースやシラバス・システムを利用することができる。また、室内備え付けの共用プリンタにネットワーク経由で接続し、資料等の印刷を行うことができる。さらに、各自の自習室内には個人用ロッカーを付設しており、参考書や六法などの保管が可能である。自習室は 24 時間利用できる。

(カ) 自主ゼミ用演習室

法科大学院生の自主的な学修とゼミの活性化を受け、平成 21 年 4 月から同棟 6 階に自主ゼミ用演習室(87 m²)を整備し、学生および法務学修生の自主的なゼミナール、授業の予習復習打ち合わせ等に利用されている。自習室が静穏な環境で各自が集中して学修するための環境であるのに対して、自主ゼミ用演習室は、学生がいつでも自由に議論を行い、相互に学び合うことができる空間である。

なお、(イ)で述べたセミナー室、(キ)司法政策研究センターの相談室も、授業や同センターの業務で使用していないときは、学生が自主ゼミのために利用することが可能である。

(キ) 司法政策研究センター

同棟 7 階(102 m²)の同センターは、市民向けの無料法律相談などを行い、本学法科大学院の臨床教育および地域貢献の拠点となる施設である。事務補佐員が配置されており、教員作成の資料配布の便宜や講義欠席時の講義画像ディスクなどを提供するほか、同センターにコピー機を設置し、学生の学修研究資料の複写に利用されている。

(ク) 大学附属図書館の学生利用施設

本学附属図書館中央館には、当日の申込みによって使用可能な研究個

室（パソコン等完備）が 12 室，また，一部を除き予約なしで利用できるゼミなどのために設置されたグループ学修室が 15 室設けられている。

（ケ）教員研究室

法科大学院教員は郡元キャンパス内の法文学部棟 1 号館，共通教育棟 3 号館または 4 号館に配置された研究室にて勤務している。これらの建物は，いずれも学生自習室のある総合教育研究棟と至近距離にあり，学生がいつでも教員の研究室を訪問できる。学生が連絡相談等を必要とする場合は，直接赴くほか上記（オ）自習室設置の内線電話を使用するほか，電子メール，上記（キ）司法政策研究センター事務補佐員等を介して連絡相談ができる。

イ 身体障がい者への配慮

総合教育研究棟のエレベータケージおよび動作パネルは身障者対応型であり，棟内は全階全室フルフラット床で移動者制約は原則として発生しない。トイレ等は車いす対応になっている。必要があれば司法政策研究センターおよび専門職大学院支援室の事務補佐員が介助を提供する仕組みである。

（２）問題点や改善状況

特にない。

（３）特に力を入れている取り組み

特にない。

（４）その他

特にない。

２ 点検・評価

授業等の教育の実施や，学生の学修に必要な施設・設備は，本学法科大学院が展開する総合教育研究棟内で完全に整備されている。

３ 自己評価

A

４ 改善計画

特にない。

7-5 施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉

（評価基準）教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

1 現状

（1）図書・情報源の確保

ア 法科大学院資料室

前述総合教育研究棟 7 階に、本学法科大学院学生専用の図書室となる法科大学院資料室(87 m²)を設置している。科目毎の法律学各分野の入門書から研究書まで多数の書籍のほか、主要な法律雑誌、判例集等を配架している。また、教員がシラバスにおいて参考資料に記載したものはすべて購入し、この資料室に配架しているため、学生は、この資料室のみで、予習・復習のために教員が示したすべての資料にアクセスすることが可能となっている。平成 24 年 3 月 1 日の時点で、総資料数は 7,600 冊である。これらの資料の利用は、室内での閲覧と複写を原則としている。資料室は 24 時間利用することができる。

同室にはさらに情報端末用 PC が 3 台と、利用者キャレル 10 席、テーブル席が整備され、院生の情報検索や自習に使われている。

イ 本学附属図書館および法政策学科資料室

本学附属図書館中央館および法文学部法政策学科（法文学部棟 2 号館 1 階）の資料も、本学法科大学院学生の閲覧・貸出が可能である。日常の学修に必要な資料は、法科大学院資料室にすべて配架されているが、より専門的な研究書、学会誌、大学紀要、専門雑誌などは、本学附属図書館および法文学部法政策学科資料室に置かれており、学生は必要に応じてそれぞれを利用する。本学附属図書館および法文学部法政策学科資料室は、総合教育研究棟と近接した位置にあるため、学生の利用は容易である。また、法文学部法政策学科資料室は、24 時間使用することができる。

ウ 法律情報データベース

学生は、自習室・資料室はもちろん、すべての教室においても、無線 LAN を介して、自分のパソコンで TKC ローライブラリー（LEX/DB、有斐閣 Vpass）、LLI 統合型情報システム、第一法規 D1-Law.com、LexisNexis（米、日）の利用が可能であり、自宅や外出先からもアクセスすることができる。

エ シラバス・システム

本学では、授業運営の基幹となるツールとして、名古屋大学が開発した NLSyllabus System を導入し、積極活用を図っている。学期毎の詳細な授業計画が同システムを通じて教員から学生に通知共有されるほか、レポート課題や予習事項等を知らせる電子掲示板やメールシステム、教員の講義資料や課題のアップシステム、課題レポートの送信、学修に必要な図書資料のリ

クエスト機能等が実装されている。学生は同システムにより教材資料をはじめ各種学修情報を速やかに入手でき、限られた時間を有効に使うことができる。また、教員・学生間、学生相互間のコミュニケーションツールにもなっている。

オ 図書・情報スタッフ体制

法科大学院資料室に配架する図書については、専任教員が随時選書を行うほか、学生からのリクエスト（口頭やメールでの依頼のほか、要望ＢＢＳと題されたオンラインの電子掲示板に書き込むことができる）を図書委員会が審査し、適当と認めた場合に購入している。法文学部法政策学科事務室に所属する事務補佐員（司書資格を有する者）の主導により、専門職大学院係および専門職大学院支援室の事務補佐員２名が、発注から配架までの待ち時間を最短にするよう努めるほか、蔵書の管理を行っている。

各種データベースやシラバス・システムの管理も、専門職大学院係および専門職大学院支援室の事務補佐員２名が担当し、安定的に稼働している。

（２）問題点と改善状況

特にない。

（３）特に力を入れている取り組み

上記のとおり。

（４）その他

特にない。

２ 点検・評価

教育及び学修の上で必要な図書、必要な情報源及びその利用環境は整備されている。

３ 自己評価

A

４ 改善計画

特にない。

7-6 教育・学習支援体制

(評価基準)教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備されていること。

1 現状

(1) 事務職員体制

本学法科大学院に関する事務は、主として法文学部専門職大学院係が扱う¹⁴⁶。同係は、平成 21 年度に専門職大学院への支援体制を強化するため 1 名増員の措置がなされ、現在、係長、主任、係員各 1 名、計 3 名が配置されている。同係は、法文学部や大学院人文社会科学研究科とは独立し、本学法科大学院と、同じく専門職大学院である臨床心理学研究科をもっぱら担当しており、専門職大学院の特性に適用した学生サービスを行っている。具体的には、履修登録確認等の事務、講義室の設備管理等に従事するほか、法科大学院生に対する学費、奨学金、その他学生生活関連事務等について、サービスを提供する。

さらに、学生に向けた教育サービスの一層の充実を目指して、平成 21 年度から、本学法科大学院を含む専門職大学院の教育をサポートするための施設として、総合教育研究棟内に専門職大学院支援室が設置された。同支援室では、法科大学院専従の事務補佐員 2 名が、教員の教育・研究および学生の学修に対する支援を行っている。法科大学院が使用する教室や学生自習室と同じ棟内にあるため、学生に近い場所で円滑な授業運営や自学自修の環境に対するサポートを行うことができる。

(2) 教育支援体制

上記の事務職員体制により、専門職大学院係および事務補佐員が、教材の手配・印刷・複写・管理、教室保全、教室機材の操作、その他必要な教育に関する総合支援を行っている。

また、事務補佐員 2 名は、講義や演習の録音撮影、授業アンケートの実施と結果分析、課外活動の補佐等も行っている。

前述のとおり、平成 21 年 4 月からは新たに専門職大学院支援室を設置し、上記事務補佐員と協力しながら、学生の教育に関する包括サポートを行っている。

(3) 特に力を入れている取り組み

上記のとおり。

(4) その他

特にない。

¹⁴⁶ 【資料 A5-1】鹿児島大学法文学部事務分掌規則第 7 条。

2 点検・評価

本学法科大学院では、教育及び学修支援に関する必要な人的支援体制が整備されている。

3 自己評価

A

4 改善計画

特にない。

7-7 学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉

（評価基準） 学生生活を支援するための体制が備わっていること。

1 現状

（1）経済的支援

ア 奨学金

本学法科大学院の奨学金制度として、鹿児島大学法科大学院奨学金制度がある。また、この他に学生は日本学生支援機構奨学金を利用できる。

鹿児島大学法科大学院奨学生制度は平成 23 年度に創設され、選考の上各学年の成績優秀者 3 名に規定額の奨学金を授与する¹⁴⁷。過去の採用人数および受給額は以下のとおりである。

平成 23 年度

1 年次	3 名	2 年次	2 名	3 年次	3 名	支給額	： 各 40 万 2 千円
							総額 計 321 万 6 千円

平成 24 年度

1 年次	3 名	2 年次	3 名	3 年次	3 名	支給額	： 各 40 万 2 千円
							総額 計 361 万 8 千円

日本学生支援機構奨学金は、全学の割当数を勘案して選考を経た申込者に対して学長が最終審査を果たし、なお独立行政法人日本学生支援機構が採否を決定するものである。過去 3 年間における本学法科大学院に関する採用者数は以下のとおりである。

平成 22 年度	1 種 8 名	2 種 5 名	うち併用 4 名
平成 23 年度	1 種 4 名	2 種 2 名	うち併用 2 名
平成 24 年度	1 種 2 名	2 種 1 名	うち併用 1 名

上記の他、各年度で各種民間団体の奨学金制度の利用情報が本学法科大学院に寄せられており、利用条件を満たし推薦を得た学生が各種奨学金を活用している。平成 24 年度は、財団法人中村積善会給費奨学金を 1 名が、財団法人須崎育英財団奨学金制度を 1 名がそれぞれ利用している。

これらの奨学金に関する情報はシラバス・システム、学生便覧、法科大学院掲示板にて学生に向けて周知している

なお、法科大学院向け教育ローン等は提供していない。

イ 授業料免除制度

本学法科大学院では、奨学金の給付・貸与に加えて、授業料を免除する

¹⁴⁷ 【資料 A71】 鹿児島大学大学院司法政策研究科奨学金給付要項。

制度がある。

まず、①鹿児島大学全体として、経済的事情等を理由とする授業料および入学料の免除制度がある¹⁴⁸。これは、経済的な事情で授業料の納付を全額または半額免除するものである。本学法科大学院の授業料減免対象者数の状況は以下のとおりである。

平成 23 年度前期	申請 9 名	全額免除 5 名	半額免除 4 名
平成 23 年度後期	申請 7 名	全額免除 5 名	半額免除 2 名
平成 24 年度前期	申請 13 名	全額免除 4 名	半額免除 5 名
平成 24 年度後期	申請 8 名	全額免除 3 名	半額免除 4 名

次に、法科大学院独自の制度として、②鹿児島大学法科大学院特別授業料免除制度が、平成 24 年度に創設された¹⁴⁹。各学年において前期の成績が優秀であり法曹を目指すものとして見識が優れている者に対して、その年の後期の授業料全額（40 万 2 千円）を免除するものである。対象は、1 年次 3 名、2 年次 2 名、3 年次 2 名である。鹿児島大学法科大学院奨学生制度との併用も可能である。

なお、上記①と②は、免除の理由を異にするものである。一例として、①で前期の鹿児島大学全体の授業料免除申請をしており、全額免除が認められた者が、②で後期の鹿児島大学法科大学院特別授業料免除制度対象者になった場合は、年間の授業料の全額免除に加え、さらに、年間授業料の半額の奨学金が給付される。

ウ 学内情報利用サービス

学生には、在学時から修了後にまで「生涯メール」サービスが提供され、在学中から修了後まで含めて、本学メールアドレスを無料で利用することができる。このアドレスにより、学内端末および各種ウェブサービスの利用制約を取り除くことができる。

エ 学生寮

学生は、本学の唐湊学生寮（男子寮および女子寮）を月額賃料 4,300 円で利用することができる。いずれの学生寮も本学から徒歩圏内（約 15 分）に立地している。

オ 託児サービス

本学法科大学院が設置される本学郡元キャンパス内に、本学教職員・学生の子どもの 3 歳児までが利用対象者となっている授乳所「あおぞら保育園」が整備されており、乳幼児を保育する必要がある学生に託児保育支援サービスを提供する体制が整っている¹⁵⁰。

¹⁴⁸ 【資料 A5-1】鹿児島大学における授業料その他の費用に関する規則第 5 条・第 8 条。

¹⁴⁹ 【資料 A72】鹿児島大学大学院司法政策研究科における授業料特別免除に関する要項。

¹⁵⁰ 【資料 A73】鹿児島大学あおぞら保育園（授乳所）<http://atsuhime.kuas.kagoshima-u.ac.jp/cont/page_41>

(2) 障がい者支援

7-4-1-(1) イに記載した。

(3) セクハラ等人間関係トラブル相談窓口

人間関係やハラスメントに関する相談窓口について、大学として以下の体制を整えている。

ア 学生何でも相談室

学生は「学生何でも相談室」の利用が可能である。「学生何でも相談室」は、学内の関係委員会や学内外の相談機関等との連携を図りながら、学生の修学その他の日常生活に関する諸問題について相談活動を実施し、かつ、必要な支援を行うことを目的としている。

イ ハラスメント相談員

「国立大学法人鹿児島大学ハラスメント防止に関する規則」¹⁵¹において部局等に相談員を配置することが規定されており、本学法科大学院においても2名の教員を充て、この教員がハラスメント発生時の緊急な対応および保護にあたることになっている。学生にはHPおよび『学生便覧』等によりハラスメント防止に関する仕組みが周知され、学生は相談員あるいは全学の相談窓口に相談することが可能な体制となっている。

(4) カウンセリング体制

全学保健管理センターに医師・看護師・臨床心理士の資格を持つ専門スタッフが配置され、院生が希望すれば各種相談、カウンセリングが受けられる仕組みが整えられている。学生には、学生生活相談に関するセンターからの告知を連絡し、同センターの概要と取扱サービス内容は、同センターのホームページ、学生便覧等により周知されている。また、専門職大学院系の窓口にもパンフレットを置いている。さらに、新入生オリエンテーションの際、実際に学生を同センターまで案内し、気兼ねなく利用するように伝えている。

同センターにおける本学法科大学院学生の相談については、個々の学生に対する守秘義務を遵守しつつ、全体での利用回数等を法科大学院へ連絡する等の体制をとっている。

また、本学法科大学院では、常設委員会として学生生活委員会を設置しており、当該委員会の委員は学生の学修生活状況を詳細に把握し、問題があればアドバイスを提供し、学修生活の改善を勧告する仕組みとなっている。

(5) 問題点及び改善状況

特にない。

¹⁵¹ 【資料 A5-1】鹿児島大学ハラスメント防止委員会規則、鹿児島大学ハラスメント防止に関する規則、鹿児島大学ハラスメント防止のための指針。

(6) 特に力を入れている取り組み
上記のとおり。

(7) その他
特にない。

2 点検・評価

学生生活を支援するための体制が十分備わっており，学生は，各種経済的支援制度を活用して学修を継続・維持しており，また，障がい者支援，ハラスメント対策等にも万全の体制を整えている。

3 自己評価 A

4 改善計画 特にない。

7-8 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉

（評価基準）学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

1 現状

（1）アドバイス体制

本学法科大学院における院生へのアドバイスに関する制度・体制として、面談・クラスワーク、オフィスアワー制度、チューター制度がある。

ア 面談・クラスワーク

学年ごとに3名から5名のクラスに配属され、各クラスには、研究者教員が主担任、実務家教員が副担任として指名される。

面談は、前期・後期の各クラス主担任、あるいは副担任が学期中に随時実施する。学生1人につき20分から30分程度の面談を通じて、個別の学修状況を把握し、学生からの相談、不明案件等について回答する。

また、クラスワークは、主担任が定期的に招集し、口頭での連絡が必要な事項等について、あるいは学修生活や単位取得状況の確認を兼ねて実施し、全体的学修指導を果たす。これとは別に、教務および学生生活に関する重要な情報の伝達や説明、学生からの意見聴取のため、学年全体を集めてクラスワークや、すべての学生を集めて行うクラスワーク（全体会）を必要に応じて実施している。

面談およびクラスワークの実施後、担任は、学生のプライバシーに配慮しつつ、実施の概要を教務委員長または学生生活委員長に報告する。報告を受けた委員長は、研究科全体の面談・クラスワークの実施状況を教授会に報告している¹⁵²。これらを通じて、担任制度の形骸化を防いでいる。

イ オフィスアワー

オフィスアワー制度は、すべての法科大学院教員が各自設定した曜日・時間に研究室に待機するもので、この待機時間帯にて学生からの学修相談や履修指導をする。学期中週1回90分設けられている。もっとも各教員は基本毎日出勤して研究室で執務しており、オフィスアワー設定時間帯に学生が気軽に学修上の不明点を質問に来られる受け入れ体制を整えている。

ウ チューター制度

チューター制度は、学外の弁護士を毎週2回定時に招き、学修相談や疑問点の解消、さらには将来の進路設計について自由に相談し、関連情報が入手できる制度である。基本的には自主ゼミの指導役として学外弁護士が活用されているが、司法試験受験に関する情報等の交換の場にもなっている。チューター制度の活用率は90%と非常に高く、利用希望者が重複しそのような場合は、司法政策研究センターおよび専門職大学院支援室のスタッフ

¹⁵² 【資料 A74】平成 24 年度クラスワーク概況報告書。

が調整し、利用希望者全員が利用できるようにしている。

各チューターは、学生のプライバシーに配慮しつつ、指導上の所見等（法律文書指導を行った場合には、学生の文書の具体的な問題点等を含む）を書面で法科大学院に報告する¹⁵³。この報告書は、指導内容に関連する分野の教員に回付され、授業等における指導に活用される。

（２）学生への周知等

上記各制度の概要はシラバス・システム、「修学の手引き」等により周知されている。効果的な利用方法などについて、学年を超えた学生相互の情報伝達も活発に行われている。このことは、クラス担任教員への個別相談、チューター制度等が活発に利用されていることから明らかである。

（３）問題点と改善状況

特にない。

（４）特に力を入れている取り組み

上記のとおり。

（５）その他

特にない。

２ 点検・評価

本学法科大学院では、学生が各自の学修方法や進路選択等について、希望すればすぐに適切な内容の学修アドバイスや進路情報を受けられる体制となっており、また、それらは有効に機能している。

３ 自己評価

A

４ 改善計画

特にない。

¹⁵³ 【資料 A75】チューター指導報告書（平成 24 年度分）。

第8分野 成績評価・修了認定

8-1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

(評価基準) 厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されていること。

1 現状

(1) 成績評価基準の設定

ア 法科大学院としての成績評価方針

本学法科大学院における各科目の成績評価は、科目毎に設定された学修目標の到達度を基準として行われる¹⁵⁴。授業担当教員は、法科大学院全体の学修目標を前提に、当該科目の教育課程上の位置づけに応じて段階的に身につけるものとして、各科目の学修目標を設定する。

成績評価の基本方針として、「成績評価等に関する申し合せ」を定めており、①成績評価は多元的かつ厳正に行い、その評価手段は、定期試験、授業への参加度、課題レポートなどを組み合わせて総合的に評価すること、②全ての授業科目において、授業における発言は必ず考慮要素とすること、③授業へ出席していることのみでは、加点要素としないことを規定している。

また、「成績評価方法の記載について」において、法律基本科目および展開先端科目（一部）の成績評価方法、講義科目および演習科目毎の期末試験と平常点のウエイト等について規定している（詳細はイで述べる）。

さらに、本学法科大学院では、「法曹に必要とされるマインドとスキルー鹿児島大学法科大学院が養成する法曹ー」において、本学法科大学院が養成する法曹が備えるべきマインドとスキルを定め、かつ「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」において、鹿児島大学法科大学院が求める法曹としてのマインドとスキルのうち、司法修習および実務における継続的な研鑽を行うことを前提として、本学法科大学院の教育課程を修了する時点までに最低限修得すべき内容を定めている。

各授業科目の成績評価および修了判定は、「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」を念頭に行うこととされているため¹⁵⁵、各科目で設定される学修目標および各科目の学修到達度は、「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなる。これにより、各授業科目の成績評価は、「鹿児島大学法科大学院が求める法曹としてのマインドとスキル」および「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」を前提とし、かつ学生がこれを修得したかを評価できる仕組み

¹⁵⁴ 【資料 A5-1】「成績評価について」参照。

¹⁵⁵ 【資料 A31】鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容・前文。

となっている。

イ 成績評価の考慮要素

本学法科大学院における成績評価は、学生の学修目標の到達度を多元的かつ総合的に評価するため、定期試験、授業における発言(授業への参加度)、課題レポート及び小テストなどを組み合わせて総合的に行う¹⁵⁶。また、成績評価における科目特性を踏まえ、法律基本科目および展開先端科目(司法試験の選択科目とされている分野を内容とする科目)の成績評価は、「期末試験」、「小テスト」、「即日起案」、「レポート」、「授業中の報告および発言内容」を組み合わせて行うことが求められている¹⁵⁷。

各評価項目のウエイトは、講義系科目と演習系科目で区分し、講義科目においては、期末試験 60～70%、平常点 40%～30%、演習系科目においては、期末試験 50%～60%、平常点 50%～40%の各範囲内で、授業担当教員が担当科目の特性や当該科目のカリキュラム上の位置づけ等を考慮して設定する。このうち、講義科目の平常点は、「小テスト」、「レポート」、「授業中の報告および発言内容」、問題演習科目および総合問題演習科目の平常点は、これに「即日起案」を加えたものとし、これ以外の評価要素で平常点を評価することは許されていない。さらに、学生の欠席については、その理由を考慮し、必要があれば補習課題を与えるなどの措置を講じたうえ、「授業中の報告および発言内容」に対する評価から減点することを定めている¹⁵⁸。

ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

成績評価区分は、A+ (100－90 点 当該科目の学修目標を全て高い水準で充足している)、A (80－89 点 当該科目の学修目標を全て充足している)、B (70－79 点 当該科目の学修目標を概ね充足している)、C (60－69 点 当該科目の学修目標を最低限充足している)、F (59 点以下 当該科目の学修目標に到達していない) である¹⁵⁹。

成績評価は、絶対評価と相対評価とを組み合わせを行い、各考慮要素の総合点が 80 点以上 89 点の者を A 評価として、A+ (90 点以上) の取得者数を加えた人数は、20%を超えないことを原則としている¹⁶⁰。ただし、授業科目の性質上、これにより難しい場合には、教育活動点検評価委員会が当該授業科目の成績評価が厳格になされていることを確認したうえで、例外を認めることができるものとしている¹⁶¹。

エ 再試験

研究科規則第 8 条には、試験において合格に達しなかった学生については、授業担当教員が履修上必要と判断した場合には教授会の承認を得て再試験を行うことができ、この場合の成績評価は C とする旨が規定されている。そ

¹⁵⁶ 【資料 A5-1】成績評価等に関する申合わせ。

¹⁵⁷ 【資料 A64】「成績評価方法の記載について」。

¹⁵⁸ 【資料 A64】「成績評価方法の記載について」。

¹⁵⁹ 【資料 A5-1】「成績評価について」参照。

¹⁶⁰ 【資料 A5-1】「成績評価について」参照。

¹⁶¹ 【資料 A5-1】成績評価等に関する申合わせ。

して、ここにいう「履修上必要」との判断を行う基準、および、教授会が承認を行うまでの手続については、「成績評価に関する申し合わせ」において、以下のように規定されている。

まず、本学法科大学院においては、原則として、再試験は実施しない。例外として、実施する場合には、教育活動点検評価委員会（FD委員会）が当該授業科目の授業内容及び成績評価方法を点検した上でこれを認め、さらに教授会の承認を得ることが要件となる。

このように、本学法科大学院においては、再試験が実施されるのは、当該教員の授業内容や成績評価方法の不備等に理由が見出せる場合に限定される。過去5年間に於いて、再試験は一度も実施されていない。

オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

シラバスおよび成績評価総括報告書を参照のこと。

（2）成績評価基準の開示

ア 開示内容、開示方法・媒体、開示の時期

本学法科大学院の成績評価に関する基本方針は、「修学の手引き」に掲載して学生に周知している¹⁶²。各授業科目の成績評価基準は、シラバス（冊子体の概要版である「授業内容一覧」¹⁶³、および、詳細版にあたるシラバス・システム）に記載して事前に学生に明示される。その際、各考慮要素の比重・割合についても明示することが求められている¹⁶⁴。紙媒体のシラバス簡易版は毎年3月下旬に、シラバス・システムは、講義開始日の2週間前までに学生に公開されている。

（3）成績評価の厳格な実施

ア 成績評価の実施

授業担当教員は、講義開始前に冊子体のシラバス概要版（授業内容一覧）およびシラバス・システム上で当該科目において修得すべき学修目標、その修得度を評価する評価方法および各評価方法のウェイト等を学生に呈示しており¹⁶⁵、それに即した成績評価を実施している。成績評価は授業担当教員が行い、以下に示した手続きを経たうえで確定される。

成績評価の厳格性・客観性を担保するため、授業担当教員は、成績表の提出後、成績評価総括（成績評価方法、成績評価にあたっての所感、出題の意図、採点のポイント等を記載）、試験問題、答案、成績分布、評価項目の採点結果を教育活動点検評価委員会に提出しなければならない¹⁶⁶。

教育活動点検評価委員会は、これらの資料をもとに、①成績評価方法が

¹⁶² 【資料 A4】平成 25 年度修学の手引き。

¹⁶³ 【資料 A16】授業内容一覧（シラバス概要版）。

¹⁶⁴ 【資料 A5-1】成績評価等に関する申し合わせ。

¹⁶⁵ 【資料 A5-1】成績評価等々に関する申し合わせ。

¹⁶⁶ 【資料 A5-1】鹿児島大学大学院司法政策研究科における試験答案等の取扱いに関する申合せ。これに基づいて提出されたものが、【資料 A65】平成 24 年度成績評価総括報告書である。

本学法科大学院が定める基準と適合しているか、②学修到達度を確認するのに適切で、かつ学生の学修到達度を多元的な観点から確認する方法がとられているか、③採点基準と採点に不適切な点がないか、④事前に学生に開示した成績評価基準に即して成績評価が実施されているか等について、審査を行う。

教育活動点検評価委員会で成績評価が承認された後、教授会に各科目の成績評価が議題として提案され、教授会において、各科目の成績評価根拠資料に基づき、各科目における成績評価が厳格かつ適正に実施されているかどうかを審議する。成績評価は、教授会の議決により確定する。

これらの重疊的なチェック体制を構築することにより、授業担当教員が恣意的かつ独自の観点から成績評価を行うことを防止し、成績評価が厳格かつ客観的に実施されることを担保している。

また、(3) ア・イの取組みにより、成績評価に対する厳格性、客観性の担保が図られていると考えられているが、加えて第三者による成績評価に対する客観的なチェック体制の構築が必要であると考えている。そこで、平成 24 年度からの新たな取組みとして、鹿児島県弁護士会所属の弁護士に、本学法科大学院の教育内容に対する外部評価を委託し、その評価項目に、法律基本科目における期末試験問題の適切性に関する評価を加えている。

イ 到達度合いの確認と検証等

授業担当教員は、「法曹に必要とされるマインドとスキル」および「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」や、当該科目のカリキュラム上の位置づけ等を踏まえ、当該科目において修得すべき内容を設定する。また、修得すべき内容のうち、授業で扱う内容と、自学自修に委ねられる内容をそれぞれ明示してシラバス・システムに呈示する。定期試験は自学自修に委ねられた内容を含めシラバスで示された修得すべき内容から出題される。

また、担当教員は、試験問題、出題の趣旨、配点、採点のポイント等を記載した成績評価総括報告書を作成し、成績評価が確定した後にこれを学生に開示している¹⁶⁷。もっとも、成績評価総括報告書は、教授会承認を必要とするため、学生に公開するまで一定の時間が必要となる。そこで、各教員は、成績評価総括報告書の確定を待たず、定期試験終了後すみやかに、定期試験の出題の意図、採点のポイント、解答例、解説、参考文献等の情報をシラバス・システム上に公開している。これに疑義がある学生や補足説明を求める学生に対しては、適宜授業担当教員が対応を行っている。

ウ 再試験等の実施

再試験の実施方法は、通常の定期試験の場合と同様とされている¹⁶⁸。ただし、本学法科大学院においては、事実上、再試験は実施されていない。

¹⁶⁷ 【資料 A5-1】 鹿児島大学大学院司法政策研究科における試験答案等の取扱いに関する申合せ。

¹⁶⁸ 【資料 A5-1】 成績評価等に関する申合わせ。

(4) 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた成績評価の実施を担保するための組織的体制・取組み

既に述べたように、科目毎に設定される学修目標は、「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」を前提として設定することが求められており、各科目の学修到達度と「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」の到達度が連動している。また、成績評価が上記観点から実施されていることを確認するため、教育活動点検評価委員会は、担当教員から提出された成績評価総括表、試験問題、答案、成績分布、評価項目の採点結果を精査し、当該科目の学修目標が「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」を前提として設定されており、かつその到達度を確認する成績評価方法が適切かどうかについて審議を行っている。

上記の組織的取組みにより、各科目の学修目標の設定と成績評価が「鹿児島大学法科大学院の最低限修得すべき内容」を前提として行われ、かつ各科目の成績評価が「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなることが担保されている。

なお、成績評価に関する基本的方針については、非常勤教員に対しても、教務委員会および専門職大学院係を通じて周知しており、非常勤教員と専任教員とで成績評価方法に差異が生じないように徹底している。

(5) 特に力を入れている取組み

上記のとおり。

(6) その他

成績評価を行う上で考慮する評価要素は、期末試験、小テスト、即日起案等がありうるが、成績評価の客観性・統一性を担保するためには、事前に各考慮要素に関する定義を定めておく必要がある。そこで、本学法科大学院では、「成績評価方法の記載について」において、「期末試験」、「小テスト」、「即日起案」、「レポート」、「授業中の報告および発言内容」の各考慮要素について定義を定め¹⁶⁹、これらの考慮要素を用いた場合において、教員による各考慮要素に関する恣意的な運用がなされないよう配慮している。

2 点検・評価

本学法科大学院では、厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されているため、現時点において特に改善すべき点はないと判断している。

3 自己評定

¹⁶⁹ 【資料 A64】「成績評価方法の記載について」。

A

- 4 改善計画
特にない。

8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

(評価基準) 修了認定基準，修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された上で，修了認定が適切に実施されていること。

1 現状

(1) 修了認定基準

ア 単位取得

本専攻の修了には，法学未修者の場合，本専攻に3年以上在籍し，全ての必修科目と選択科目28単位以上の合計100単位以上を修得し，最終試験に合格しなければならない(研究科規則9条1項)。法学既修者の場合は，本専攻に2年以上在籍し，法学既修者認定試験により単位認定された科目を含め，全ての必修科目と選択科目28単位以上の合計100単位以上を修得し，最終試験に合格しなければならない(研究科規則9条2項)。

また，大学院学則第21条により，他大学の大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目の修得単位については，37単位を限度として前条に定める授業科目の履修により修得したものとみなすことができ(研究科規則4条)，かつ大学院学則第24条により，入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)は，本学法科大学院に入学した後の本学法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる(研究科規則4条の2第1項，鹿児島大学大学院司法政策研究科における既修得単位認定規則)。研究科規則第4条の2第1項により修得したものとみなすことのできる単位数は，転入学等の場合を除き，本学法科大学院において修得した単位以外のものについては，前条第1項により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(専門職大学院設置基準第21条第1項ただし書きの規定により30単位を超えてみなす7単位を除く。)を限度として，授業科目の履修により修得したものとみなすことができる(第4条の2第2項)。法学既修者については，34単位を上限に所定の単位を修得したものとみなす(研究科規則第4条の3，「鹿児島大学大学院司法政策研究科における法学既修者の単位認定等に関する申合せ」)¹⁷⁰。

本学法科大学院では，上記の修了要件単位には，基礎法学・隣接科目群からの4単位以上が含まれており，かつ，実務基礎科目群，基礎法学・隣接科目群，展開・先端科目群からの合計33単位以上が含まれていないとしている(研究科規則別表)。このような単位制限は，法科大学院生の学修が特定の科目群や法領域に傾斜することを防止し，基本法に関する法領域，先端展開的な法領域，基礎法学に属する法領域および法曹としてのマ

¹⁷⁰ 平成25年度入学者からは，32単位を上限に所定の単位を取得したものとみなす。【資料A5-1】鹿児島大学大学院司法政策研究科規則第4条の3，鹿児島大学大学院司法政策研究科における法学既修者の単位等認定に関する申合せ。

インドを含めた実務的素養をバランス良く履修させ、本学法科大学院が定める「法曹としてのマインドとスキル」および「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」が過不足なく涵養されることを目的としている。

イ. 最終試験

本学法科大学院では、修了要件として最終試験の合格を課している。最終試験の実施は、修了予定の学生の「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」の修得度を確認することにより、修了した学生が、「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」を修得したことを組織的に担保すること、および修了予定の学生に対し、「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」の修得度の確認ないし補充作業を促すこと等を目的としている。

「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」に関して、主に1・2年次配当科目である「1. 法律基本科目（講義科目）」、「2. 法律基本科目（問題演習科目）」、「4. 実務基礎科目・展開先端科目・基礎法学隣接科目」については、必要な学修到達度が「GPA進級制度」により担保されており、また、3年次配当である「3. 法律基本科目（総合問題演習科目）」については、「公法総合問題演習A・B」「民事法総合問題演習A・B」「刑事法総合問題演習A・B」のそれぞれが、選択必修科目として課せられ、それぞれの科目の単位修得によって、必要な学修到達度が担保されている。

したがって、本学法科大学院が、修了時に実施する最終試験は、法曹に必要なマインドを中心とした口述試験を実施している。ただし、試験に際しては、法的思考力及びコミュニケーション能力も評価の対象としている¹⁷¹。

(2) 修了認定の体制・手続

修了認定にかかる修了必要単位数については、教務委員会において、研究科規則が定める修了必要単位数の修得状況およびその他の修了要件の充足状況を確認している。最終試験については、司法政策研究科組織運営規則8条に基づく特別委員会として最終試験委員会を構成し、当委員会において、最終試験問題の検討、採点基準の策定、採点、合否判定の素案作成等を行っている¹⁷²。教務委員会が作成した修了予定者の単位修得状況等に関する資料および最終試験委員会による最終試験合否案が教授会に提案され、教授会による修了判定の議決を経て、修了が認定される。

本学法科大学院では、平成21年度入学者よりGPAによる進級要件を設けており、3年次までの進級は、進級に要する必要単位の取得に加え、年間GPAが1.7を超えることを求めている。また、学生は同一学年に在籍できる期間を2年とし（研究科規則6条2項）、さらに進級できない学生に対し、教育上の指導として退学を勧告することができるなど（研究科規則12条1項）、

¹⁷¹ 【資料 A29】（閲覧）「最終試験（口述試験）の採点基準」参照。最終試験の細則として、【資料 5-1】鹿児島大学大学院司法政策研究科における最終試験に関する細則がある。

¹⁷² 【資料 A29】（閲覧）平成24年度最終試験実施要項。

厳格な修了認定のための取組みを行っている。

(3) 修了認定基準の開示

本学法科大学院の修了認定基準については、ホームページに掲載して、本学法科大学院への入学を希望する者が事前に修了要件を確認して出願できるよう配慮している。また、入学生に対しては、入学前の学生を対象としたオリエンテーションにおいて、教務担当教員により修了認定基準に関する説明が行われている。

(4) 修了認定の実施

ア 修了認定の実施状況

平成 24 年度において、修了認定の対象となった者は 10 名であった。このうち、修了が認められた者は 8 名であった。修了が認められた者が修得した単位数は、最多で 102 単位、最少で 96 単位¹⁷³、平均 100.36 単位であった。修了予定（3 年次在籍者）でありながら修了できなかった者について、その理由は、修了に必要な単位を取得できなかった者が 1 名、最終試験における不合格が 1 名であった。

イ 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた修了認定の実施を担保するための組織的体制・取組み

本学法科大学院、修了認定基準として、①横断的な科目群の履修を前提とした修了要件単位の取得と②最終試験の合格を求めている。これらは、1（1）で述べたとおり、本学法科大学院が設定する修了要件基準が、「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなることを組織的に担保するための取組みである。

また、GPA による進級要件、同一学年に在籍できる期間の制限および成績不良者に対する退学勧告制度も、修了学生が、「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」を修得していることを担保するための取組みである。

(5) 特に力を入れている取組み

上記のとおり。

(6) その他

特にない。

2 点検・評価

修了認定基準、修了認定体制・手続きが適切に設定・開示され、修了認定も

¹⁷³ 平成 21 年度以前に入学した者については、修了要件となる取得単位数が 96 単位である。【資料 A76】平成 21 年度修学の手引き。

「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」を踏まえて実施されており、適切な修了認定が実施されている。

3 自己評価

A

4 改善計画

特になし。

8-3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

(評価基準) 成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

1 現状

(1) 成績評価における異議申立手続

ア 成績の説明、試験に関する解説・講評

(ア) 説明・解説・講評について

「鹿児島大学大学院司法政策研究科における試験答案等の取扱いに関する申合せ」第2(1)により、「試験答案等は、成績発表後速やかにその複本を、当該学生に返却するものとする。」とされており、成績発表時に専門職大学院係から試験答案の返却が行われている。

また、同申合せ第2(2)により、「試験問題(学期末試験、追試験、再試験及び最終試験(論述試験))、出題趣旨、採点基準は、成績発表後速やかに学生に公表するものとする。」とされている。そこで、すべての教員は、定期試験実施後、直ちに、定期試験問題、出題の趣旨、解説、講評等をシラバス・システムで公開している。

さらに、科目担当教員は、成績評価に際し、成績評価方法、成績評価に当たっての所感、定期試験問題の出題の意図、講評(採点のポイント)を記載した成績評価総括表を作成し、成績発表後に学生に開示している。

成績評価に対する学生への個別説明については、教育上必要な措置であり、多くの科目担当教員は、(後述する不服申し立て制度の運用とは別に)学生からの求めに応じて、適宜、成績評価に関する説明を行っている。

(イ) 異議申立てについて

本学法科大学院では、「鹿児島大学大学院司法政策研究科における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する規則(平成22年2月10日教授会決定)」において、成績評価および修了認定に関する異議申立てに関する細則を定めている。

まず、学生は、成績等の開示を請求することができる(同規則第3条1項)。開示の対象となる資料は、当該学生の成績評価資料(当該学生が受けた試験の問題、答案、出題趣旨及び採点基準)並びに進級判定資料(教授会資料)及び修了判定資料(教授会資料)である(同規則第3条2項)。

さらに、教学上の判定に不服がある場合には、学生は、随時、異議を申し立てることができる(同規則4条1項、2項)、研究科長は、異議申立て及び再異議申立てについて、教務委員会による調査等に基づき、申立ての日から起算して、原則として、7日以内に、異議申立て・再異議

申立てに対する回答書により、回答を行うこととされている(第4条6項)。また、研究科長は、異議申立てに伴う調査等の結果、過失が認められたとき又は疑義が想定されるとき等は、直ちに、過失又は疑義の発生原因が特定される時期まで遡って、組織的に調査等を行うものとし(同規則第5条1項)、研究科長は、当該学生に対し、適宜、途中経過を説明するとともに、調査等終了後に、その結果を説明するものとしている(同規則第5条3項)。

この制度に基づく異議申し立ての状況は、以下のとおりである。なお、成績開示請求が平成22年に1件、平成24年に1件あったが、異議申し立てには至らなかった。

平成22年	0件	(うち、異議が認められたもの	0件)
平成23年	0件	(うち、異議が認められたもの	0件)
平成24年	0件	(うち、異議が認められたもの	0件)

イ 異議申立手続の学生への周知

「鹿児島大学大学院司法政策研究科における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する規則」および異議申立て制度に関する簡略化した説明を「修学の手引き」に掲載している。「修学の手引き」は、入学前に実施されるオリエンテーションで配布され、その際、教務担当教員により、異議申立て制度の概要について説明が行われている。

(2) 修了認定における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定

本法学法科大学院では、修了判定において、単位積み上げ方式に加え、最終試験の合格を要求していることから、「鹿児島大学大学院司法政策研究科における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する規則」による異議申立ては、成績評価の他、修了判定に関わる最終試験の結果に対しても行うことができる(このことを踏まえ、同規則第4条1項は、異議申立ての対象を「教学上の判定」としている)。修了判定に係る最終試験に対する異議申立ての方法および対応は、既に述べた成績評価における異議申立てと基本的に同様であるが、修了判定の特殊性を踏まえ、修了判定に係る異議申立ては、判定の結果発表日から起算して、原則として、10日以内に行うこととしている(同規則第4条2項)。

積み上げ単位数の計算を含め修了判定に関する基礎資料の作成は、専門職大学院係が行い、これを、教務委員会、教授会打ち合わせ、教授会でチェックする体制をとっており、積み上げ単位数等について万が一の過誤が生じないよう配慮している。ただし、万が一過誤が生じた場合には、学生は、同規則4条により修了判定に関する異議申立てを行い、研究科長は、同規則第5

条1項および同2項により，異議申立てに伴う調査等の結果，過失が認められたとき又は疑義が想定されるとき等は，直ちに，過失又は疑義の発生原因が特定される時期まで遡って，組織的に調査等を行い，調査終了後は，速やかに，調査等の結果を学長等に報告するものとしている。

最終試験に対する異議申立ての運用は，以下のとおりである。

平成 22 年 0 件（うち，異議が認められたもの 0 件）
平成 23 年 0 件（うち，異議が認められたもの 0 件）
平成 24 年 0 件（うち，異議が認められたもの 0 件）

イ 異議申立手続の学生への周知

（1）イで述べたとおり，「鹿児島大学大学院司法政策研究科における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する規則（平成 22 年 2 月 10 日教授会決定）」および異議申立て制度に関する簡略化した説明を「修学の手引き」に掲載している。「修学の手引き」は，入学前に実施されるオリエンテーションで配布され，その際，教務担当教員により，異議申立て制度の概要について説明が行われている。

（3）特に力を入れている取組み
上記のとおり。

（4）その他
特にない。

2 点検・評価

「鹿児島大学大学院司法政策研究科における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する規則」を制定したうえ，学生に対し入学前の段階で当該制度に関する説明を行うなどして，事前の周知も徹底している。また，これまでの異議申立てについては，いずれも同規則に従って適切な対応を行っている。したがって，現時点において，特に問題点，改善すべき点はない。

3 自己評価 A

4 改善計画 特にない。

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成

9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成 〈法曹養成教育〉

(評価基準) 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が、適切に実施されていること。

1 現状

(1) 法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

ア 法曹に必要なマインド・スキルの内容

(ア) 本学法科大学院が養成する法曹

本学法科大学院は、地方と呼ばれる地域に位置する法科大学院として、また南九州地域の基幹大学が設置する法科大学院として、「地域に学び、地域に貢献する」ことを理念として設置された。

本学法科大学院は、この理念の下で養成されるべき法曹像について、次のように定義している。すなわち、①これからの司法のあり方や法曹集団としての活動のあり方を検討・提案して実現することができる法曹、②それを起点として、新しい地域社会の構築に法的側面から積極的に取り組むことや、司法制度と市民生活・行政活動・経済活動を架橋することなど、自発的に社会に働きかける活動的な法曹、③地域社会の実情はもちろん、そこで果たしている司法制度や隣接職を含む法律実務家の役割の実態を把握し、これからの司法のあり方や法曹集団としての活動のあり方を検討・提案して実現する法曹である¹⁷⁴。

(イ) 本学法科大学院が設定する「マインドとスキル」

本学法科大学院では、すべての法曹に求められるマインドとスキルを適確に具体化したものとして、日弁連法務研究財団が提示する「法曹に必要なマインド・スキルの養成」を参照し、教育の指針ないし目標としてきた¹⁷⁵。これと、本学法科大学院が確固たる設置の理念から導き出した上記の法曹像との関係をどのように結びつけて理解すべきかが、近年の検討課題であった。

F D活動における検討の結果、本学法科大学院では、日弁連法務研究財団が提示する「法曹に必要なマインドとスキル」を基本としつつ、これに本学法科大学院が養成する法曹のあり方を加味した独自の「マインドとスキル」を定義することとした。これが「法曹に必要とされるマインドとスキルー鹿児島大学法科大学院が養成する法曹ー」¹⁷⁶である。

¹⁷⁴ 【資料 A37】鹿児島大学法科大学院が養成しようとする法曹像 <<http://www.ls.kagoshima-u.ac.jp/outline/installation.html>>

¹⁷⁵ たとえば、授業評価アンケートの調査項目は、日弁連法務研究財団が示す「7つのスキル」を念頭に置いたものを用いている。【資料 A14】授業評価アンケート最終・質問紙(法律基本科目・司法試験選択科目用)。

¹⁷⁶ 【資料 A36】法曹に必要とされるマインドとスキルー鹿児島大学法科大学院が養成する法曹ー。

(ウ) 具体的内容

本学法科大学院におけるマインドとスキルの設定においては、日弁連法務研究財団が提唱する「2つのマインド」と「7つのスキル」を踏襲した。すなわち、法律専門職としての責任として、①職業的使命感と②法曹倫理、法律専門職としての能力として、③社会に生起する問題を発見して解決する能力、④法的知識およびその調査能力、⑤事実調査・事実認定能力、⑥法的な分析・推論を行う能力、⑦制度や実務のあり方を創造的・批判的に検討する能力、⑧議論・表現・説得能力、⑨コミュニケーション能力を掲げている。

そのうえで、これらがそれぞれ意味する具体的な内容については、日弁連法務研究財団による説明を土台としつつも、それに加えて、本学法科大学院が養成する法曹において特に必要とされる内容を明示することとした。そこでは、マインドやスキルの一般的な説明をしたうえで、それに付け加える形で、本学法科大学院が養成する法曹が特に身につけるべき具体的な内容やその程度を示している。

本学法科大学院における「法曹に必要とされるマインドとスキル」も、日弁連法務研究財団のそれと同じように、それらのマインドとスキルのすべてを、法科大学院を修了する時点において完全に身につけていることを求めるものではなく、最終的には、司法修習や実務経験による研鑽を通じて、高度に完成されるものであることを明示した。

(エ) 国際性の涵養

前述した本学法科大学院の設置理念との関わりにおいては、国際性の涵養は、本学法科大学院の教育上のミッションにおいて中核的な位置を占めるものではない。しかしながら、社会の国際化は、「地方」と呼ばれる地域においても着実に進行している。地域に根ざしながらもその視野を国際的に広げる、いわゆる「グローバル」な活動が法律家にも求められることになろう。したがって、本学法科大学院の教育においても、学生が国際性を涵養する機会を提供しなければならない。

イ 本学法科大学院による検討・検証等

(ア) 検討の経過

前述のとおり、本学法科大学院では、かねてより、日弁連法務研究財団が提唱するマインドとスキルを指針ないし目標として、教育活動を行ってきた。その過程において、このマインドとスキルと、本学法科大学院が養成すべき法曹像との関係について検討を進めた。十分な意見交換を踏まえ、平成24年度のFD委員会が、本学法科大学院としての「法曹に必要なマインドとスキル」のとりまとめを行うこととなった¹⁷⁷。平成24年度前期を通じて、FD委員会が作成した原案を月例のFD懇談会において検討・修正し、最終的には、平成24年11月14日開催の研

¹⁷⁷ 【資料 A13】FD 懇談会資料。

究科教授会において、「法曹に必要とされるマインドとスキルー鹿児島大学法科大学院が養成する法曹ー」が承認された。

(イ) 教員間での共有

「法曹に必要とされるマインドとスキルー鹿児島大学法科大学院が養成する法曹ー」は、全教員が参加するFD懇談会での議論を尽くすことによって作られた。したがって、その内容については、すべての教員が十分に共有している。また、専任教員はもちろん、すべての非常勤教員にも電子メールで配信されている。

さらに、学生に対しても、平成24年11月21日に全学生を対象とするクラスワークを実施し、その趣旨と内容を説明するとともに、ホームページに掲載した。また、ニュース・レターにも、あらためてその内容を掲載している¹⁷⁸。平成25年度入学者向けには「修学の手引き」にも掲載した。

(ウ) 内容の検証

本学法科大学院が掲げる「マインドとスキル」の内容や示し方の適切さは、FD活動において組織的に検証される。

ウ 科目への展開

(ア) カリキュラムへの反映

「法曹に必要とされるマインドとスキルー鹿児島大学法科大学院が養成する法曹」に掲げられたマインドとスキルは、本学法科大学院が開講する科目の体系的な履修を通じて効果的に涵養される。カリキュラムの体系と「法曹に必要とされるマインドとスキル」の関係については、「5－2科目構成（2）〈科目の体系性・適切性〉」を参照されたい。

なお、それぞれのマインドやスキルのうち、本学法科大学院の設置理念から導かれた要素については、特に「法情報論」「司法政策論」「リーガルクリニックA（法曹倫理入門を含む）」「リーガルクリニックB」「社会保障法」などの特徴的な科目群によって涵養されている。

(イ) 達成すべき水準

個々の科目において、「法曹に必要とされるマインドとスキルー鹿児島大学法科大学院が養成する法曹」に掲げられているマインドやスキルをどの水準で身につけるべきかについては、2つの手がかりが用意されている。

まず、前述のとおり、法曹に必要なマインドとスキルは、法科大学院の科目を履修し終えただけですべてが完全に身につくものではない。そこで、各マインドとスキルの説明文において、それが法科大学院修了時において完全に身につけているべきものなのか、それとも司法修習や実務での経験を通じて完成されるものであり、法科大学院ではその基礎となる素養を涵養すれば足りるものなのかを、明確に書き分けて示してい

¹⁷⁸ 【資料 A44】 KULS ニュース・レター45号。

る。

また、本学法科大学院では、上記マインドとスキルとは別に、修了の時点における到達目標として「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」を定めている。その内容は、法曹に必要なマインドとスキルのうち法科大学院の教育によって達成されるべき内容を、科目群ごと、あるいは、履修段階ごとに分けて、より具体的な事項によって示すものである。したがって、各科目でマインドとスキルをどの水準で目標とすればよいかは、「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」を見ることによって明らかになる。

(ウ) 教員間での共有

これらの基本的な考え方についても、「法曹に必要とされるマインドとスキル」の決定に至るまでの検討過程を通じて、教員間で共有された。

エ 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容

(ア) 内容

本学法科大学院では、「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」を定めている。その内容は、「法曹に必要とされるマインドとスキル」に掲げられたマインドとスキルのうち、本学法科大学院を修了するまでに修得しなければならない内容を、具体的に明らかにするものである。この「最低限修得すべき内容」は、修学の手引きやシラバス・システムを通じて学生に周知されている。

その内容は、科目群（法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目）ごとに分けて規定されている。また、法律基本科目については、講義・問題演習・総合問題演習の各段階に分けて、それぞれの段階で修得すべき内容を明示している。後述のとおり、法律基本科目および法律実務基礎科目のうち民事訴訟実務、刑事訴訟実務、法曹倫理の各分野の科目については、「最低限修得すべき内容」の一部分として、各分野の「共通的な到達目標モデル」を準用する。

教員は、授業の内容や方法を定めるにあたって、この「最低限修得すべき内容」によって求められている内容や水準を満たすように工夫しなければならない。また、本学法科大学院における成績評価および修了判定は、この「最低限修得すべき内容」を念頭に行われる。

ただし、「最低限修得すべき内容」は、そのすべてが授業において扱われることを求めるものではなく、授業内容と学生による自学自修の双方によって修得されるべきものである。教員は、「最低限修得すべき内容」のうち、当該科目の授業において修得する部分と、当該科目の内容として自学自修によって修得する部分を選別し、シラバス・システムなどを通じて学生に明示する。自学自修を通じて修得されるべきとした部分については、レポート課題や期末試験によってその達成度を測り、成績評価の対象とする。このことは、「共通的な到達目標モデル」を準用する科目群において、特に

重要である。

(イ) 共通的な到達目標モデルとの関係

「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」のうち、法律基本科目（講義科目）、同（問題演習科目）、同（総合問題演習科目）、法律実務基礎科目では、いずれも「共通的な到達目標モデル」が準用されている。このことを通じて、「共通的な到達目標モデル」は、本学法科大学院における最低限修得すべき内容の一部を構成することになる。

本学法科大学院の教育指針となる「法曹に必要とされるマインドとスキルー鹿児島大学法科大学院が養成する法曹」は、法律知識や法的推論のみならず、法曹に必要とされる多様なマインドとスキルを掲げている（その内容には、本学法科大学院の設置理念も投影されている）。したがって、これを受けて定められた「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」も、法律基本科目や法律実務基礎科目のみならず、多様な領域にわたる様々な能力の修得を求めている。「共通的な到達目標モデル」は、「最低限修得すべき内容」の一部分であって、両者はイコールの関係ではない。

なお、法改正や判例の展開に対応するため、教員は「共通的な到達目標モデル」の妥当性を不断に検証し、本学法科大学院における最低限修得すべき内容としては、その一部を差し替えるべきと判断した場合には、教授会での承認を経たのち、シラバス等で学生に告知する。

(ウ) 各科目で目標とされるべき水準

「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」は、本学法科大学院の教育課程の全体を通じて修得すべき内容を定めるものであるから、各科目においては、配当学年や関連する科目の開講状況を考慮しつつ、当該科目において目標とすべき水準を判断しなければならない。そのために、関連分野の担当教員との意思疎通を十分に行っている。

なお、法律基本科目については、最低限修得すべき内容を、学修の各段階に応じて定めることによって、科目群（講義、問題演習、総合問題演習）ごとに目標とすべき水準を明確化している。

(エ) 検討の経過

本学法科大学院では、法律基本科目の授業内容を検討するにあたり、各教員が「共通的な到達目標モデル」を積極的に活用してきた。この経験を踏まえて、本学法科大学院において最低限修得すべき内容を学生に提示し、学修効果を高めると同時に、授業内容の適切性を担保すべきとの意見がFD活動の中で主流となった。

これを受けて、平成24年度に、FD委員会が年間計画の中に「最低限修得すべき内容」の検討を掲げ、すべての専任教員が参加して毎月開催されるFD懇談会の席上で議論を重ねた。その際には、①最低限修得すべき内容と「共通的な到達目標モデル」の関係、②「共通的な到達目標モデル」の内容の妥当性、③「最低限修得すべき内容」と「法曹に必要なマインド

とスキル」の関係などが主な争点となった。それぞれについて十分な議論を行い、平成 24 年 11 月 14 日開催の研究科教授会にて「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」が承認された。

(オ) 教員間での共有

「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」は、全教員が参加するFD懇談会での議論を尽くすことによって作られたものである。したがって、その内容については、各教員が十分に共有している。また、専任教員はもちろん、すべての非常勤教員にも電子メールで配信されている。

学生に対しては、平成 24 年 11 月 21 日に全学生を対象とするクラスワークを実施してその趣旨と内容を説明するとともに、ホームページに掲載した。また、新学期に向けて、平成 25 年 3 月発行のニュース・レターにも、あらためてその内容を掲載した¹⁷⁹。平成 25 年度入学者に配布予定の「修学の手引き」「授業内容一覧（シラバス概要版）」¹⁸⁰にも掲載されている。

(2) 法曹に必要なマインド・スキルの養成状況

ア 入学者選抜

入学者選抜の詳細は、本報告書第 2 分野で明らかにした。本学法科大学院が養成しようとする法曹像をアドミッション・ポリシーにより明確にしている。また、法科大学院適性試験、小論文、面接、法律学試験を組み合わせることによって、受験者の能力を多面的かつ厳正に判断することにより、法曹に必要なマインドとスキルを身につけることができる人材を選抜している。

イ カリキュラム

カリキュラムの詳細は、本報告書第 5 分野において明らかにした。本学法科大学院では、法曹に必要なマインドとスキルを養成するために、特定の科目群に偏ることなく、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれについて幅広い科目を開設し、かつ、それらは効果的に学ぶことができるように体系的に配置されている。また、修了要件として、幅広い科目群からの単位取得を要求しているため、学生が特定の科目群に偏った履修をすることはできない。

法律基本科目においては、ひとつの法分野を「講義」「問題演習」「総合問題演習」の 3 つの段階を踏みながら高度化していくしくみが入り入れられている。法学未修者が学年進行に従ってステップアップしていくことにより、法曹に必要なマインドとスキルを、無理なく効果的に身につけることができる。

「地域に学び、地域に貢献する」という本学法科大学院の理念との関わり

¹⁷⁹ 【資料 A44】 KULS ニュース・レター 45 号。

¹⁸⁰ 【資料 A4】 平成 25 年度修学の手引き，【資料 A16】 平成 25 年度授業内容一覧（シラバス概要版）。

りでは、ITを駆使した実務スタイルを身につける「法情報論」、離島など司法過疎地域での法律相談を内容とする「リーガルクリニックA（法曹倫理入門を含む）」、地方中核都市での法律相談を内容とする「リーガルクリニックB」、司法制度改革の現状を分析して今後の方向性を検討する「司法制度論」など、特徴のある科目が数多く開設されており、この理念の下で養成される法曹に相応しいマインドとスキルを身につけることができる。

ウ 授業

授業の詳細については、本報告書第6分野において明らかにした。本学法科大学院の各授業は、法曹に必要なマインドとスキルのうち、法科大学院を修了するまでに身につけるべき内容を明らかにした「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」を念頭において実施されている。

本学法科大学院の授業では、ネットワーク上のシラバス・システムを用いて、授業内容、予習内容、課題文献、レジュメ、資料、復習方法などが、あらかじめ伝達されている。これによって、学生は十分な予習を踏まえて授業を受けることができる。すべての科目において出席の確認がなされ、学生の確実な参加の下で、双方向・多方向の授業が展開されている。

法曹に必要なマインドとスキルを養成するためには、科目の内容において、理論と実務の架橋がなされていなければならない。本学法科大学院の授業においては、理論系科目においては実務を、実務系科目においては理論を常に意識しており、この観点から教材の選択や授業の進行が工夫されている。さらに、実務家教員と研究者教員が合同で担当する科目も設置されている。

エ 成績評価・修了認定

成績評価および修了認定の詳細は、本報告書第8分野において明らかにした。本学法科大学院においては、厳格な成績評価および進級判定（取得単位数に加えてGPAを要件とする）が実施されており、法曹に必要なマインドとスキルの涵養が不十分であり、「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」に示される段階的な目標に到達できない学生は、単位を取得することや、次の学年へ進級することが不可能である。

修了判定は、所定の単位数を取得するだけでなく、口頭試問による最終試験の合格を要件としており、法科大学院において最低限修得すべき内容を身につけていることを確認のうえで修了させている。

オ 教育体制

教育体制の詳細は、本報告書第3分野において明らかにした。本学法科大学院は、その規模に応じて適切な人数の専任教育が確保されており、そのいずれもが十分な教育能力を有している。法律基本科目の各分野に研究者教員が配置されるとともに、多様なバックグラウンドと十分な実務経験を有する実務家教員が配置されている。さらに、労働法、社会保障法、法

社会学・司法政策論を専門とする研究者教員が配置されており、本学法科大学院の理念を十分に反映させた法曹養成を行いうる陣容となっている。専門分野や研究者・実務家の区別、さらには年齢層においても偏りがなく、バランスのとれた「教員団」によって、法曹に必要なマインドとスキルの効果的な教育が可能となっている。

カ F D

F Dの体制・活動の詳細は、本報告書第4分野において明らかにした。本学法科大学院では、F D活動のための組織体制が十分に整備され、月例で行われるF D懇談会を中心とした活動が極めて活発に行われている。

毎学期、全科目を対象に、学期中に2回（法律基本科目、司法試験選択科目の分野以外の科目は1回）の授業評価アンケートが実施される。アンケートの質問項目は、法曹に必要なマインドとスキルに完全対応している。また、アンケート結果に対して、教員が学生向けに「所感と対応」を文書で公開しており、授業改善の取組みが双方向で行われている。

さらに、教員相互の授業参観、教員自身のビデオ録画による自己点検、他大学での授業参観、学外の弁護士による授業評価など、教育改善のための取組みが重疊的に行われている。これらによって、法曹に必要なマインドとスキルを養成するという観点からみた教育活動の適切性が担保されている。

キ 学修環境

学修環境については、本報告書第7分野で明らかにした。学生の学修を支える人的支援（事務スタッフの配置）、物的支援（教室や自習室の施設等）、経済的支援（奨学金、学費の減免等）、情動的支援（図書、データベースなどへのアクセス）が、いずれも十分な水準で行われており、法曹に必要なマインドとスキルを養うのに適した環境にある。

ク 自己改革

自己改革については、本報告書第1分野の中で明らかにした。自主性・独立性、情報の公開性を確保しつつ、また、その特徴を十分に活かした運営を行いつつ、必要なマインドとスキルを身につけた、社会から真に必要とされる法曹を養成できるように自己改革を続けている。

（3）国際性の涵養

学生が国際性を直接に涵養することができる科目としては「外国法」を開設している。その他、展開・先端科目の多くで、国外の法事情等にも踏み込んだ考察が展開されている。

授業科目の開設以外の取組みとしては、外国法および比較法に関する学会の誘致が挙げられる。平成24年度は、本学法科大学院において、第22回日韓土地法学会が開催された。この学会は、日本土地法学会と韓国土地法学会が共同開催する学会大会である。当日は、本学法科大学院の学生も聴講

に訪れた¹⁸¹。また、平成 24 年度の「リーガルクリニック A（法曹倫理入門を含む）」では、離島（徳之島）における無料法律相談の実習に、韓国の法科大学院生 1 名による研修を受け入れた¹⁸²。

本学法科大学院の学生たちは、これらの機会を活用して、国際性を涵養している。

（４）特に力を入れている取組み
上記のとおり。

（５）その他
特にない。

2 点検・評価

組織的な検討を踏まえて、本学法科大学院における「法曹に必要とされるマインドとスキル」を設定しており、教員間で認識を共有している。

そして、そのマインドとスキルを各科目においてどのような水準で身につけるべきかを具体的に明らかにするため、組織的な検討を踏まえて「法科大学院において最低限修得すべき内容」を設定している。その内容は、「共通的な到達目標モデル」を準用しつつも、これを引き写すのみではなく、本学法科大学院の設置理念やカリキュラムに対する基本的な考え方（三段階での高度化など）を反映させた独自の内容と組み合わせることによって、適切な形で取り扱われている。この「最低限修得すべき内容」は、単位認定や修了認定において十分に意識されている。

これらを前提に、本学法科大学院における法曹養成教育を総合的に点検・評価すると、入学者選抜、カリキュラム、授業、成績評価・修了認定、教育体制、FD、学修環境、自己改革などいずれの分野においても、法曹に必要なマインドとスキルを身につけるために十分な取組みが行われている。本学法科大学院を修了した者の司法試験合格率が低い水準にあることも考慮すれば、それらの取組みが「非常に良好」に機能しているとまではいえないものの、良好に機能していると評価することができる。

なお、国際性の涵養については、「外国法」を開講する他、授業以外の場面における様々な教育的配慮を施している。

3 自己評価 B

4 改善計画

¹⁸¹ 【資料 A44】 KULS ニュース・レター 42 号，【資料 77】 第 22 回日韓土地法学会大会プログラム。

¹⁸² 【資料 A44】 KULS ニュース・レター 46 号。

現在の取組みを，このままさらに推し進める。